神河町地域防災計画
資料編

令和７年５月　改正

神 河 町 防 災 会 議

資料編　目　　次

１．神河町防災会議条例 1
２．神河町防災会議運営規程 2
３．神河町防災会議委員名簿 3
４．神河町災害対策本部条例 4
５．関係機関連絡先一覧 5
６．神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル） 12
７．神河町防災対応マニュアル 40
８．避難勧告等の判断・伝達マニュアル 118
９．播磨地域広域避難計画 136
10．地区防災計画策定状況一覧 184
11．神河町重要水防区域一覧 185
12．土石流危険渓流一覧 198
13．急傾斜地崩壊危険箇所一覧 202
14．地すべり危険箇所一覧 212
15．山地災害危険地区一覧 213
16．土砂災害（特別）警戒区域一覧 218
17．神河町消防団の組織及び担当区域 226
18．水防倉庫資機材備蓄状況一覧 227
19．防災倉庫資機材備蓄状況一覧 227
20．庁用自動車一覧（町有車両一覧） 233
21．神河町自主防災組織編成 235
22．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧 236
23．自衛隊災害派遣要請連絡先 236
24．避難所及び収容人員一覧 237
25．災害時要援護者利用施設一覧 238
26．神河町指定文化財一覧 239
27．防災行政無線関係局位置一覧 242
28．医療機関一覧 244
29．町内薬局・薬店一覧 244
30．町内ボランティア団体一覧 245
31．町指定給水装置工事事業者一覧 246
32．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準 247
33．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 249
34．兵庫県災害援護金支給等に関する規則 253
35．兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定書 257
36．西播磨地域災害時等相互応援に関する協定書 260
37．姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書 265
38．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書 268
39．災害時における応急対策業務に関する協定書 271
40．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局） 273
41．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局） 275
42．兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定書 277
43．神河町多可町広域消防相互応援協定書 284
44．災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局） 286
45．災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所） 288
46．災害時における飲料水の提供に関する協定書 291
47．播磨広域防災連携協定書 292
48．播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書 297
49．災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書 305
50．ヤフー㈱情報応援協定書 310
51．災害時における生活物資の確保に関する協定書（コメリ災害対策センター） 312

52. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ナフコ神崎店） 314
53. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（マックスバリュー西日本㈱） 316
54. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（生活協同組合コープこうべ） 318
55. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（㈱エーコープ近畿） 320
56. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ゴダイ㈱） 322
57. 災害時における生活物資の確保に関する協定書 324
58. 災害時における廃棄物処理に関する応援協定書 326
59. 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 328
60. 神川町の災害時相互応援に関する協定書 330
61. 災害時における福祉避難所に関する協定書（うぐいす荘） 333
62. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別養護老人ホームあやめ苑） 335
63. 災害時における福祉避難所に関する協定書（アキタケメディカル「さくら」介護センター） 337
64. 災害時における福祉避難所に関する協定書（介護老人保健施設かみかわ） 339
65. 災害時における福祉避難所に関する協定書（Resort　によん in 神河） 341
66. 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書 343
67. 災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する応援協定書 346
68. 災害時における物資の調達に関する協定書 348
69. 兵庫県水道災害相互応援に関する協定書 351
70. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 368
71. 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携協力に関する覚書 372
72. 神河町と兵庫県立生野高等学校との避難場所使用にかかる覚書 374
73. 災害の発生時における物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定書 376
74. 災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書 378
75. 災害時における連携協力に関する協定書 380
76. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書 382
77. 神河町災害見舞金支給規則 384

１．神河町防災会議条例

平成17年11月7日
条例第17号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、神河町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　神河町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
（２）　神河町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
（３）　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　兵庫県知事の部内の職員のうちから町長が任命する職の者
（２）　兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する職の者
（３）　町長がその部内の職員のうちから指名する職の者
（４）　教育長
（５）　姫路市消防局の消防吏員のうちから町長が任命する者
（６）　消防団長
（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
（８）　その他特に必要と認め、町長が任命する者
６　前項各号の委員の総数は、20人以内とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

２．神河町防災会議運営規程

平成19年6月29日
規程第22号

（目的）

第１条　この規程は、神河町防災会議条例（平成１７年神河町条例第１７号）第５条の規定に基づき、神河町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第２条　防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（委員の代理出席）

第３条　委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめ代理人を出席させることができる。

（会議）

第４条　防災会議は、防災に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

（議事の特例）

第５条　防災会議の議事で、一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して措置することができる。

２　会長は、前項の規定により措置した事項については、次回の防災会議にその旨を報告するものとする。

（専決処分）

第６条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、急を要する場合は、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

（１）　災害に関する情報を収集すること。

（２）　災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

（３）　非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

（４）　関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

（５）　その他軽易の事項

２　会長は、前項の規定により、専決処分した事項については次回の防災会議に報告するものとする。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（異動報告）

第８条　委員の異動等変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

３．神河町防災会議委員名簿

会長　　神河町長　山名　宗悟（条例第３条第２項）

委員（条例第３条第５項）

平成 31 年 2 月現在

機　　関　　名	役 職 名	氏　　名
中播磨県民センター県民交流室（第１号）	県民躍動室長	近藤　　康
中播磨健康福祉事務所（　〃　）	中播磨健康福祉事務所長	仲西　博子
姫路農林水産振興事務所（　〃　）	姫路農林水産振興事務所長	中岸　明彦
姫路土地改良センター（　〃　）	姫路土地改良センター所長	福永　陽介
姫路土木事務所（　〃　）	姫路土木事務所長	太田　宜伸
福崎警察署（第２号）	福崎警察署長	芳本　忠佳
神河町（第３号）	神河町副町長	前田　義人
〃　（　〃　）	神河町総務課長	平岡　万寿夫
〃　（　〃　）	神河町健康福祉課参事 兼保健師事業特命参事	木村　弘美
〃　（　〃　）	神河町建設課長	藤原　寿一
〃　（　〃　）	教育課長	児島　浩司
〃　（　〃　）	神河町上下水道課長	谷綛　和人
公立神崎総合病院（　〃　）	公立神崎総合病院副院長兼事務長	高階　正三
神河町教育委員会（第４号）	神河町教育長	中野　憲二
姫路市中播消防署（第５号）	姫路市中播消防署長	林　　昭良
神河町消防団（第６号）	神河町消防団長	藤原　朋訓
関西電力送配電㈱　姫路本部（第７号）	関西電力送配電㈱　姫路本部 姫路配電営業所長	田中　武士
西日本電信電話㈱　兵庫支店（　〃　）	西日本電信電話㈱　兵庫支店 設備部　災害対策室次長	安田　　誠
西日本旅客鉄道㈱（　〃　）	西日本旅客鉄道㈱　福崎駅　助役	堀　　正直
㈱ウイング神姫（　〃　）	粟賀営業所長	小森　英樹

４．神河町災害対策本部条例

平成17年11月7日
条例第125号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、神河町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

５．関係機関連絡先一覧

１　神河町

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
総務課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-0001 0790-34-0691
地域振興課　農林業係	〃	0790-34-0960
税務課	〃	0790-34-0961
住民生活課	〃	0790-34-0962 0790-34-1556
ひと・まち・みらい課	〃	0790-34-0002
建設課	〃	0790-34-0964
会計課	〃	0790-34-0968
議会事務局	〃	0790-34-0213
上下水道課	〃	0790-34-0966
教育課　学校教育係 〃　社会教育係	〃	0790-34-0212 0790-34-0645
地域局	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町630	0790-32-1222 0790-31-2800
健康福祉課	〃	0790-32-2421
大河内保健福祉センター	〒679-3115 神崎郡神河町比延5-2	0790-34-0965
地籍課	〃	0790-34-0965
情報センター	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町624-39	0790-32-2752 0790-32-2753
センター長谷	〒679-3103 神崎郡神河町長谷925-2	0790-35-0001
給食センター	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町661-1	0790-32-0257
神河町中央公民館	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-1450
神崎公民館	〒679-2413 神崎郡神河町中村10	0790-32-1681
子育て学習センター	〒679-3115 神崎郡神河町比延5-2	0790-34-0315
きらきら館	〒679-2413 神崎郡神河町中村29	0790-32-2410
町民体育館	〒679-3103 神崎郡神河町長谷999-3	0790-35-0536
神崎体育センター	〒679-2413 神崎郡神河町中村10	0790-32-1681
町民温水プール	〒679-3103 神崎郡神河町長谷990-1	0790-35-0536
はにおか運動公園	〒679-3115 神崎郡神河町比延277-4	0790-34-0005
中播北部クリーンセンター	〒679-2415 神崎郡神河町福本1247-60	0790-32-2888
あじさい苑	〒679-2413 神崎郡神河町中村29	0790-32-0286

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
神河中学校	〒679-3121 神崎郡神河町上岩25-1	0790-34-0030 0790-34-1355
神崎小学校	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町611	0790-32-0025 0790-32-2511
寺前小学校	〒679-3116 神崎郡神河町寺前435-1	0790-34-0024 0790-34-0147
長谷小学校	〒679-3103 神崎郡神河町長谷647	0790-35-0012 0790-35-0062
神崎幼稚園	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町611	0790-32-1790
寺前幼稚園	〒679-3116 神崎郡神河町寺前192	0790-34-0724
寺前保育所	〒679-3116 神崎郡神河町寺前396	0790-34-1538
神崎保育園	〒679-2413 神崎郡神河町中村33	0790-32-0284

２　自衛隊

名　　称	所　在　地	電話
陸上自衛隊第３師団（中部方面特科連隊）	〒670-0881 姫路市峰南町1-70	079-222-4001
防衛省自衛隊兵庫地方協力本部姫路・西播地区隊	〒670-0012 姫路市本町240　光貿易ビル1F	079-282-0535

３　関係県（本庁）機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
兵庫県企画県民局災害対策局防災企画課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9908 078-362-9914
兵庫県警察本部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441
兵庫県教育委員会（事務局）	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3736

4　指定地方行政機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
農林水産省近畿農政局神戸地域センター	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29	078-331-9941
神戸地方気象台（防災管理官室）	〒650-0024 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-222-8907 078-222-8942

5　指定公共機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
日本赤十字社兵庫県支部事務局	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889
日本銀行神戸支店	〒651-0034 神戸市中央区京町81	078-334-1111
関西電力送配電（株）姫路本部	〒670-0911 姫路市十二所前町117番地	※079-229-9145
西日本電信電話株式会社兵庫支店	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440 078-326-7363
西日本旅客鉄道（株）福知山支社	〒620-0000 福知山市天田118-1	0773-22-4303

※ この電話番号については、一般公開していないので取扱注意

6　指定地方公共機関

名　　称	所　在　地	電話
（一社）兵庫県医師会	〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6-1-11	078-231-4114
神姫バス（株）本社バス事業部運輸課	〒670-0927 姫路市西駅前町 1	079-223-1347
（一社）兵庫県トラック協会	〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556

7　県地方機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
中播磨県民センター県民躍動室企画防災課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9035 079-285-1102
中播磨県民センター姫路土木事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9458 079-281-8529
中播磨県民センター姫路土地改良センター	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9368 079-284-5644
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9267 079-222-9943
中播磨県民センター姫路農業改良普及センター	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9331 079-281-9250
中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9210 079-224-3037
中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所福崎保健所	〒679-2204 福崎町西田原 235	0790-22-1234 0790-22-6680
中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所	〒679-2204 福崎町西田原 1994-4	0790-22-1290 0790-22-1291
西播磨県民局県民交流室環境課	〒678-1205 上郡町光都 2-25	0791-58-2137 0791-58-2327
福崎警察署	〒679-2214 福崎町福崎新 376-3	0790-23-0110

８　放送事業者

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
朝日放送（株）報道情報局 ニュース情報センター	〒553-8503 大阪市福島区福島 1-1-30 E-mail news-desk@asahi.co.jp	06-6457-5311 06-6458-1241
関西テレビ放送（株）報道局 報道部	〒530-8408 大阪市北区扇町 2-1-7 E-mail newsdesk@ktv.co.jp	06-6314-8808 06-6314-8826
（株）毎日放送 報道局 ニュースセンター	〒530-8304 大阪市北区茶屋町 17-1 E-mail tora@mbs.co.jp	06-6359-3555 06-6359-3559
〃　　ラジオ局 編成センター	〃 E-mail sawako@mbs.co.jp radiohoudou@mbs.co.jp	06-6359-3527 06-6359-3528
讀賣テレビ放送（株）報道局（災害窓口）	〒540-8510 大阪市中央区城見 2-2-33 E-mail newsa@ytv.co.jp	06-6947-2365 06-6942-7734
大阪放送（株）編成部 報道局	〒552-0007 大阪市港区弁天 1-2-4 E-mail hodo@1314.co.jp	06-6577-1321 06-6577-1320
ＮＨＫ神戸放送局 放送部	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2－24－7 E-mail noumi.r-dy@nhk.or.jp	078-252-5100 078-252-5110
（株）サンテレビジョン 報道部	〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-9-1 E-mail daido@sun-tv.co.jp	078-303-3168 078-303-3158
（株）ラジオ関西 報道制作局 報道制作部	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 E-mail hayashi@jocr.jp hodo@jocr.jp	078-362-7380 078-362-7403
兵庫エフエム放送（株） 編成部	〒650-8589 神戸市中央区波止場町 5-4 中突堤中央ビル 4F E-mail kobaken@kiss-fm.co.jp	078-322-1003 078-322-1011
（株）ＦＭ８０２ ＣＯＣＯＬＯ編成部	〒530-8580 大阪市北区天神橋 2-北 2-6 大和南森ビル 8F・9F E-mail matuoka@fm802.co.jp	06-6354-8045 06-6354-8033
兵庫県　企画県民部 災害対策課　防災係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 E-mail saitai@pref.hyogo.lg.jp	078-362-9868 078-362-9911 〃　9912
朝日新聞社神戸総局	〒650-0035 神戸市中央区浪花町 60　朝日ビル	078-331-4144
毎日新聞社神戸支局	〒650-0023 神戸市中央区栄町 4-3-5　神戸新聞ビル 2F	078-371-3221
神戸新聞社総務局広報部	〒650-8571 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5-7	078-362-7100
（株）読売新聞大阪本社	〒530-8551 大阪市北区野崎町 5-9	06-6361-1532
産経新聞神戸総局	〒650-0015 神戸市中央区多聞通 4-1-5	078-351-1771
（株）時事通信社大阪支社	〒541-0051 大阪市中央区備後町 4-1-3	06-6231-6341
日本経済新聞社神戸支社	〒650-0011 神戸市中央区下山手通 7-1-24	078-371-3581
（株）共同通信社神戸支局	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-361-7922
日刊工業新聞社神戸支局	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 2-1-2	078-321-1731
ＮＨＫ姫路支局 放送部	〒670-0937 姫路市元塩町 101	079-225-1901
神戸新聞社神崎支局	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1388-12	0790-22-0045

9　その他の機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
（一社）神崎郡医師会	〒679-2203 福崎町南田原 457	0790-22-6015
兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所	〒679-2204 福崎町西田原 1949	0790-22-4900 0790-22-5325
神姫グリーンバス（株）粟賀営業所	〒679-2413 神河町中村 39-1	0790-32-1021 0790-32-1107
西日本旅客鉄道（株）寺前駅	〒679-3112 神河町鍛治 142-7	※0790-38-2288
日本通運（株）福崎物流センター事業所	〒679-2215 福崎町西治 1714-14	0790-23-2700
（一社）兵庫県トラック協会西播支部	〒670-0976 姫路市中地村東 26-1	079-294-0798
中播衛生施設事務組合	〒679-2203 福崎町南田原 457	0790-22-4210
兵庫西農業協同組合　神飾統括部	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-5001
神河町社会福祉協議会	〒679-2414 神河町粟賀町 630	0790-32-2303
神崎郵便局	〒679-2499 神河町粟賀町 577-3	0790-32-0050
大河内郵便局	〒679-3199 神河町寺前 256-5	0790-34-0050
神河町商工会	〒679-2413 神河町中村 29	0790-32-0295 0790-32-2355
神河町商工会大河内支所	〒679-3116 神河町寺前 218-1	0790-34-0641
中はりま森林組合	〒679-3116 神河町寺前 251	0790-34-0012

※ この電話番号については、一般公開していないので取扱注意

10　関係市町機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
姫路市消防局危機管理室　防災担当	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-9593 079-223-9541
福崎町住民生活課	〒679-2280 福崎町南田原 3116-1	0790-22-0560 0790-22-5980
市川町総務課	〒679-2392 市川町西川辺165-3	0790-26-1010 0790-26-1049
相生市企画管理部総務課	〒678-8585 相生市旭1-1-3	0791-23-7126 0791-22-6439
赤穂市市長公室危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋81	0791-43-6866 0791-43-6892
宍粟市まちづくり推進部消防防災課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	0790-63-3119 0790-63-3064
たつの市総務部危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3219 0791-63-2594
太子町生活福祉部生活環境課	〒671-1592 太子町鵤1369-1	079-277-1015 079-276-3892
上郡町総務課	〒678-1292 上郡町大持278	0791-52-1111 0791-52-5172
佐用町企画防災課	〒679-5380 佐用町佐用2611-1	0790-82-0664 0790-82-0131
朝来市総務部総務課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	079-672-6115 079-672-4041
多可町生活安全課	〒679-1192 多可町中区中村123	0795-32-4777 0795-32-2349

11　県下消防本部

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
神戸市消防局	〒650-8570 神戸市神戸市中央区加納町 6-5-1	078-332-5738
姫路市消防局	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-0003 079-222-8222
姫路市中播消防署	〒679-2214 福崎町福崎新 404-2	0790-23-0119 0790-22-0119
姫路市中播消防署北部出張所	〒679-2336 市川町沢 98	0790-28-0119 0790-28-1535
尼崎市消防局	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1	06-6481-3964
明石市消防本部	〒673-0044 明石市藤江 924-8	078-921-0119
西宮市消防局	〒662-0911 西宮市池田町 13-3	0798-26-0119
淡路広域消防事務組合消防本部	〒656-0021 洲本市塩屋 1-2-32	0799-24-0119
芦屋市消防本部	〒659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797-32-2345
伊丹市消防局	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-1	072-783-0123
豊岡市消防本部	〒668-0055 豊岡市昭和町 4-33	0796-24-1119
加古川市消防本部	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000	0794-24-0119
西はりま消防組合	〒671-1621 たつの市揖保川町正條 279-1	0791-76-7119
赤穂市消防本部	〒678-0239 赤穂市加里屋 1120-120	0791-43-6881
宝塚市消防本部	〒665-0033 宝塚市伊予志 3-14-61	0797-73-1141
三木市消防本部	〒673-0433 三木市福井 1933-15	0794-82-0119
高砂市消防本部	〒676-0078 高砂市伊保 4-553-1	079-448-0119
川西市消防本部	〒666-0017 川西市火打 1-12-11	072-759-0119
小野市消防本部	〒675-1378 小野市王子町 806-1	0794-63-0119
三田市消防本部	〒669-1543 三田市下深田 396	079-564-0119
篠山市消防本部	〒669-2451 篠山市北 40-2	079-594-1119
丹波市消防本部	〒669-3311 丹波市柏原町母坪 371-1	0795-72-2255
南但消防本部	〒669-5261 朝来市和田山町枚田 436-1	079-672-0119
北はりま消防本部	〒679-0212 加東市下滝野 1269-2	0795-48-3115
美方広域消防本部	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1	0796-92-0119
猪名川町消防本部	〒666-0233 川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10	072-766-0119

神河町水防計画
（風水害初動対応マニュアル）

第 1 章　　総　　則

この計画は、水防法第３条に基づき同法第１条の目的を達するために、本町管内における台風、又は洪水等による水害事態に対処する適切な水防態勢を確立強化して、これらの災害の警戒防御にあたり、その被害の軽減につとめ、もって民生の安定を図る。

第 2 章　　災害警戒本部機構と組織

１　機　　構

町内における水防を総括するために災害警戒本部を設置し、災害警戒本部室を役場内におく。

ただし、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は災害警戒本部から災害対策本部に移行し、町地域防災計画に基づいて災害対応にあたることとする。

２　組　　織

災害警戒本部組織編成図

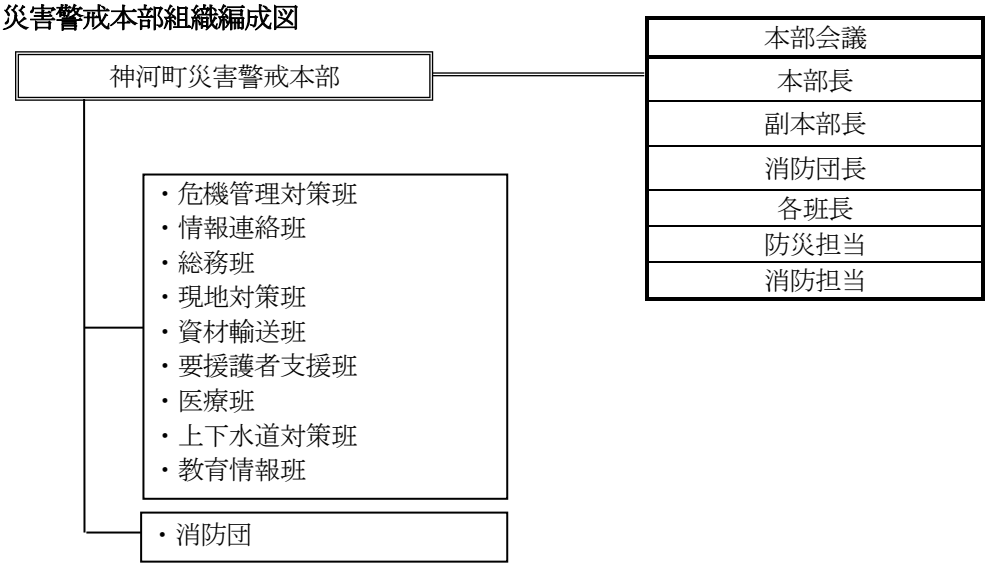

3　事務分掌

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
危機管理対策班	住民生活課	●			1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること
		●			2　消防団の出動要請に関すること
		●	●		3　防災資機材の調達に関すること
		●	●		4　町内における災害応急対策の総合調整に関すること
		●	●		5　災害応急対策に係る他支町、県、国、県警察、自衛隊との連絡調整に関すること
		●	●		6　役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等に関すること
		●	●	●	7　緊急速報メールに関すること
		●	●	●	8　防災ネットかみかわの活用に関すること
		●	●	●	9　防災会議及び本部会議に関すること
		●	●	●	10 町災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること
		●	●	●	11 業務継続計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	12 災害時受援計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	13 防災行政無線に関すること
		●	●	●	14 フェニックスの活用に関すること
		●	●	●	15 県等への災害報告に関すること
		●	●	●	16 自治組織の連絡調整・支援に関すること
		●	●	●	17 各関係機関との連絡及び調整に関すること
		●	●	●	18 危険物資等の保安対策に関すること
		●	●	●	19 有害物資等の保安対策に関すること
			●	●	20 被災者台帳に関すること
			●	●	21 広域支援の受入場所の確保に関すること
			●	●	22 災害救助法の適用申請事務に関すること
				●	23 水質検査に関すること
				●	24 町営住宅に関すること
				●	25 死体の処理、埋葬に関すること
				●	26 廃棄物、し尿の処理に関すること
				●	27 フェニックス共済に関すること
				●	28 災害復興計画に関すること
				●	29 被災者住宅の再建支援に関すること
				●	30 被災者生活復興資金貸付制度に関すること
				●	31 被災者生活再建支援金に関すること
				●	32 住宅災害復興融資利子補給に関すること
				●	33 災害応急対策の実施状況等の整理に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
総務班	総務課	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●	●	●	2　職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること
		●	●	●	3　職員の活動支援、安否、補償等に関すること
		●	●	●	4　町の所有に属する財産・車両等の管理等に関すること
		●	●	●	5　広報・広聴に関すること
		●	●	●	6　外国人の保護に関すること
		●	●	●	7　報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		●	●	●	8　輸送車両の確保及び配車に関すること
			●	●	9　指定避難所の運営（開設１週間程度から）に関すること
			●	●	10　災害応急対策関係予算その他財産に関すること
			●	●	11　国、地方公共団体等からの視察対応に関すること
			●	●	12 高速道路援助申請証明書の発行
			●	●	13 災害に係る問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること
			●	●	14 電算システム、通信設備、ネットワークの点検・確保及び復旧に関すること
			●	●	15 町議会への報告、連絡調整並びに提出資料の整理に関すること
				●	16 人権の擁護に関すること
				●	17 不服申立、争訟等に関すること
				●	18 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること
				●	19 義援金配分委員会に関すること
				●	20 兵庫県義援金の取扱いに関すること
情報連絡班	税務課 会計課	●	●		1　気象及び地震等の情報収集・伝達・記録に関すること
		●	●	●	2　写真等による情報の記録・収集等
			●		3　被災情報の収集・提供・記録に関すること
			●		4　人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
			●	●	5　安否情報の収集・提供等に関すること
			●	●	6　家屋の被害調査及び報告に関すること
			●	●	7　家屋の被害調査及び土地等の損害評価調査に関すること
				●	8　町税・諸収入に関すること
				●	9　罹災証明書に関すること
				●	10 被災者への租税等減免に関すること
資材輸送班	地域振興課 地籍課	●	●		1　資機材の配分及び輸送に関すること
		●	●	●	2　食品、生活必需品の給与、確保、記録に関すること
			●	●	4　救援物資の集配等に関すること
			●	●	5　費用の出納及び物品の調達に関すること
			●	●	6　運送の計画、手配、運営に関すること
			●	●	7　応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
現地対策班	建設課 ひと・まち・みらい課	●	●		1　消防団の災害応急対応の指示に関すること
		●	●	●	2　道路の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	3　ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関すること
		●	●	●	4　市街地等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	5　公共土木施設等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	6　農林道の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	7　危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること
		●	●	●	8　土木資機材等の手配に関すること
		●	●	●	9　道路障害物の除去に関すること
		●	●	●	10 緊急輸送道路に関すること
		●	●	●	11 交通規制に関すること
			●		12 応急公用負担等に関すること
			●		13 応急危険度判定に関すること
			●	●	14 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること
			●	●	15 災害における救助に関すること
			●	●	16 災害の応急、復旧等に関すること
			●	●	17 用地の確保、土地の使用・提供等に関すること
			●	●	18 商工業関係の被害調査等に関すること
			●	●	19 観光業、観光客の保護に関すること
			●	●	20 農林水産業に関すること
			●	●	21 家畜防疫、へい獣処理等に関すること
要援護者支援班	健康福祉課	●	●	●	1　災害時要援護者の保護に関すること
		●	●	●	2　避難所の避難者状況の収集・報告に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　他対策部に属しない生活支援及び保護に関すること
			●		5　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
			●	●	6　災害時における心のケアに関すること
			●	●	7　被災者の福祉に係る相談及び情報提供に関すること
			●	●	8　入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること
			●	●	9　被災地における防疫・保健指導等に関すること
			●	●	10 感染症の予防・対策等に関すること
			●	●	11 食品衛生、食中毒防止等に関すること
			●	●	12 住民の健康維持、保健衛生に関すること
			●	●	13 ボランティアに関すること
				●	14 社会福祉施設の復旧に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
医療班	公立神崎総合病院	●	●		1　救護所の開設・運営に関すること
		●	●	●	2　医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所（病院）の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　入院患者の保健に関すること
			●	●	5　避難所等での保健活動に関すること
			●	●	6　病院施設等の応急・復旧対策に関すること
上下水道対策班	上下水道課	●			1　上下水道施設等の監視及び状況把握に関すること
			●	●	2　上下水道施設等の応急・復旧対策に関すること
			●	●	3　給水対策に関すること
			●	●	4　断水エリアの特定
			●	●	5　応急給水計画の作成、実施
			●	●	6　飲料水の確保及び給水
教育情報班	教育課	●			1　指定避難所の運営（開設から１週間程度）に関すること
		●	●	●	2　文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること
		●	●	●	3　文化財の保護に関すること
			●	●	4　児童生徒の保護に関すること
			●	●	5　児童生徒の応急教育に関すること（心のケアを含む。）
			●	●	6　保育所園児の保護に関すること
			●	●	7　保育所園児の応急保育に関すること
消防団	消防団本部	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●			2　災害時要援護者の避難の補助に関すること
		●			3　消火及び災害の防除、軽減に関すること
		●			4　団員の招集、水防信号及び水防記録に関すること
		●			5　情報の受理及び連絡に関すること
		●			6　本部及び各分団との連絡並びに状況の報告に関すること
		●			7　水防区内を巡視し、量水標、堤防及び要警戒箇所の監視に関すること
		●	●		8　住民への情報伝達及び町内情報の収集に関すること
		●	●		9　河川水位の監視及び報告に関すること
		●	●		10 道路障害物の除去に関すること
		●	●		11 避難住民等の救援の補助に関すること
			●		12 災害における救助に関すること
		●	●	●	13 資材輸送の補助に関すること

第３章　水防計画の運用

１　災害警戒（対策）本部の設置

台風、大雨等により異常事態の発生が予想されるとき、本部長及び副本部長の合議により災害警戒本部を設置する。

本部長が災害警戒本部を設置した場合は、危機管理対策班長から各班長、消防団長等にその旨を伝達する。

各班長、消防団長等は、伝達を受けた場合は直ちに本部長の指揮下に入り、それぞれ事務分担によりいつでも水防活動ができる態勢をとるものとする。

水防第３号指令が発令されかつ大規模の災害の発生が予想されるとき、本部長及び副本部長の合議により災害対策本部を設置する。

<table>
<tr><th></th><th>災害の状況</th><th>組織体制</th><th>動員体制</th></tr>
<tr><td>第１号配備</td><td>①災害発生の恐れがあるが、その時間規模等推測困難な段階
②小規模の災害が発生すると予想される場合
③水防指令１号が発令されたとき
④本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td>警戒体制</td><td>所属人員のうち予め定めた人員
主として、情報の収集・伝達等にあたる体制</td></tr>
<tr><td>第２号配備</td><td>①小規模の災害が発生した段階又は中規模の災害が予想される場合
②水防指令２号が発令されたとき
③本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td rowspan="2">災害警戒本部</td><td>所属人員のうち予め定めた人員
主として、災害対策にあたる体制</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３号配備</td><td rowspan="2">①中規模の災害が発生した段階又は大規模の災害が予想される場合
②大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき
③水防指令３号が発令されたとき
④本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td rowspan="2">全員
災害応急対策に万全を期してあたる体制</td></tr>
<tr><td>災害対策本部</td></tr>
</table>

２　職　務

災害警戒本部が設置されたときは、災害警戒本部組織編成図（P．1）により配置され、以下のとおりそれぞれの事務分担に就くものとする。

（１）　本部長

本部長は本部業務を掌理する。

（２）　副本部長

副本部長は本部長を補佐する。

（３）　班長

各班長は本部会議における決定事項等を、各所属の副班長に対し指示を行う。

（４）　副班長

副班長は各所属の班員に指揮命令伝達及び状況に応じて現場情報を各所属の班長に報告する。

（５）　消防団長

災害警戒（対策）本部長の命を受け、団員の災害防御活動の総括的な指揮を行う。

（６）　消防団副団長

消防団長を補佐し、団員（担当水防区）の災害防御活動の指揮を行う。

（７）　分団事務

分団長（副分団長）の指揮により、それぞれ災害防御活動を行う。

3　水防区域別一覧表

水防区	水防区域
越知谷水防区	新田、作畑、大畑、越知、岩屋
粟賀北水防区	根宇野、山田、中村、粟賀町
粟賀南水防区	福本、貝野、しんこうタウン、寺野、加納、柏尾、東柏尾
大　山水防区	吉冨、杉、大山、猪篠
寺　前水防区	新野、野村、比延、寺前、鍛治
小田原水防区	上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田
長　谷水防区	大河、川上、長谷、栗、渕

4　重要水防区域

洪水が公共に及ぼす影響の大きい重要水防区域は、別表神河町重要水防区域一覧（P68）のとおりである。

5　災害警戒本部と消防団との連絡交信

本部との連絡は、電話、無線、口答等により行うが、分団では消防詰所又は公民館等に連絡員を常駐させておくこととする。

連絡電話番号一覧表

連絡先	電話番号	備考
災害警戒本部	34-0969	（代表）
危機管理対策班	34-0962・34-0963	（住民生活課）
情報連絡班	34-0968・34-0961	（会計課） （税務課）
資材輸送班	34-0960	（農林政策課）
要援護者支援班	32-2421・32-1224	（健康福祉課）
現地対策班	34-0964	（建設課）
医療班	32-2488	（公立神崎総合病院総務課）
上下水道対策班	34-0966	（上下水道課）
教育情報班	34-0212	（教育課）

アマチュア無線による連絡（神崎支庁舎）

周波数	１４５．５０
コール	ＪＫ３ＺＵＨ

6　記録等の様式

水防状況把握及び記録のため、次により記録し、本部長に報告するものとする。

様式１　降雨量の状況 ――――――――――――――― 情報連絡班
様式２　量水標の状況 ――――――――――――――― 情報連絡班
様式３　水防情報、指令の状況 ――――――――――――― 情報連絡班
様式４　被害状況調書（管内図添付）（総括表） ―――― 情報連絡班
様式５　被害状況調書（管内図添付）（種別用） ―――― 情報連絡班
様式６　水防実施状況 ――――――――――――――― 分団・情報連絡班
様式７　資材等受払表（記録用） ――――――――――― 資材輸送班
様式８　資材等受払表（掲示用）（参考） ―――――――― 資材輸送班
様式１０　水防実施状況報告書 ――――――――――――― 危機管理班

第 4 章　　水防態勢及び活動

水防活動に関する注意報及び警報の発令があったとき、又は水防活動の必要があると予想されるときに水防態勢に入るものとする。

なお、集中豪雨等の場合、必要があれば水防指令を水防区域毎に発令するものとする。

1　水防指令の定義

神河町災害警戒本部長（町長）等が、町職員及び消防団に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

区　分	発令権限者
水防指令１号	町長
水防指令２号	災害警戒本部長（町長）
水防指令３号	災害警戒（対策）本部長（町長）

なお、水防指令発令権限者が、事故等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、登庁した者の中から次の順位で発令することとする。

順位	水防指令１号	水防指令２号	水防指令３号
1	副町長		
2	防災特命参事		
3	住民生活課長		
4	総務課長		
5	建設課長		
6	その場における最高責任者		

2　水防の態勢

連絡員（防災担当課員）は兵庫県から水防指令、水防警報等の連絡を受けたときは、直ちに防災特命参事に連絡を行う。防災特命参事不在のときは、住民生活課長、総務課長、建設課長に連絡を行う。

（１）　準備態勢

①　防災特命参事、住民生活課長、総務課長、建設課長、防災担当、必要があれば消防団長、消防担当をもって行う。

②　気象情報、雨量、水位を監視しながら、非常配備態勢について検討を行う。

（２）　第１非常配備態勢（警戒体制の設置時期：水防指令１号）

①　全管理職、消防団長、住民生活課防災担当、消防担当をもって行う。

②　出動した全管理職は、第 1 非常配備態勢に掲げる班編成（P28）に分かれ、必要な措置を行う。

（３）　第２非常配備態勢（災害警戒本部の設置時期：水防指令２号発令時）

①　全管理職員及び予め班長から出動指示を受けた職員をもって行う。

②　現地対策班の班長は雨量等状況の悪化が予想される場合など事態の推移により課員の招集を行う。

③　第２非常配備態勢に掲げる班編成(P29)に分かれ、任務を行う。

④　本部長は、消防団の出動を命じる。消防団は班長以上が出動し、巡回等を行う。

ただし、特定水防区域内で、災害が発生した場合は、特例として該当水防区域に属する分団のみ全員の出動を命じることができる。

⑤ 水防指令が特定水防区域に発令された場合、該当区域分団は班長以上、また、区域外の分団は分団長及び副分団長による出動態勢をとり、必要があれば班長以上を招集する。

（4） 第３非常配備態勢（災害警戒（対策）本部の設置時期：水防指令３号発令時）

① 第３非常配備態勢に掲げる班編成（P30）に分かれ任務を行う。（全職員・全消防団が出動してこれにあたり、完全な水防態勢とする。）

② 水防指令が特定水防区域に発令された場合、該当区域分団は全員の出動態勢をとり、また、区域外の分団は班長以上とし、必要があれば全員の出動態勢をとる。

３ 非常配備につく時期

非常配備につく時期の基準は次のとおりとする。

	配備基準	災害の状況	組織体制
準備態勢	① 準備態勢水位（水防団待機水位の８割程度）に達したとき ② 土砂災害情報相互システムで既に連続雨量が１００mm以上の雨量を記録し、更に時間雨量が２０mmを越えるとき。または時間雨量が２０mmを越え、なお引き続いて時間雨量が４０mmを予測されるとき ③ 台風等の接近が予想されるとき ④ 防災特命参事が当該配備体制の必要を認めたとき	① 神戸地方気象台から大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報、暴風警報が発表される恐れのある段階	警戒体制
第１非常配備態勢	① 水防指令１号が発令されたとき ※ 震度４の地震が発生したとき 【自動発令】	① 災害発生の恐れがあるが、その時間規模等推測困難な段階 ② 小規模の災害が発生すると予想される段階	
第２非常配備態勢	① 水防指令２号が発令された場合 ※ 震度５弱又は強の地震が発生したとき 【自動発令】	① 小規模の災害が発生した段階又は中規模の災害が発生することが予想される段階	災害警戒本部
第３非常配備態勢	① 水防指令３号が発令された場合 ※ 震度６弱以上の地震が発生したとき 【自動発令】	① 中規模の災害が発生した段階 ② 大規模の災害が発生することが予想される段階	災害対策本部

４　水防指令発令基準

	発　令　基　準
水防指令１号	①神戸地方気象台から気象警報等が発表される恐れがあり、今後の気象情報及び水位に注意と警戒を必要とするとき ②河川の水位が水防団待機（通報）水位に達し、さらに上昇の恐れがあるとき ③土砂災害情報相互システムで既に連続雨量１００mmを観測し、かつ時間雨量が４０mm以上を予測されたとき ④台風等が当地方を通過することが予想されるとき ⑤その他、本部長が第１非常配備体制の必要を認めたとき
水防指令２号	①水防事態が予想され、数時間後に水防活動の必要が予想されるとき ②河川の水位が氾濫注意（警戒）水位に達することが予想されるとき ③兵庫県中播磨県民センターからの水防警報の「１待機及び２準備」が発せられたとき ④その他、本部長が第２非常配備体制の必要を認めたとき
水防指令３号	①水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第２非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき ②河川の水位が氾濫注意（警戒）水位に達し、さらに上昇の恐れがあるとき ③時間雨量が４０mm、連続雨量が２００mmを越え、洪水のおそれが予想されるとき ④気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布図（土砂キキクル）において、警戒レベル４相当の「危険（紫色）」を示し、土砂災害警戒情報が発表されたとき ⑤大規模の災害が発生することが予想される気象情報（特別警報等）が発令されるとき ⑥兵庫県中播磨県民センターからの水防警報の「３出動」が発せられたとき ⑦台風等が当地方を直撃することが予想されるとき ⑧その他、本部長が第３非常配備体制の必要を認めたとき

第５章　出　　動

１　出　動

（１）　水防指令２号による出動

・第２非常配備態勢に入る場合の出動指令。
・全管理職及び予め出動指示を受けた職員は役場及び施設へ出動する。
・上記以外の職員は、出動できる準備を整えた上で待機とする。
・消防団員は班長以上が出動とする。
・一部の水防区域を対象に発令された場合は、該当区域の分団は班長以上の出動とし、他の分団は分団長及び副分団長の出動とする。

（２）　水防指令３号による出動

・第３非常配備態勢に入る場合の出動指令
・全職員及び全消防団員は出動とする。
・一部の水防区域を対象に発令された場合は、該当区域の分団は全分団員の出動とし、他の分団は班長以上の出動とする。

上記以外（水防指令発令に関係なく）で消防団各分団において、水防上必要と認めるとき（水防区域に直接被害が予想される時、又は水防区域から出動要請等があった場合）は、分団長（副分団長）から消防副団長を経て本部長の指示により出動するものとする。ただし、緊急を要する場合は、消防副団長に報告後、直ちに出動するものとする。

２　居住者出動（自主防災組織）

本部長は、水防法第２４条に基づき、水防のためやむを得ず必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして応援出動を要請するものとする。

第６章　水防監視

１　雨量・水位計の監視

本部付情報連絡班は、第２非常配備態勢時以降、システム上で雨量・水位計の監視を行い、水位の動向を注視する。

監視するサイトは、以下のとおり。

①【ACTION FOR PA】URL:https://action-pa.wni.co.jp/　（PC 版）

ID：kamikawa-town001　Pass：bosai

②【神河町ホームページ　神河町防災気象情報サイト】

③【国土交通省　川の防災情報】　http://www.river.go.jp/

河川　長谷（犬見川合流南）、寺前(寺前橋)、神崎（市場橋北）

雨量　越知・上越知（越知）、神崎（東柏尾）、足尾（本村）、大河内（上小田）

④【県河川監視システム】

越知川　学校橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/ochi.html

猪篠川　杉大山橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/sugi.html

市　川　昭和橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/terano.html

⑤【県河川ライブカメラシステム】

越知川　市場橋　https://scamera.hyogo.kasenkanshi.info/himeji/river_detail/hiji0001.html

市　川　寺前橋　https://scamera.hyogo.kasenkanshi.info/himeji/river_detail/hiji0002.html

〃　長谷橋　https://scamera.hyogo.kasenkanshi.info/himeji/river_detail/hiji0003.html

※上記の③は兵庫県ＣＧハザードマップ（自然災害対策情報ポータルサイト）により閲覧できます。

https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/real-time/index.html

≪水位計・河川監視カメラ設置場所≫

	設置箇所	水位計		カメラ		河川名	所在地名	備　考
		町	県	町	県			
01	学校橋	○		○	○	越 知 川	越知　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
02	観音橋	○		○		越 知 川	中村　地内	町防災気象情報サイト
03	市場橋北		○		○	越 知 川	東柏尾　地内	県河川ライブカメラシステム
04	杉大山橋	○		○	○	猪 篠 川	杉　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
05	犬見川合流南		○		○	市　　川	長谷　地内	県河川ライブカメラシステム
06	寺前橋		○		○	市　　川	鍛治　地内	県河川ライブカメラシステム
07	昭和橋	○		○	○	市　　川	寺野　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
08	渕　　橋	○		○		栃 原 川	渕　地内	町防災気象情報サイト
09	蛍　　橋	○		○		犬 見 川	長谷　地内	町防災気象情報サイト
10	日 和 橋	○		○		小田原川	南小田　地内	町防災気象情報サイト

※町河川監視カメラの映像は、ケーブルテレビ文字放送のみ。

≪雨量計の位置≫

名称		所在地名	近接河川	監視サイト
1	寺前	神河町役場（神河町寺前 64）	小田原川・市川	町防災情報サイト
2	新田	新田ふるさと村（新田 340-1）	奥越知川	町防災情報サイト
3	上越知	神河町越知 724-2	越知川	国土交通省川の防災情報
4	越知	神河町越知 402-5	越知川	国土交通省川の防災情報
5	根宇野	グリーンエコー笠形（根宇野 1019-13）	越知川	町防災情報サイト
6	神崎	市場橋下流右岸	越知川	国土交通省川の防災情報
7	貝野	しんこうタウン（貝野 240-4）	市川・越知川	町防災情報サイト
8	猪篠	ヨーデルの森（猪篠 1868）	猪篠川	町防災情報サイト
9	宮野	宮野橋（宮野 262）	小田原川	町防災情報サイト
１０	上小田	旧上小田小学校（上小田 362）	小田原川	町防災情報サイト
１１	大河内	神河町上小田 786	小田原川	国土交通省川の防災情報
１２	川上	旧川上小プール横（川上 483）	犬見川	町防災情報サイト
１３	足尾	足尾谷川横（長谷 288-3）	犬見川	国土交通省川の防災情報

２　量水標の監視

（１）　量水標の監視は、第２非常配備態勢以降に消防団各分団員が行う。

この場合においては、水位の監視・報告は１時間毎に行うこととする。**ただし量水標表示水深が水位上昇時『橋げた又は高水位からが１ｍ』に河川水位が達して以降の監視、報告は３０分毎とする。**（量水標表示水深が水位が下がり始め『橋げた又は高水位からが１ｍ』以上となれば、監視報告は１時間毎とする。）

量水標の報告要領は、量水標表示水深に達していない場合は**「設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、量水標表示水深以下です。」**と報告し、表示水深に達して以降は**「設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、橋げた又は高水位まで〇〇m〇〇cm の水位です。」**と報告する。

※目盛りは５０cm となっており、例えば水位が１ｍ５０cmと２ｍの間にある場合は、橋げた又は高水位まで１ｍ〇〇cmと報告ください。この場合の〇〇cmはおおよその数字で結構です。

（２）　水位が下降し、量水標表示水深以下となった場合は「**設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、量水標表示水深以下です。**」と報告し、以降表示水深を水位が上回るまで報告の必要は無しとする。

報告先はNTT３４－０９６１・０９６８災害警戒（対策）本部情報連絡班へ

３　堤防等の監視

分団員は降雨のとき、随時自己の担当する区域の堤防を巡視して水防及び水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を分団長、消防副団長を経て、本部長に報告する。

４　非常時の監視

（１）　分団員は、出水時においては、消防副団長又は分団長の命によって堤防及び樋門を監視する。

（２）　分団員は、堤防決壊等の原因となる箇所を調査し、その状況を分団長、消防副団長を経て、本部長に急報する。

（３）　通行支障箇所の発見と相互の連絡

通行に支障を来す箇所を発見したときは､直ちに分団長､消防副団長を経て本部長に急報し、各機関並びに警察署と相互に連絡を保つ。

報告先はNTT３４－０９６１・０９６８　災害警戒（対策）本部情報連絡班へ

≪量水標の設置場所≫

	設置箇所	河川名	所在地名	表示水深	監視部
01	俵野橋上流右岸	越 知 川	新田地内	**高水位まで２.０ｍ**	越知谷分団
02	田中橋上流右岸	越 知 川	作畑地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
03	井根橋下流右岸	越 知 川	作畑地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
04	森橋右岸橋台	越 知 川	大畑地内	**橋げたまで１.５ｍ**	越知谷分団
05	ふれあい橋上流左岸	越 知 川	大畑地内	**橋げたまで２.０ｍ**	越知谷分団
06	学校橋左岸上流	越 知 川	越知地内	**高水位まで２.０ｍ**	越知谷分団
07	宮の谷橋下流左岸	越 知 川	岩屋地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
08	茶ノ木原橋橋脚	越 知 川	岩屋地内	**橋げたまで２.０ｍ**	越知谷分団
09	神明橋下流左岸	越 知 川	根宇野地内	**高水位まで２.０ｍ**	根宇野部
10	野尻谷橋橋脚（左岸側）	越 知 川	根宇野地内	**橋げたまで２.０ｍ**	根宇野部
11	山田橋下流左岸	越 知 川	山田地内	**高水位まで２.０ｍ**	山田部
12	観音橋上流左岸	越 知 川	中村地内	**高水位まで１.０ｍ**	中村部
13	しんこう大橋下流左岸	市　　川	貝野地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野部
14	排水ゲートロ下流右岸	越 知 川	貝野地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野部
15	栗賀大橋直下右岸	越 知 川	加納地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野加納部
16	中井堰上流右岸	越 知 川	加納地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野加納部
17	昭和橋橋脚	市　　川	寺野地内	**橋げたまで３.０ｍ**	寺野部
18	観音橋橋脚	越 知 川	吉冨地内	**橋げたまで２.０ｍ**	吉冨部
19	段床橋橋脚（左岸側）	猪 篠 川	吉冨地内	**橋げたまで２.０ｍ**	吉冨部
20	久子橋下流右岸	猪 篠 川	吉冨地内	**高水位まで２.０ｍ**	吉冨部
21	中所橋上流左岸	猪 篠 川	大山地内	**高水位まで１.０ｍ**	大山部
22	比延橋橋台側面右岸	小田原川	比延地内	**橋げたまで２.０ｍ**	比延部
23	住石事務所前右岸	市　　川	鍛治地内	**高水位まで２.０ｍ**	鍛治部
24	第一栗谷橋上流左岸	小田原川	上岩地内	**高水位まで２.０ｍ**	上岩部
25	新田橋橋脚（右岸側）	小田原川	高朝田地内	**橋げたまで２.０ｍ**	高朝田部
26	宮野橋上流左岸	小田原川	宮野地内	**橋げたまで２.０ｍ**	宮野部
27	日和橋上流右岸	小田原川	南小田地内	**橋げたまで１.０ｍ**	南小田部
28	抜居橋下流右岸	小田原川	上小田地内	**橋げたまで３.０ｍ**	上小田部
29	福井橋上流左岸	市　　川	大河地内	**高水位まで２.０ｍ**	大河部
30	蛍橋上流左岸	犬 見 川	大川原地内	**高水位まで２.０ｍ**	長谷部
31	為信橋橋脚	市　　川	為信地内	**橋げたまで３.０ｍ**	長谷部

32	栗橋下流左岸	市　　川	栗地内	**高水位まで２.０ｍ**	栗渕部
33	渕橋橋脚（左岸側）	栃 原 川	渕　地内	**橋げたまで２.０ｍ**	栗渕部

第 7 章　　水 位 の 報 告

本部付情報連絡班は、第２非常配備態勢時以降、水位計による水位が下記の各項となった場合は、危機管理対策班を経て本部長に報告するものとする。

（１）　水防団待機（通報）水位に達したとき
（２）　氾濫注意（警戒）水位に達したとき
（３）　避難判断（特別警戒）水位に達したとき
（４）　氾濫危険（危険）水位に達したとき
（５）　上記の各水位を下回ったとき

水防団待機（通報）水位等

水位計名称	設置箇所	水　　位（m）					
		準備態勢	水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	避難判断(特別警戒) ※高齢者等避難	氾濫危険(危険) ※避難指示	氾濫水位
01	学　校　橋	1.10	1.30	1.80			
02	観　音　橋	1.90	2.30	3.00	(3.10)	(3.80)	(4.20)
03	市 場 橋 北	1.40	1.70	2.40	2.50	3.70	4.70
04	杉 大 山 橋	0.90	1.10	1.60			
05	犬見川合流南	2.00	2.50	3.60			
06	寺　前　橋	1.60	1.90	2.70	2.80	3.60	3.90
07	昭　和　橋	1.60	1.90	2.50	2.60	3.30	3.90
08	渕　　橋	1.10	1.30	1.80			
09	蛍　　橋	1.10	1.30	1.80			
10	日　和　橋	1.20	1.50	2.15			

第 8 章　　情報連絡及び広報

１　情報連絡

水防に関する気象予報・警報の収集、水防活動に必要な指揮命令の伝達水防関係機関との連絡調整の迅速、確実を期するものとする。

２　広報

水防に関する情報について、報道機関、町民等に公表、広報するものとする。

（１）ＣＡＴＶ(文字放送システム)による気象情報の提供

避難場所開設指令１号の発令から解除までの間、ＣＡＴＶ（文字放送システム）により住民向けに気象情報等の情報を提供する。

（２）指定緊急避難場所における公衆無線 LAN の開放

避難場所開設指令１号の発令から解除までの間、公衆無線 LAN（00000JAPAN）を開放するものとし、避難者が気象情報等を入手しやすいようにする。

第９章　避　　難

洪水等による水防事態により著しい危険が予想されると認められるときは、本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令することができる。

１　避難指示等発令の時期

判断基準は次のとおりとし、状況により本部長が判断する。

警戒レベル	避難情報等	発令基準
警戒レベル１	早期注意情報	気象庁発表
警戒レベル２	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁発表
警戒レベル３	高齢者等避難	１　河川が避難判断（特別警戒）水位に達し、さらに水位上昇が予想されるとき ２　気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布図（土砂キキクル）で危険度が警戒レベル３相当の『警戒（赤色）』を示し、大雨警報（土砂災害）がでたとき
警戒レベル４	避難指示	１　河川が氾濫危険（危険）水位に達すると予想されるとき ２　今後、時間雨量 50 ㎜以上の強雨が継続すると予想されるとき ３　大雨による特別警報が出されたとき ４　気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布図（土砂キキクル）で危険度が警戒レベル４相当の『警戒（紫色）』を示し、土砂災害警戒情報が発表されたとき ５　当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合
		避難指示発令後、以下の基準に達した場合、再度避難を促すこととする。 ６　河川が氾濫水位に達すると予想されるとき ７　今後、時間雨量 50 ㎜以上の強い雨が継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき
警戒レベル５	緊急安全確保	１　決壊や、越水・溢水が発生した場合 ２　土砂災害が発生した場合

本部長が避難指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

※　水位の基準は市川（寺前水位局）、越知川（神崎水位局）、越知川（観音橋水位局）

避難範囲：市川（寺前水位局）

貝野、しんこうタウン、寺野、柏尾、野村、比延、鍛治、大河

越知川（神崎水位局）

中村、粟賀町、福本、貝野、しんこうタウン、寺野、柏尾、加納、東柏尾

越知川（観音橋水位局）

根宇野、山田、中村、粟賀町、福本

※　土砂災害警戒情報が発表されたときの避難情報等の発令地区は、1㎞メッシュ（土砂キキクル）の範囲とする。

2　避難指示等の解除の時期

①土砂災害　土砂災害警戒情報が解除され、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ災害の危険性を総合的に判断する。

②洪　水　　水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

③地　震　　余震等が減少し、新たな家屋等の倒壊や崖崩れの恐れがないと判断したとき。

3　指定緊急避難場所・指定避難所（町・県施設）

NO	施設・場所名	連絡先	指定緊急避難場所	指定避難所	対象とする異常な現象の種類			
			収容人数（算定基準2㎡/人）	収容人数（算定基準3.3㎡/人）	洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
1	新田ふるさと村管理棟	33-0870	48人		○	○	○	○
2	越知谷アクティブセンター	32-0300	422人	256人	○	○	○	○
3	神崎小学校	32-0025	407人	246人	○	○	○	○
4	神崎高校体育館	32-0209	480人		×	×	○	○
5	神河中学校	34-0030	481人	291人	○	○	○	○
6	寺前小学校	34-0024	332人	201人	○	○	○	○
7	旧南小田小学校体育館	34-0001	210人		○	○	○	○
8	長谷小学校	35-0012	219人	133人	×	×	○	○
9	町民体育館	35-0740	534人	323人	×	×	○	○
10	センター長谷（２階部分のみ）	35-0001	112人	66人	○	○	×	○

4　指定緊急避難場所（集落施設）

NO	施設・場所名	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類			
		収容人数（算定基準2㎡/人）	洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
1	新田公民館	53人	2階のみ指定	2階のみ指定	×	○
2	作畑秀峰館	58人	○	○	○	○
3	作畑観音堂	12人	×	×	×	○
4	大畑コミュニティーセンター	102人	×	×	×	○
5	越知公民館	60人	○	○	○	○
6	岩屋公民館	70人	×	×	○	○
7	センター根宇野	168人	×	×	×	○
8	山田区新生館	108人	○	○	○	○
9	中村ドリームホール	205人	○	○	○	○
10	粟賀町公民館	123人	×	○	×	○
11	福本揚羽ホール	213人	×	×	○	○
12	貝野営農センター	46人	×	○	○	○
13	寺野公民館	87人	2階のみ指定	○	○	○
14	柏尾ふれあい館	55人	×	×	○	○
15	加納営農センター	50人	○	○	○	○
16	東柏尾集落センター	72人	×	×	○	○
17	吉冨集落センター	88人	○	○	○	○
18	天理教神崎大教会	129人	○	○	×	○
19	杉営農センター	76人	×	×	○	○
20	天理教神大分教会	245人	○	2階のみ指定	現神殿建物のみ指定	○
21	大山なかよし会館	83人	×	○	○	○
22	猪篠集落センター	87人	×	×	×	○
23	新野公民館	55人	×	×	○	○
24	野村集会所	76人	○	○	○	○
25	野村多目的集会所	102人	2階のみ指定	○	○	○
26	比延ふれあい集会所	20人	○	○	○	○
27	比延公民館	36人	×	×	○	○
28	地域交流館（寺前）	84人	○	○	○	○
29	鍛治中央集会所	64人	×	×	○	○
30	大河構造改善センター	68人	×	×	○	○
31	上岩憩いの館	14人	○	○	○	○
32	上岩多目的集会所	40人	○	○	○	○
33	高朝田集落農事集会所	57人	○	○	○	○
34	宮野公民館	85人	×	×	○	○
35	南小田農村環境改善センター	83人	○	○	○	○
36	上小田活動促進センター	58人	×	×	○	○
37	川上文化会館	76人	○	2階のみ指定	○	○
38	大川原集会所	50人	×	×	○	○
39	本村公民館	78人	×	×	○	○
40	赤田多目的集会所	16人	×	×	○	○
41	重行集会所	20人	×	×	○	○
42	為信公民館	15人	○	○	○	○
43	峠公民館	31人	○	○	○	○
44	栗区公民館	41人	2階のみ指定	○	○	○
46	栗集会所	24人	○	2階のみ指定	×	○
47	渕公民館	30人	×	×	○	○

5　福祉避難所

避難所名称	受入人数	対象者	対象とする異常な現象の種類				電話番号
			洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火災	
特別養護老人ホームうぐいす荘	10人	高齢者	○	○	○	○	32-2257
特別養護老人ホームあやめ苑	10人	高齢者	○	○	○	○	34-1800
ｱｷｸｹｱﾃﾞｨｶﾙ「さくら」介護ｾﾝﾀｰ	5人	高齢者	○	○	○	○	32-3690
介護老人保健施設かみかわ	5人	高齢者	×	○	○	○	31-3880
Resort　によん in　かみかわ	5人	高齢者	○	○	○	○	34-1824
グループホームふれんど	4人	障害者	○	×	○	○	35-9100
リハビリデイサービス心	5人	高齢者	×	○	○	○	32-2500
多機能型事業所ひと花	5人	障害者	×	○	○	○	32-2120
公立神崎総合病院	10人	病弱者、乳児及び妊産婦	○	○	○	○	32-1331

6　その他避難場所

町指定避難場所以外の避難場所を次のとおりとする。

施設名称	施設種類	開放区域	受入人数	対象者	電話番号
神崎農村公園ヨーデルの森	観光施設	第1駐車場	250人	―	32-2911
		ﾚｽﾄﾗﾝ棟	120人	―	
県立生野高等学校体育館	学校施設	アリーナ	10人	猪篠・大山区民10名程度	079-679-3123
神崎支庁舎	役場施設	研修室	4人	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染者等	32-2421

※　対象とする異常な現象の種類

施設名称	対象とする異常な現象				備考
	洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火災	
神崎農村公園ヨーデルの森	○	○	○	○	第1駐車場
	○	○	○	○	レストラン棟
県立生野高等学校体育館	○	○	○	○	
神崎支庁舎	×	○	○	○	

7　避難実施上の注意事項

（1）各集落区長は防災行政無線放送と消防副団長や分団長の指示により、避難を実施するものとする。

（2）避難の際は火の元の後始末を確実にして防火上の注意を周知徹底するものとする。

（3）避難が長期にわたるときは、本部長は避難者の居所及び食事の給与を考慮するものとする。

8　指定緊急避難場所の開設・運営

（1）開設時期

①　台風など雨風等が強くなることが事前に予想できる場合に、自主避難のために指定緊急避難場所を開設すると決めたとき。

②　町が水防指令発令後に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令すると決めたとき。

③　当町で震度５弱以上の地震が発生した場合（自動）。

※下記の避難場所のみ

開設可能避難場所：越知谷アクティブセンター、神崎小学校、神河中学校、寺前小学校、旧南小田小学校体育館

注）長谷小学校及び町民体育館は崖崩れの可能性があるため開設は保留。

※地震発生時に避難場所としない指定緊急避難場所　センター長谷

理由：センター長谷は耐震診断未実施のため。

（2）閉鎖の時期

避難場所の閉鎖は、避難指示等の解除以降で各避難場所の避難者が全員帰宅した時点でそれぞれ閉鎖とする。

閉鎖時は本部に報告を行うものとする。

（3）職員派遣命令

前頁８（１）の①～③で避難場所を開設する際は、下記の指令を発令し職員を派遣する。

① 避難場所開設指令１号　（８（１）①の場合）

- 台風接近時など事前に自主避難のために指定緊急避難場所を開設する場合。
  「避難場所開設指令１号派遣者一覧（P33)」に掲載された管理職員が指定緊急避難場所を開設、運営する。
  なお、その他避難場所については、開設の要請があった場合に開設する。
- 避難場所開設指令１号が発令されてから第１非常配備態勢に入るまでの間で、派遣職員を交代させる場合は、班長及び副班長を除く管理職員から派遣する。

② 避難場所開設指令２号　（８（１）②③④の場合）

- 台風接近時など事前に自主避難のために指定緊急避難場所が既に開設されており、全派遣者から引継ぎ避難場所の運営に当たる場合。
  各避難場所の担当である班の班長に、指名された職員が指定緊急避難場所を運営する。
  なお、その他避難場所については、開設の要請があった場合に開設する。
- 水防指令発令後に指定緊急避難場所を開設する場合。
  各避難場所の担当である班の班長に、指名された職員が指定緊急避難場所を運営する。
  なお、その他避難場所については、開設の要請があった場合に開設する。

③ 上記で派遣された職員を引き継ぐ職員の派遣を行う場合は、発令済みの指令枝番号に１を加え発令する。この場合の派遣職員についても、各避難場所の担当である、班の班長に指名された職員が指定避難場所を運営する。

（4）指定緊急避難場所の開設・運営・閉鎖

【指定緊急避難場所（町施設)】

町施設の指定緊急避難場所の開設、運営、閉鎖は各避難場所の『避難場所運営マニュアル』に基づき運営を行う。

【その他避難場所】

① 開設

町は、猪篠区又は大山区の区長等の代表者から要請があった場合は、『神崎農村公園ヨーデルの森』又は『県立生野高校等学校体育館』を、新型コロナウイルス感染者等から要請があった場合は、『神崎支庁舎』をそれぞれ開設する。

② 運営

ア） 神崎農村公園　ヨーデルの森、生野高等学校体育館
町が開設後、猪篠区又は大山区の区代表者に引継ぎを行い、両区が運営するものとする。

イ） 神崎支庁舎

要援護者支援班が運営を行う。

③ 閉鎖

ア） 神崎農村公園　ヨーデルの森、生野高等学校体育館

町は、猪篠区又は大山区の区長から避難者が全員帰宅したことの連絡を受けた後、避難場所に赴き、区長等の代表者の立会のもと原状復帰されているかを確認後、施錠を行う。

イ）神崎支庁舎

町指定緊急避難場所と同様の扱いとする。

9　疾病者の収容施設

（収容の方法）

水防活動中の消防団員及び避難中の住民の中で疾病者が出た場合、分団長は危機管理対策班へ連絡のうえ、本部長及び病院長の承認を得て収容するものとする。ただし、入院患者以外の病室を用いるものとする。

病院及び診療所名	収容可能人員	所在地
公立神崎総合病院	155 人（入院患者含む）	神河町粟賀町 385

第 １０ 章　　水防情報の伝達

水防情報に関する情報伝達は次のとおりとする。

（１）水防指令の発令

指　令　名	伝　達　手　段	サイレン	伝　達　内　容（例）
準 備 態 勢	・電話（該当職員のみ） ・メール（該当職員のみ）	無	○○川の水位が準備態勢水位に到達し、引き続いて時間雨量 20mm以上の降雨が予測されているため準備態勢に入ります。
水防指令 1 号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （お知らせメール） ・電話、メール（職員のみ）	無	○○川の水位が水防団待機水位に到達し、今後も台風○○号の接近が予想されますので、警戒体制を設置しました。 ○○時○○分に水防指令 1 号を発令し、第 1 非常配備態勢に入ります。 役場管理職員は、直ちに出動して下さい。 ～繰り返す～
水防指令 2 号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール） ・電話（職員のみ）	有	○○川の水位が水防団待機水位に到達し、台風○○号の接近に伴い、今後も水位の上昇が予想されますので、警戒体制から災害警戒本部に引き上げました。 ○○時○○分に水防指令 2 号を発令し、第 2 非常配備態勢に入ります。 役場氏名職員及び消防団の班長以上は、直ちに出動し任務について下さい。 ～繰り返す～
水防指令 3 号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール） ・電話（職員のみ）	有	○○川の水位が氾濫注意水位に到達し、今後も水位の上昇が予想されます。引き続き災害警戒本部を継続します。 ○○時○○分に水防指令 3 号を発令し、第 3 非常配備態勢に入ります。 役場全職員及び全消防団員は、直ちに出動し任務について下さい。 ～繰り返す～

※職員は参集に３０分以上かかる場合や参集できない場合、第１非常配備態勢においては総務課長に、第２非常配備態勢以降は各課長に連絡をいれることとする。また、各課長は参集が遅れている（概ね３０分以上）職員については、その安否も含め連絡を取ることとする。

（２）避難指示等の発令

	伝達手段	サイレン	伝達内容
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ (エリアメール) ・CATV（文字放送）	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難開始。(2 回繰り返す。) ②こちらは、神河町災害警戒本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～②から繰り返す。～
避難指示 【警戒レベル 4】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ (エリアメール)	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。（2 回繰り返す。） ②こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に到達したので、避難指示を発令します。 速やかに全員避難して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～②から繰り返す。～
	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール) ※避難指示発令後、再度避難を促す場合	有	①こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が堤防を越える恐れがあり、洪水が発生する可能性が高まっています。 未だに避難できていない方は、緊急に避難して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～繰り返す。～
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ (エリアメール)	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 5、命を守る最善の行動を取ってください。(2 回繰り返す。) ②こちらは、神河町災害対策本部です。 ○○地区で○○川の堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。 ○○地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の 2 階など、安全な場所に避難して下さい。 ～②から繰り返す。～

（3）水防に用いる信号は次のとおりとする。

区　　分	サイレン信号	警鐘信号
水防指令２号信号	５秒　５秒　５秒 ○　○　○ １５秒　１５秒	○休止○休止○休止
水防指令３号信号	５秒　５秒　５秒 ○　○　○ ６秒　６秒	○○○休止○○○休止
居住者出動信号	１０秒　１０秒　１０秒 ○　○　○ ５秒　５秒	○○○○休止○○○○休止
避　難　信　号	１分　１分 ○　○ ５秒	乱　　打

※１　信号は適宜の時間吹鳴する。
※２　必要があればサイレン信号及び警鐘信号を併用する。
※３　危険があるときは、電話又は口答を持って伝達する。

水防指令２号信号　管理職員及び指名職員、班長以上の団員が直ちに出動すべきことを知らせるもの（２号指令）
水防指令３号信号　全職員及び全消防団員が直ちに出動すべきことを知らせるもの（３号指令）
居住者出動信号　当該水防区域に居住する者が出動すべきことを知らせるもの　（居住者出動）
避　難　信　号　必要と認める区域内の居住者に避難を知らせるもの

（3）本部及び各班との情報伝達は次のとおりとする。

① 一般住民等からの通報及び各班からの報告は、情報連絡班で対応し、受けた情報の内容をField Maps（ArkGISonlineシステム）に入力により、本部へ伝達し、本部は各班へ対応を要請する。

※ Field Maps（ArkGISonlineシステム）ログインID　kamikawa
パスワード　kamikawabosai2020

② 要請を受けた班長は、要請に対する対応内容を検討し、班員に指示する。

③ ②で指示を受けた班員は、随時、対応状況をField Mapsに入力するとともに、所属班長にＩＰ無線等を用いてその内容を報告する。

④ 班長は、③で受けた対応状況等の情報を、Field Mapsで確認し、本部へ報告する。

第 １１ 章　　輸　　送

輸送力は、次のとおりとする。

庁 用 自 動 車 一 覧 表

令和7年4月1日

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
1	危機管理対策班	指令車ﾌｫﾚｽﾀｰ	800	す	6670	平成30年 2月	普通	5人	住民生活課
2		指令車ﾃﾞﾘｶ	832	て	119	令和元年 9月	普通	8人	住民生活課
3	総務班	ｸﾗｳﾝ	301	た	5860	令和2年 6月	普通	5人	総務課
4		ｶﾑﾘ	300	ゆ	7134	平成26年 5月	普通	5人	議会事務局
5	資材輸送班	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ	400	つ	9608	平成13年 8月	普通	3(6)人	集中管理
6		ミニキャブEV	480	ぬ	3269	令和6年 9月	軽自動車	2(4)人	集中管理
7		ｴﾌﾞﾘｲNo.1	480	せ	9837	平成27年 5月	軽自動車	2(4)人	集中管理
8		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	8612	平成28年 4月	軽自動車	2(4)人	集中管理
9		軽ﾀﾞﾝﾌﾟ	480	て	6812	令和2年 5月	軽自動車	2人	集中管理
10		ﾃﾞｭﾄﾛ	800	す	1147	平成21年 9月	普通	3人	集中管理
11	現地対策班	ﾗﾝｸﾙ	800	さ	2294	平成12年12月	普通	2(5)人	建設課
12		ﾗﾝｸﾙ	100	さ	7020	平成16年 8月	普通	(5) 2(5)人	建設課
13		ﾗﾝｸﾙ	800	す	4013	平成14年10月	普通	5人	建設課
14		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7085	平成16年 5月	普通	(2) 2(5)人	建設課
15		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7125	平成16年 4月	普通	(2) 2(5)人	建設課
16		ｼﾞﾑﾆｰ	580	ひ	1817	平成24年 2月	軽自動車	4人	地籍課
17		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9094	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
18		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	3681	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	建設課
19		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.1	480	そ	613	平成27年 6月	軽自動車	2人	集中管理
20		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.2	480	そ	8613	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
21		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.3	480	ち	8248	平成30年 5月	軽自動車	2人	集中管理
22	教育情報班	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	そ	3372	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	集中管理
23		ﾐﾗｲｰｽ	581	は	3315	令和3年 7月	軽自動車	4人	集中管理
24		ハイゼットバン	480	ち	3069	平成29年10月	軽自動車	2(4)人	中央公民館
25	上下水道対策班	ﾊｲｾﾞｯﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	480	き	7729	平成21年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
26		ﾊｲｾﾞｯﾄﾘﾌﾄ	480	な	5372	令和4年7月	軽自動車	2人	上下水道課
27		ﾊｲｾﾞｯﾄｼﾞｬﾝﾎﾞ	480	な	4480	令和4年6月	軽自動車	2人	上下水道課
28		ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	せ	1704	平成26年 7月	軽自動車	2(4)人	上下水道課
29		ｷｬﾝﾀｰﾀﾞﾝﾌﾟ	11	ま	4453	平成10年 1月	普通	3人	上下水道課

30	要援護者支援班	ハイゼットバン	480	ち	3069	平成29年 10月	軽自動車	2(4)人	健康福祉課
31		ムーヴ	581	む	604	令和5年6月	軽自動車	4人	健康福祉課
32		ムーヴ	581	に	9422	令和2年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
33		ミラ	580	い	4075	平成17年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
34		アトレー	880	あ	1977	平成29年 8月	軽自動車	4人	健康福祉課
35		ミライース	581	た	584	平成30年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
36		ミライース	581	て	1726	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
37		ミライース	581	て	1727	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
38		ミライース	581	に	7250	令和2年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
39		カローラフィールダー	501	む	4908	令和4年11月	小型	5人	健康福祉課
40	避難者輸送用	エスティマ	301	さ	5311	平成29年 6月	普通	8人	集中管理
41		ハイエース(宝くじ号)	300	も	7911	平成24年11月	普通	10人	集中管理
42	避難場所移動用	サクラ	581	や	1357	令和6年 6月	軽自動車	4人	集中管理
43		アクア	501	は	2531	平成29年 5月	小型	5人	集中管理
44		ヴィッツ	501	ふ	9898	令和元年 7月	小型	5人	集中管理
45		シエンタ	501	み	2486	令和3年 7月	小型	7人	集中管理
46		日赤ADバン	400	と	2304	令和2年 2月	小型	2(5)人	集中管理
47		日赤箱バン	480	と	3231	令和3年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
48		サンバー(消費者号)	480	け	6586	平成23年 2月	軽自動車	2(4)人	住民生活課
49		ジムニー	580	も	9095	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
50		ジムニーAT	581	あ	8573	平成27年 2月	軽自動車	4人	地籍課

第 １２ 章　　警察との協定

水防業務が円滑に推進されるために、次の点に合意協定する。

（１）　警戒区域の設定　　（災害対策基本法第６３条第２項、水防法第２１条）
（２）　警察官の援助要求　　（水防法第２２条）
（３）　水防通信（警察通信施設の使用）　　（水防法第２７条）
（４）　立退きの指示（避難指示）　　（災害対策基本法第６１条、水防法第２９条）

第１３ 章　　隣接水防管理者その他との協力及び応援

１　水位の通報

水防管理団体	位　置	通信方法	電話番号
市川町水防本部	市川町	電話連絡	0790-26-1010
福崎町水防本部	福崎町	電話連絡	0790-22-0560
姫路市水防本部	姫路市	電話連絡	079-223-9593

２　応援について

他の水防管理団体との相互応援については次のとおりである。

受　援　予　定　連　絡　方　法					
水防管理団体	箇所	人員	第１通信経路	第２通信経路	第３通信経路
市川町水防本部	貝野、寺野、新野、野村	50	電話連絡	7-442-51	警察無線

※7-442-51 は衛星電話番号

赴　援　予　定　連　絡　方　法					
水防管理団体	箇所	人員	第１通信経路	第２通信経路	第３通信経路
市川町水防本部	鶴居地区	50	電話連絡	7-442-51	警察無線

第 １４章　　堤防決壊の通知

１　通報先は次のとおりである。

連絡先	通報担当者	連絡方法				備考
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	第4通信経路	
県土整備部土木局河川整備課	水防本部	078-362-3571	7-151-4415	警察無線	Ｌアラート	
姫　路土木事務所	河川砂防課	079-281-9484	7-173-522	警察無線	Ｌアラート	河川のみ
福　崎　警　察　署		0790-23-0110			Ｌアラート	
市　川　町　水　防　本　部	水防本部	0790-26-1010	7-622-52	警察無線	Ｌアラート	

第 １５ 章　　水　防　設　備

１　水防倉庫の位置

（１）　本部防災倉庫（神河町役場庁舎裏）
（２）　神崎水防倉庫（神崎支庁舎）
（３）　長谷水防倉庫（センター長谷（旧長谷陶芸教室））
（４）　越知水防倉庫（越知消防器具庫隣）

２　資　　材

分団長は、資材の必要が生じたときは、本部長に必要量を申し出るものとする。なお、資材等の備蓄状況は次のとおりである。

令和７年４月１日現在

	土のう袋 枚	なわ 巻	杭 本	番線 本	ロープ m	玄翁 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	ノコギリ 丁	なた 丁	じょれん 丁	つるはし 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁
本部防災倉庫	9,200				114	3	3	31			20	7		
神崎水防倉庫	2,400	10	200	400	90		3	20			10	10		
長谷水防倉庫	600				90		5	20			10	10		
越知水防倉庫	1,600	6	200	400	60		10	20	5	5	10	10	5	1

	クリッパー 丁	バール 丁	チェンソー 台	油圧カッター（手動式） 台	パワーカッター 台	一輪車	排水ポンプ
本部防災倉庫	1	5	6	1	5	4	1
神崎水防倉庫		6				4	
長谷水防倉庫		5				4	
越知水防倉庫	5	11				4	

土のう用砂集積場（本　　部）：本部防災倉庫、山田浄水場
〃　　（分　　団）：新田、作畑、大畑、越知、岩屋、根宇野、粟賀町、福本（３ヶ所）、貝野、寺野、柏尾、東柏尾、吉冨、杉、大山、猪篠、新野、野村、上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田、川上、長谷

第１６章　　報　　告

本部から各関係機関への報告及び各分団から本部への報告については、次のとおりとする。

（１）　フェニックス防災システムによる各関係機関への報告

本部長は、次の事項についてはその都度報告するものとする。

イ　災害警戒本部を設置又は解除したとき
ロ　災害警戒本部から災害対策本部に移行したとき
ハ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき
ニ　指定緊急避難場所及び福祉避難所を開設したとき
ホ　避難があったときの人数報告
ヘ　被害事項
ト　その他、緊急告知を必要と認める事項

（２）　分団から本部長への報告

分団長は次の事項について消防副団長を経て記録し本部長へ、報告又は伺うものとする。

イ　出動、待機及び解散命令の時刻（記録）
ロ　水防団員の出動人員、氏名及び出動中の時間（記録し報告）
ニ　水防その他の施設等の損傷箇所、種類、延長及びこれに対する処理工法並びに効果（速報）
ホ　資材器具等の破損数量（記録し報告）
ヘ　水防団待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位に達したとき及び氾濫注意（警戒）水位が減少したとき（速報）
ト　水防作業を開始したとき（記録し報告）
チ　堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置（速報）
リ　水防法第２９条による立ち退き指示の事項（伺い）
ヌ　警戒中の水位観測及びその状況（報告）
ル　その他緊急報告を必要と認める事項

神河町防災対応マニュアル

令和４年３月

神河町

■神河町防災対応マニュアル　一覧　　●：担当班　○：関連する班

No	マニュアル内容	頁	町災害対策本部									消防団	※救護班	中播北部行政事務組合 市川斎場	宿日直者	避難所運営職員
			危機管理対策班	総務班	情報連絡班	現地対策班	要援護者支援班	医療班	資材輸送班	上下水道対策班	教育情報班					
1	庁舎の機能（安全）確保マニュアル	1	○	●	○	○	○	○	○	○	○				○	
2	災害対策本部情報収集・伝達マニュアル	5	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●				
3	救護活動マニュアル	10	○	○	○			●					○			
4	医薬品確保マニュアル	14	○	○				●	○							
5	避難誘導マニュアル	16	●	●			●					●				○
6	応急給水マニュアル	18		○	○					●						
7	食料・物資供給マニュアル	21	○			○			●							
8	健康対策マニュアル	25					●		○							
9	避難行動要支援者支援マニュアル	30					●									○
10	道路災害応急対応マニュアル	33			○	●										
11	行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル	35	●									●	●	●		
12	し尿処理マニュアル	39	●													○
13	ライフライン復旧マニュアル（水道編）	41	○	○						●						
14	ライフライン復旧マニュアル（下水道編）	43	○	○						●						
15	義援金受入れ・配分マニュアル	45		●												
16	罹災証明発行マニュアル	47	○		●											
17	家屋被害調査マニュアル	52	○	○	●											
18	応急危険度判定マニュアル	54		○		●										
19	応急仮設住宅マニュアル	58	○	○		●										
20	給付・貸付マニュアル	61	●													
21	災害廃棄物処理マニュアル	65	●	○		○										
22	環境衛生対策マニュアル	67	●	●					○		●					
23	住宅応急修理対策マニュアル	69				●										
24	被災家屋等解体・撤去マニュアル	71	●	○												
25	避難所開設・運営マニュアル	73		●							●					○

※救護班とは、救護所で医療救護活動を行う班である。（医療班が編成する。医師 1 名、看護師 4 名、事務連絡員 1 名、計 6 名による編成とする。）

１．庁舎の機能（安全）確保マニュアル

担　　当	総務班
関　　連	全職員、宿日直者

１．マニュアルの目的

災害発生時においては、迅速な対応により、災害対策本部が設置されるまでの初動体制を確立する。本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう本庁舎の安全確保を行う。

(1)夜間・休日の初動時における最優先の業務

①宿日直シルバー及び総務班員は、災害発生直後の庁舎被害状況を把握し、次のことについて確認、情報の収集を行う。

・停電の発生

・自家発電機の稼働状況

・防災行政無線の稼働状況

・火災報知器の作動状況

・火災等の発生

(2)庁舎の機能確保については、庁舎全体の被害状況を勘案しながら、最低限必要なものから行う。

①災害対策（警戒）本部の機能確保

②各階執務室の機能確保

(3)その他、設備の機能確保及び安全措置

①諸設備の異常の調査・確認、庁舎全体の状況把握、復旧（目処)、安全確認

②危険箇所の調査・確認、安全防護措置

などの、速やかな対応をとることによって、本庁舎施設の機能確保を行うとともに、来庁者及び職員の安全を確保することを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

(1)夜間・休日における初動体制（夜間・休日：宿日直者２名）

１．状況の確認【全職員】

1)全職員は、緊急地震速報を覚知後、観測された震度に応じて直ちに参集する。

2)１階管理室内の複合防災盤の警報発報により、異常の程度を確認する。

（照明、空調、エレベーター等の設備の状況）

3)火災報知器の発報への対応

①発報があれば

到着した職員２名は現場へ

②発報がない場合もしくは鎮火確認後

到着した職員３名は手分けして庁舎の各階の内部及び外部を巡回し、災害発生直後の庁舎被害状況を把握し、目視により危険箇所を調査する。

4)防災行政無線システムの稼働状況の確認

5)上記の危険箇所については、貼り紙、ロープ等により、立ち入り禁止措置を行うとともに通路及び避難経路を確保する。

6)危険箇所以外でも、その他の地震等による二次災害が起こらないかどうか安全の確認をする。

7)ガスメーターの遮断状況を確認する。

8)異常があれば、本部に連絡または直接行き、報告する。

２．情報の把握【総務班】

1)既入庁者の安否を確認し、把握する。

2)本部へ連絡または直接行き、被害情報等を把握する。

3)入庁者の安全確保を行う。

4)状況により総務班の班員は総務班長に連絡し、状況報告のうえ、指示を仰ぐ。

⑵設備復旧フロー

１．諸設備の異常の確認【総務班】

1)停電した場合、自家発電機が起動するので、各課の執務室に備え付けられている非常用電源コンセントから電力を確保し、送電状況を確認する。

2)電話交換設備の異常の程度を確認する。

3)サーバーの異常の程度を確認する。

２．諸設備の状況把握【総務班】

1)自家発電機による送電状況の確認

自家発電機による送電状況を確認し、未送電部分は現地を確認する。

2)電気室目視点検

電気室目視点検により、各機器の被害状況の把握と受変電設備については、送電可能かどうかの判断をする。

3)庁内電話の故障状況の確認

①各所属からの電話機・回線の損傷についての通報により、把握する。

②電話交換設備の損傷の程度から使用できる回線及び発信規制の範囲を特定する。

4)サーバーの故障状況の確認

ネットワークケーブル等が断線していないか確認。サーバー本体が故障した場合は、管理業者から連絡があるため状況を聴取する。

３．仮復旧【総務班】

1)自家発電機の燃料措置等

燃料の手配が長時間に及ぶ場合は、不要な送電を控える等自家発電機の負荷を必要最小限にし、併せて、町内ガソリンスタンドに軽油の供給を依頼する。

2)給排水設備関係は、確認できる範囲の配管に異常がないことを十分に確認のうえ運転する。

3)諸設備への措置

損傷した電話機、電話回線、PC、インターネットLANケーブルについては、重要性から判断して順次復旧作業を行う。緊急を要する設備から、修理業者の手配をする。

庁舎の被害により使用不能となった事務スペースを確保するため、会議室等を転用する。

また、それに伴う電源、電話の設置も行う。

4)サーバーへの措置

管理業者に復旧の依頼をする。

４．使 用 開 始

(3)安全措置フロー

１．庁舎全体の（機能）状況把握【総務班】

1)復旧計画

①庁舎全体の被害状況を収集し、庁舎の状況を把握する。

②庁舎の機能回復に向けて、復旧計画を立案する。

２．安全（機能）確認【総務班】

庁舎の安全性や庁舎機能の状況を職員に伝え、設備等の使用にあたっての注意事項等を指示する。

３．使 用 開 始

２．災害対策本部情報収集・伝達マニュアル

○被害情報等の収集及び本部への報告

担　　当	情報連絡班
関　　連	ー

○被害情報等の報告

担　　当	消防団
関　　連	全職員

１．マニュアルの目的

災害発生時に設置される災害対策本部に係る情報収集・伝達を迅速・正確に実施することを目的とする。

２．実施事項の区分

(1)災害発生時における収集情報の種別

①緊急時被害情報

災害発生後～１時間以内に各班から情報連絡班へ概数情報として報告しなければならない情報

②初動期被害情報

災害発生後１時間～概ね３日目までに各班が情報を収集し、情報連絡班へ随時報告しなければならない情報

③定時報告情報

災害発生後概ね４日目以降から、各班が毎日17時現在の情報をとりまとめ、同日20時までに情報連絡班へ必ず報告しなければならない情報

(2)災害発生時の情報の種別の流れ

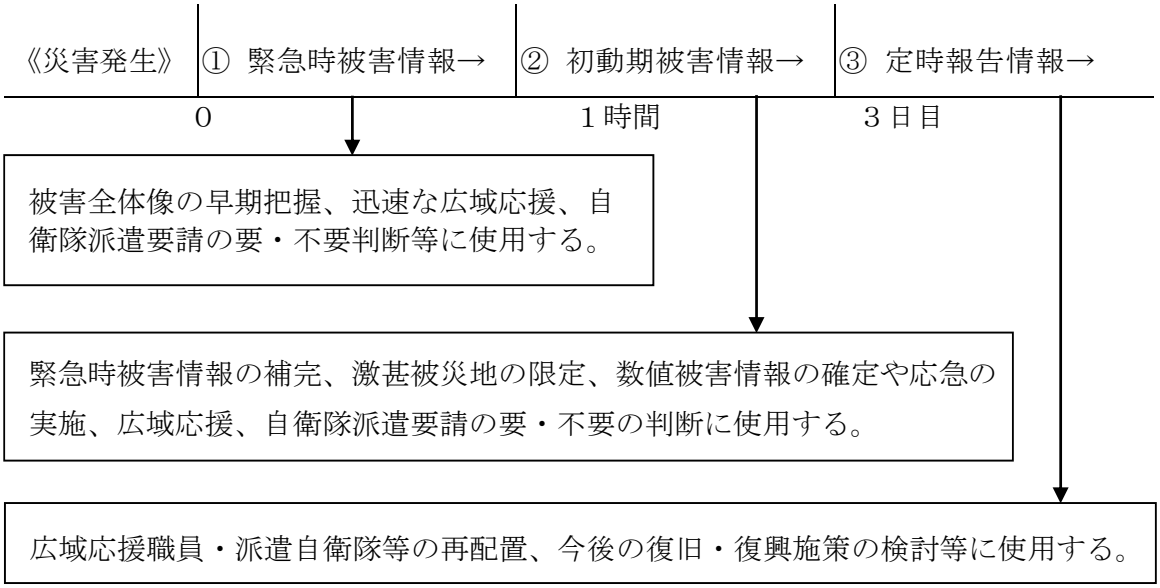

３．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．情報通信機器の動作確認【情報連絡班】

情報連絡班は出動後、情報連絡班執務室の電話機及びパソコンの動作チェックを行う。

２．住民等からの被害情報収集【情報連絡班】

情報連絡班は、住民等から通報のあった被害情報を、『Ark GIS Online 被害状況確認マップ』に随時被害情報を入力する。

３．情報連絡班への被害情報　報告【全職員及び消防団】

職員及び消防団は、次の状況に応じて周辺の被災状況を１時間以内に、情報連絡班に報告する。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">風水害</th><th colspan="2">地震</th></tr>
<tr><th>勤務時間内</th><th>勤務時間外</th><th>勤務時間内</th><th>勤務時間外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１非常配備体制</td><td>職員</td><td colspan="2">神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル）に、予め定められた管理職員でパトロールに出動し、『Ark GIS Online 被害状況確認マップ』に随時被害情報を入力する。</td><td colspan="2" rowspan="2">参集する際に被害状況の収集を行い、登庁後、報告する。
なお、庁舎まで参集できない職員は、所有の携帯電話等により、報告する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２・３非常配備体制</td><td>職員</td><td colspan="2">現地対策班から、４組のツーマンセルを結成し、４エリアに分かれてパトロールに出動し、『Ark GIS Online 被害状況確認マップ』に随時入力する。</td></tr>
<tr><td>消防団</td><td colspan="4">団員が２名以上参集できた段階で、可能な範囲において、所属管内のパトロールを行い、随時、消防団本部を経由して情報連絡班に報告する。</td></tr>
</table>

４．被災状況概要の報告【情報連絡班】

情報連絡班は、『Ark GIS Online 被害状況確認マップ』に入手した情報を整理し、町内被害発生状況の概要を災害対策本部会議にて報告する。

５．各班等からのより正確な数値被害・個別被害情報の報告【全職員及び消防団】

各班及び消防団は、緊急時被害情報よりも詳細な数値被害情報及び個別被害情報を概ね発災後１時間～３日目にわたり、次の手段を用いて情報連絡班に報告する。

各班	『Ark GIS Online 被害状況確認マップ』に随時入力
消防団	消防団本部を経由して情報連絡班に報告

６．被災地域の確定・報告【情報連絡班】

情報連絡班は、各班及び消防団から入手した情報を基に、より詳細な被害状況の判断、被害地域の確定を行い、災害対策本部会議にて報告する。

７．各班等からの定時被害状況の報告【全職員】

各班は、発災後概ね４日目以降、毎日17時現在の被害状況をその日の20時までに情報連絡班へ報告する。

８．定時被害状況の報告【情報連絡班】

情報連絡班は、各班から入手した定時被害状況をとりまとめ、災害対策本部会議にて報告する。

各被害情報収集期における収集情報内容

① 緊急時被害情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目	収集担当班	報告先
緊急時（発災直後から1時間以内）	□	1. 本庁舎周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等	総務班	本部
	□	2. 出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等	総務班	本部
	□	3. 監視カメラ映像情報	河川水位	危機管理対策班	本部
	□	4. ラジオ・テレビ情報	気象情報	危機管理対策班	本部
	□	5. 県フェニックス情報	気象情報（県下被害情報）	危機管理対策班	本部
	□	6. 気象庁防災情報提供システム	気象情報（地震及び推計震度等）	危機管理対策班	本部
	□	7. 電話・IP無線情報	被害情報全般	全職員及び消防団	情報連絡班・本部

② 初動期被害情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目	収集担当班	報告先
初動期（発災後～3日間）	□	1. 地震情報	震源地・規模・深さ・震度等	危機管理対策班	本部
	□	2. 河川監視カメラ	河川水位映像	危機管理対策班	本部
	□	3. 火災情報	＜概数被害情報＞火災	消防団	情報連絡班・本部
	□	4. 救急情報	＜概数被害情報＞死傷者等	医療班	情報連絡班・本部
	□	5. 河川水位情報	河川水位状況	消防団	情報連絡班・本部
	□	6. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況	危機管理対策班	本部
	□	7. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等	要援護者支援班	本部
	□	8. 被害情報（第二報～）	＜概数情報＞生き埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	9. 遺体検案体制情報	遺体検案体制	危機管理対策班	本部
	□	10. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等	現地対策班	本部
	□	11. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等	危機管理対策班	本部
	□	12. 交通機関被害情報・運行状況	運行状況	危機管理対策班	本部
	□	13. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	14. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等	上下水道対策班	本部
	□	15. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等	危機管理対策班	本部
	□	16. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等	危機管理対策班	本部
	□	17. 医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等	医療班	情報連絡班・本部
	□	18. 災害応急対策実施情報	各班の応急対策実施状況	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	19. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況	各班	本部
	□	20. 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間	危機管理対策班	本部
	□	21. 本庁舎被害状況（第二報～）	本庁舎の被害概況・電力通信機能	総務班	本部
	□	22. 職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報	総務班	本部

③ 定時報告情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目	収集担当班	報告先
発災後から４日目以降	□	1. 地震情報	震源地・規模・深さ・震度等	危機管理対策班	本部
	□	2. 河川監視カメラ	河川水位映像	危機管理対策班	本部
	□	3. 火災	火災	消防団	情報連絡班
	□	4. 救急情報	死傷者等	医療班	本部
	□	5. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況	危機管理対策班	本部
	□	6. 災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等	危機管理対策班	本部
	□	7. 国への報告情報	被害情報	危機管理対策班	本部
	□	8. 家屋被害情報	生き埋め者、死傷者、建物被害等町内の被害概況倒壊・浸水	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	9. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等	要援護者支援班	本部
	□	10. 遺体検案状況情報	遺体検案状況	危機管理対策班	本部
	□	11. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等	危機管理対策班	本部
	□	12. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等	危機管理対策班	本部
	□	13. 交通機関被害情報・運行状況	運行状況	危機管理対策班	本部
	□	14. 道路被害情報	道路・橋梁等被害状況	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	15. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等	上下水道対策班	情報連絡班・本部
	□	16. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等	危機管理対策班	情報連絡班・本部
	□	17. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等	危機管理対策班	情報連絡班・本部
	□	18. 医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等	医療班	情報連絡班・本部
	□	19. 災害応急対策実施情報	各部の応急対策実施状況	全職員及び消防団	情報連絡班・本部
	□	20. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況	各班	本部
	□	21. 災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等	要援護者支援班	本部
	□	22. 食料提供情報	食料確保現況・配分現況等	資材輸送班	本部
	□	23. 応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況等	資材輸送班	本部

３．救護活動マニュアル

担　　当	**医療班**
関　　連	**危機管理対策班、総務班、情報連絡班、救護班**

１．マニュアルの目的

災害発生時において、公立神崎総合病院が被災せず医療機能を維持できた場合、けが人や病人に対し通常通りの医療行為を実施するが、当病院が被災し、医療機能が停止した場合については、初期救急医療活動を実施する救護所の設置及び救護所での医療救護活動を行う救護班の派遣要請等に関して定めることを目的とする。

２．実施事項のフロー図

０．救護所設置場所の選定（平常時）

平常時に、医師会等関係機関と協議のうえ、予め次のとおり救護所の設置場所を選定し、併せて優先順位を決めておくこととする。

【主要救護所設置候補地】

順　位		施設・場所名	連絡先	対象とする異常な現象の種類			
				洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地すべり	地　震	大規模な火災
主要救護所設置候補地	1	神崎小学校	32-0025	○	○	○	○
	2	神崎高校体育館	32-0209	×	×	○	○
	3	神崎体育センター	34-1681	○	○	×	○
	4	神河中学校体育館	34-0300	○	○	○	○
	5	寺前小学校	34-0024	○	○	○	○
その他救護所設置候補地	6	新田ふるさと村管理棟	33-0870	○	○	○	○
		越知谷アクティブセンター	32-0300	○	○	○	○
		旧南小田小学校体育館	34-0001	○	○	○	○
		長谷小学校	35-0012	×	×	○	○
		町民体育館	35-0740	×	×	○	○
		センター長谷	35-0001	○	○	×	○

※上記の順位は、速やかな救護活動体制を確立するため公立神崎総合病院から距離の近い箇所を優先としている。

１．被災状況の情報収集

(1)医療班は、公立神崎総合病院内の負傷者数、被災状況などを情報連絡班に報告する。

(2)医療班は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に被災状況等を入力し、県内医療機関に報告する。

２．救護所の設置

(1)医療班は、公立神崎総合病院が被災し、機能が低下又は停止した場合や、患者が多数で公立神崎総合病院だけでは対応しきれない場合に、必要に応じて救護所を設置し、併せて情報連絡班に設置箇所を報告する。

※救護所を設置する場合、予め優先順位をつけて選定した場所から、災害状況により設置可能な場所に救護所を設置する。なお、予め選定した全ての場所が使用できない場合などはそれ以外の場所を選定して設置する。

(2)医療班は、救護所での医療活動に必要な医薬品等・医療資機材等を、平時の取引業者より確保する。併せて、緊急性が高く町内薬局・薬店でも取り扱いのある場合は、町内薬局・薬店からも確保するよう検討する。

(3)総務班は町有の情報媒体を活用して救護所の設置場所、診療内容等を住民に知らせる。

３．救護班の編成及び活動

(1)医療班は、災害発生とともに、救護所で医療救護活動を行う救護班を編成する。

①救護班は、町内医療機関における医師1名、看護師4名（補助員2名を含む）、事務連絡員1名計6名による編成とする。

②不足する場合は、中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と協議のうえ、神崎郡医師会等に応援を要請する。

(2)救護班の活動

①発災直後は、DMAT等が到着するまでの間、外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

②その後は内科的治療を中心に、災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

４．応援救護班の受入れ調整

(1)医療班は、中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と連携して、DMAT等の外部からの応援の受入調整を行う。

(2)医療班は、救護所へ入った救護班についてとりまとめを行い、危機管理対策班に報告する。

(3)救護班は、行った医療行為の内容を記録する。

５．広域救急医療体制・広域後方医療体制

①医療班は、中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と連携して医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行う。

②中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）は、地域医療情報センター（中播磨健康福祉事務所企画課）等と連携を図り、医療マンパワーの配置等を決定し指示する。

③総務班は、県を通じて災害救護専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を要請する。

６．救護所の閉鎖

医師会等と連携を取り、被災した現地医療機関の状況を見ながら、救護所を閉鎖して地域医療体制へ移行させる。

７．避難所への看護師の派遣

医療班は、必要に応じて町内の各指定避難所へ看護師を派遣し、避難者の健康状態を維持できるよう必要な医療行為を行う。

【資料-１　医療機関一覧】

医療機関一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目
公立神崎総合病院	神河町粟賀町385	0790（32）1331	内・外・整・小・産婦・眼・胃腸・肛門・呼吸・リハ・循環・耳鼻・神経・麻酔
立岩医院	神河町寺前31-6	0790（34）0033	内・小・呼吸・消化
山本医院	神河町福本562-1	0790（31）3200	内・小
桐月歯科医院	神河町吉冨1622-1	0790（32）1807	歯
くぼ歯科	神河町寺前219-3 ルネス大河内1階	0790（34）0800	歯
松岡歯科医院	神河町加納356-4	0790（32）1801	歯
かとう歯科クリニック	神河町福本318	0790（31）2300	歯

【資料-２　町内薬局・薬店一覧】

町内薬局・薬店一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	区　　分
たんぽぽ調剤薬局寺前店	神河町寺前35-1	0790（34）7130	薬　局
クオール薬局神崎店	神河町粟賀町385-11	0790（31）3589	薬　局
たんぽぽ調剤薬局粟賀店	神河町粟賀町378-3	0790（32）3001	薬　局
ウエルシア神崎神河店	神河町粟賀町357-2	0790（31）3336	薬　店・薬　局
ゴダイドラック神崎店	神河町福本75	0790（31）2866	薬　店
斎　藤　薬　品	神河町福本85	0790（32）1971	薬　店
新　生　堂　薬　舗	神河町寺前204-2	0790（34）0654	薬　店

４．医薬品確保マニュアル

担　　当	医療班（公立神崎総合病院薬剤科及び臨床工学科）
関　　連	危機管理対策班、総務班、資材輸送班

１．マニュアルの目的

災害発生時に公立神崎総合病院及び救護所（以下「救護所等」という。）での医療で必要となる医薬品等について、それを確保するためのマニュアルを定めることを目的とする。

２．実施事項のフロー図

◆平時

１．平時における医薬品等確保

(1)人員の確保

必要がある場合、ボランティアを確保する。

(2)医療品等の確保

災害時の応急手当に必要と思われる医薬品等について、概ね３日分を備蓄し、常時備蓄数量等を把握する。

(3)協定書の締結

医療品等納入業者及び町内の薬局店との間において、災害時に円滑な納品及び優先販売を得ることができるよう、協定書を締結する。

◆災害発生時

１．医薬品確保の開始

(1)人員の確保：薬剤師数名を確保する。

必要に応じて、人員を確保する（ボランティアを含む）。

(2)連絡設備（電話等）の確認及び設置を行う。

(3)要冷蔵薬品保存のための保冷庫を確保する。

(4)町内の医療機関、薬局・薬店の安全を確認し、応援を要請する。

(5)医薬品等の集積状況を把握し、リストを作成する。

(6)危機管理対策班に、医薬品等の集積状況を連絡する。

２．医薬品等の発注・納品

(1)医療班が集約する救護班・救護所等の発注依頼をもとに、救援物資でまかなえない医薬品等について、医薬品等納入業者及び薬局店に発注する。

優先順位：①救援物資　②発注

(2)医薬品の発注に際しては、薬剤師の指示に従う。

(3)過剰集積を避けるため、医療現場の医薬品等の充足状況、医療情報の把握に務める。また、広報機関を通じてその情報を公開する。

(4)医薬品等の納品に際しては、必要に応じて、その都度、人員を確保する。

(5)納品伝票を管理する。

(6)医薬品は、薬剤師の指示のもと、薬効別、使用目的別に分類して集積する。

３．医薬品等の管理、払い出し

(1)医薬品は、薬剤師が、医薬品以外の資材は、臨床工学技士の指示のもと管理する。

(2)救護班・救護所からの発注伝票により、医薬品は薬剤師、医薬品以外の資材は臨床工学技士の指示のもと払い出す。

(3)医薬品等は、原則、医療機関への払い出しは行わない。ただし、緊急時には医療機関へ貸与するなど弾力的に対応する。

(4)発注（払出）伝票には、救護所毎の明細を明記させ、保管する。

(5)医療班は、救護所での医薬品管理室を確保する。

(6)医療班は、救護班・救護所での医薬品の使用を記録する。

(7)配送は、資材輸送班に依頼するとともに、納品業者やボランティア等の協力を得て行う。

４．医薬品確保の終了

(1)集積薬品のうち、有効期限のあるものについては産業廃棄物として処理する。

(2)有効期限が長期にわたるものについては、備蓄にまわすことを検討する。

５．避難誘導マニュアル

担　　当	危機管理対策班、総務班、要援護者支援班、消防団
関　　連	避難場所開設派遣職員

１．マニュアルの目的

住民の安全確保のために迅速・的確な避難誘導を行うことを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．指定緊急避難場所の開設準備【避難場所開設派遣職員】

避難場所開設派遣職員は、下記のとき、危機管理対策班からの要請又は自主避難に備えて避難場所の開設準備を行う。

・大規模な災害が発生する恐れがあるとき、または大規模な災害が発生したとき

・避難指示等の発令が予想されるとき

２．避難・指示等の発令【危機管理対策班・総務班】

①総務班は、町有施設の全ての避難場所が開設されたことを確認し、該当する地区に避難の呼びかけを行う。

②危機管理対策班は、避難指示等を発令した時、速やかにフェニックス防災システムで県への報告と併せて、Lアラートで重ねて避難の呼びかけをする。

③危機管理対策班は、避難指示等を発令した場合は、早急に福崎警察署（0790-23-0110）に連絡する。

３．避難誘導【総務班・消防団】

①避難誘導は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。

②総務班は、避難場所での感染症対策として次のことを住民に呼びかける。

・分散避難（自宅の２階や近隣住民及び親類の比較的安全な家等がある場合）

・マスクの着用

・手指消毒の徹底

③総務班は、予定していた避難場所への到達が困難な時は、災害種別に応じて一時的に避難し安全を確認してから避難場所へ向かうよう呼びかけを行う。

【地震の場合】

公園などできるだけ広い場所

【洪水の場合】

近くにある２階以上の建物

【土砂災害】

山林からできるだけ離れた場所

④総務班は、外来者、一時滞在者の避難誘導については、警察、消防団、自主防災組織や施設管理者（観光施設も含む）等の協力を得て行う。

⑤避難広報、避難誘導等の閉鎖活動を行う町職員、消防団員、民生委員などについては、無線等の情報伝達手段を備えるなど、安全の確保を図り、自らの命を守ることを最も基本とし、避難誘導等を行う。

４．指定避難所への移行【避難場所開設派遣職員】

避難場所開設派遣職員は、危険要因が去ったが、家屋全壊半壊によって生活できない避難者がいる場合は、緊急避難場所として開設した小中学校の体育館等を指定避難所として運営し、長期滞在に必要な資機材等の把握及び準備を行う。

なお、避難所での３密（密閉・密集・密接）回避のため、指定避難所等だけでは、想定収容人数を超える場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

５．避難人員等の掌握【要援護者支援班】

要援護者支援班は、避難人員数・傷病者の有無・周囲の状況等避難所の安全度・避難所での措置状況等を町災害対策本部に報告する。

６．避難指示等の解除【危機管理対策班、総務班】

①危機管理対策班は、避難の必要（危険性）がなくなったとき、解除する。

②危機管理対策班は、災害対策本部長（町長）、警察等と協議のうえ行う。

③総務班は、避難している住民に、町有の情報媒体を活用して周知する。

６．応急給水マニュアル

担　　当	上下水道対策班
関　　連	情報連絡班、総務班

１．マニュアルの目的

災害時において、飲料水の供給ができなくなると、住民の生命維持機能の低下が危惧されることから、早急な緊急供給及び復旧が求められる。

そのため、水道施設が多大な被害を受け、住民等が飲料水を得ることができなくなった場合、最小限度必要な量の飲料水を供給するための体制をつくり、住民生活の安定に寄与する。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．職員の配備

⑴職員の配備は、上下水道対策班が行う。

⑵上下水道対策班は、被害状況や復旧の進捗状況に応じて、班内の職員配備を調整する。

２．上下水道対策本部の設置

⑴上下水道課長を本部長とする「上下水道対策本部」を課内に設置する。

⑵上下水道課が使用できない場合、大河内浄化センター事務室に代替対応拠点を置く。

３．被害情報の収集

⑴職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報収集を行い情報連絡班に報告する。

⑵情報連絡班は、水道施設被害及び断水等の情報を上下水道対策本部に提供する。

４．応急給水資機材の確保

⑴上下水道対策本部員は、備蓄している給水容器の実数を確認し、上下水道対策本部長（班長）へ報告する。

⑵給水が困難な場合に備え、十分な飲料水を早急に確保できるよう、『災害時における飲料水の提供に関する協定書』に基づき、キンキサイン(株)に供給要請を行う。

※被害が小規模でかつ資機材等が不足していない場合は、『７．応急給水の実施』へ

５．応援要請の受入れ

上下水道対策本部は、班員が不足し、応急給水活動に支障を来す場合は、兵庫県日本水道協会兵庫県支部西播磨ブロック代表（姫路市）に対し、応援要請を行う。

６．駐車場と執務室の確保

上下水道対策本部は、応援給水車用駐車場及び応援者の執務室を確保する。

７．応急給水の実施

上下水道対策本部長（班長）は、応急給水を効率的に行うための体制を整えるとともに、給水優先順位を決定する。（医療機関、救護所、避難所等緊急性の高いところを優先して行う。）

給水は、使用可能な運搬給水基地※１又は非常用水源※２からの拠点給水、町保有応急給水資機材による運搬給水を実施する。

※１　運搬給水基地：町内浄水場

※２　非常用水源：キンキサイン、南山名水、栗賀ゴルフ場、グリーンエコー笠形、ホテルリラクシア、ヨーデルの森

【応急給水の体制】

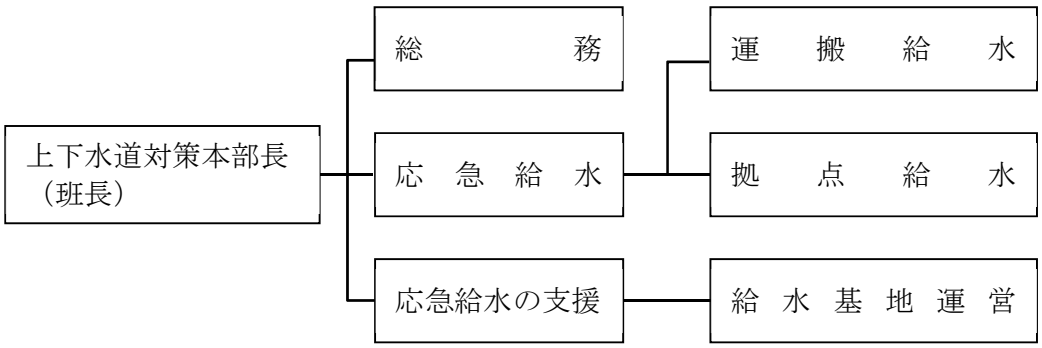

８．広報

(1)上下水道対策本部長（班長）は、応急給水の場所、時間等の水の入手に関する情報について総務班及び町災害対策本部へも情報提供する。

(2)総務班は、町有の情報媒体で住民に広報する。

上下水道課所有応急給水資機材

名称	数量
・給水タンク(2t)	1台
・給水タンク(1t)	1台
・ポリ容器(10ℓ)	90個
・ポリ容器(ℓ)	29個
・浄水装置	1台

７．食料・物資供給マニュアル

担　　当	資材輸送班
関　　連	現地対策班、危機管理対策班

１．マニュアルの目的

このマニュアルは、災害発生直後から３日間までにおける食料・物資の確保及び供給に関する事項について定め、迅速かつ組織的に対応することを目的とする。

なお、４日目以降については、プッシュ型支援による救援物資等が全国から集積されることが想定されるため『神河町災害時受援計画　第３章　物的支援受入計画』に基づき、被災者のニーズに配慮した食料・物資等の供給体制を執ることとする。

※プッシュ型支援：国・県・他市町・民間団体等が、被災地からの物資供給要請を待つことなく、おおまかな被害状況などを踏まえ、想定されたニーズに基づき救援物資等を供給すること。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．輸送体制の整備

各避難場所から物資等の供給要請があった場合、予め２名１組の班を結成し、優先順位を定め、適宜、速やかに輸送できるよう体制を整備する。

また、班員の中から連絡員及び道路被害情報収集係を置く。

２．輸送車両の確保

初動時の輸送車両は、水防計画書（風水害等初動対応マニュアル）に定められているとおりとするが、配備された車両がない場合、総務班と調整し、４台の車両を確保する。

３．ニーズの収集・整理

①連絡員は、各班又は各区自主防災組織から物資等の供給要請があった場合、品名・数量・輸送先を確認の上、班長に報告し、ニーズ整理表に記入。

②班長は、要請のあった品名及び数量について、備蓄品台帳と照らし合わせ、供給が可能であるかを検討し、連絡員に結果を伝達する。

③連絡員は、要請物資の供給可否について要請元に伝達する。

４．町内協定締結民間事業者への協力要請

物資等が不足し、十分な供給が困難である場合は、次の町内協定民間事業者へ物資の優先供給を要請するとともに本部へ要請内容を報告する。

協定締結民間事業者	住　所	連絡先
マックスバリュー西日本（株）	広島県広島市南区段原南１丁目３－５２	〈日中〉０８２－５３５－８５１１ 〈夜間〉０６－６２６１－９１６８
(株)エーコープ近畿	大阪府高槻市番田１丁目５１番１号	〈日中・夜間〉０７０－１３５６－３７２６
生活協同組合コープこうべ	兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番１９号	〈　日　中　〉 ０７９－２９２－３３００ 〈　夜　間　〉 ０７８－８５６－１３１０
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水４５０１番地１	〈日中・夜間〉０２５－３７１－４１８５
(株)ジュンテンドー	広島県安芸郡府中町茂陰１丁目	〈日中〉０８２－８９０－１２３２
ホームプラザナフコ	兵庫県神崎郡神河町福本８５１番地の１９	〈日中〉０７９０－３１－３７０１
ゴダイ(株)	兵庫県姫路市綿町１０４番地	〈日中〉０７９－２２３－０３０３

【物資等の受け取り場所】

原則として、協定締結民間事業者により町が指定した場所まで配送することとなっているが、広域災害の場合などにより、事業者の輸送能力が追い付かない場合などは、町が指定された場所まで受け取りに行く。

協定締結民間事業者	受け取り場所
マックスバリュー西日本（株）	マックスバリュー神河店
(株)エーコープ近畿	エーコープ粟賀店
生活協同組合コープこうべ	協同購入センター姫路（砥堀）
NPO法人コメリ災害対策センター	コメリハード＆グリーン神崎店
(株)ジュンテンドー	ジュンテンドー神崎店
ホームプラザナフコ	ホームプラザナフコ神崎店
ゴダイ(株)	ゴダイドラッグ神崎店

なお、供給要請の際には、以下のことに留意するものとする。

【食料】

給食基準額は、１人１日1,160円（災害救助法による食品の給与基準単価）を原則とする。しかし、災害や物価などの状況に応じ、特別基準単価の設定を検討する。（参考：平成６年度特別基準単価1,200円）

【物資】

確保する物資は、日常生活に最小限必要な物及び避難所で必要な共用品とする。

５．道路被害等の確認

道路被害情報収集係は、現地対策班に車両の通行が可能であるかを確認する。

６．輸送計画の検討と実施

班長及び副班長は、ニーズ整理表・備蓄品台帳・道路被害情報を基に、エリアごとに効率的な物資等の配分や輸送ルートの計画を協議のうえ、検討し、担当班員に指示をする。

※食料の提供期間は、原則として電気、水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等、商業機能が復旧した段階までを目途とする。

道路等が寸断された場合の輸送体制については、危機管理対策班が県に対し兵庫県消防防災航空隊の派遣要請を行い、空輸により実施する。

７．物資の輸送

輸送にあたっては、緊急輸送道路を活用する。

また、輸送協定を締結する業者に対して、災害発生時での「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、業者から警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急事前届出済証」の交付を受けさせることとする。また、災害発生時には、これらの業者に搬送を依頼する。

物資集積場所に到着した食料については、資材輸送班が、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資集積場所から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

救援物資集積場所

名　　称	所在地	電話番号
グリーンエコー笠形「海洋センター体育館」	神河町根宇野1019-13	(0790) 32-1307
神河町中央公民館「グリンデルホール」	神河町寺前64	(0790) 34-1450

４日以降の流れ

災害発生災時の食料、生活必需品の供給の流れ

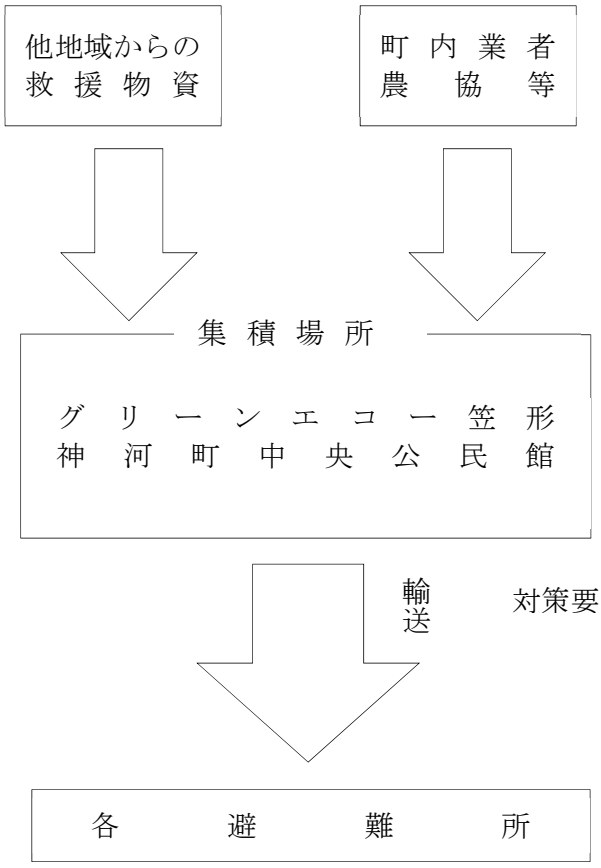

仕分け物資－食料、生活必需品等
対策要員――①兵庫県トラック協会
②ボランティア
◎ 町有車両及び運送業者、交通機関による輸送
◎ 福崎警察署との連携
（交通規制情報の共有化）

対策要員
①常駐及び応援の市町職員
②避難者の自治組織からのボランティア
③ボランティア

８．健康対策マニュアル

担　　当	要援護者支援班
関　　連	資材輸送班

１．マニュアルの目的

災害発生時に予想される被災者等の健康相談や栄養状態の悪化を早期に改善するための体制をつくり、被災に伴う健康障害を予防できるよう支援する。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

※このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時並行的にあるいは順序が前後する場合がある。

（１）巡回健康相談

１．被災者の健康状態を把握

町、県及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

２．健康相談の実施

⑴　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

⑵　町及び県は、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

⑶　町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

３．巡回健康相談の検証

災害時における健康状態の実態について、巡回健康相談等により得た情報を随時検証し、今後の対応に活用する。

※ 避難所等被災者の健康管理

（１）避難所等（避難所等のグラウンドでの車中・テントでの避難含む）

① 全体への活動

（ア）避難者の健康管理や処遇調整、課題の共有（避難者の人数・年齢・健康状態、避難者の課題・ニーズ、避難所での必要な配慮項目など、地図や表をつくり整理）

（イ）保健・医療・福祉・行政に関する情報提供

（ウ）避難所設置運営担当部署との連携

・生活用品、特殊食品等の確保

・避難者のニーズ・不安への対応

・適切な食事内容の確保（食形態も含む）

（エ）避難所等の管理者との情報交換

・コミュニケーションを取り、（ア）～（ウ）について情報収集・情報提供を行う。

（オ）感染症予防対策の実施

・実施状況の確認、実施

（カ）環境整備

② 要配慮者等

（ア）安全な居場所の確保

（イ）健康状態の把握

（ウ）処遇調整（福祉避難所・介護保険施設・医療機関への移動等）

（エ）医療（内服薬・外用薬等も含む）・福祉サービス等の調整

（オ）適切な食事の確保

③ 一般被災者

（ア）健康状態の把握

（イ）健康相談の実施（可能な範囲で、プライバシーの保てるスペースを確保する）

（ウ）健康教育の実施

→(イ)(ウ)は、日中不在者のために必要に応じ夕方・夜間にも実施する。

（エ）健康状態が悪化した住民・内服薬等の医療の継続が必要な住民への対応、医療との連携

（２） 在宅等（自宅・車中・テント等での避難）

① 全体への活動

（ア）避難者の健康管理や処遇調整、課題の共有（避難者の避難場所・人数・年齢・健康状態、避難者の課題・ニーズなど、地図等を用いて整理）

（イ）保健・医療・福祉・行政に関する情報提供

（ウ）他部署との連携

・生活用品、特殊食品等の確保

・避難者のニーズ・不安への対応

・適切な食事内容の確保（食形態も含む）

② 要配慮者等

（ア）民生委員・自治組織等からの情報提供・連携

（イ）家庭訪問による所在と安否確認・健康状態の把握・健康相談の実施

（ウ）処遇調整（福祉避難所・介護保険施設・医療機関への移動等）

（エ）医療（内服薬も含む）・福祉サービス等の調整

③ 一般被災者

（ア）家庭訪問による所在と安否確認・健康状態の把握・健康相談の実施

（イ）健康状態が悪化した住民・内服薬等の医療の継続が必要な住民への対応、医療との連携

（３）仮設住宅

① 全体への活動

（ア）保健・医療・福祉・行政に関する情報提供

（イ）入居者同士のコミュニティづくりの支援

・自治組織等地域代表者との健康問題等や今後の活動等の話し合いの実施

・地域にあった活動・支援の実施（高齢者のつどいの場・乳幼児のあそびの場等）

② 要配慮者等（特に、一人暮らし高齢者・高齢世帯等）

（ア）家庭訪問による健康課題の早期把握、生活状態の悪化や孤独死の予防（入居後すぐは、新しい生活への適応状況の把握）

（イ）支援が必要な方への継続支援、医療や関係機関との連携

（ウ）ボランティア・自治組織等による安否確認（声かけ訪問）等との連携

③ 一般被災者

（ア）健康調査・健康相談の実施

（イ）支援が必要な方への継続支援、医療や関係機関との連携

（２）巡回栄養相談

１．被災者の栄養状態を把握

要援護者支援班、県栄養士会、中播磨健康福祉事務所等と連携し、栄養状態や食事に特別な配慮が必要な被災者の実態とニーズ量を把握する。

※「食事に特別な配慮が必要な人」とは、乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、食物アレルギー等食事制限のある慢性疾患患者等。

２．食事状況の把握

救援物資として食料等の受入れ・供給を担当する資材輸送班より、各避難所等への配食状況等に関する情報収集を行う。

３．要援護者配慮等への巡回栄養相談の実施

⑴　特別な配慮が必要な人を優先に中播磨健康福祉事務所と協力して、栄養士による巡回栄養相談を実施し、必要に応じて救援物資（高齢者用、アレルギー用食品等）を調達する。

⑵　疾病の発症及び悪化の予防等のため、避難生活における食生活上の注意点を啓発する。

（ポスター掲示等）

⑶　要援護者支援班は管理栄養士による栄養相談チームを編成し、栄養相談計画を作成する。

⑷　栄養相談チームは、支援団体等とも連携し、計画に基づく栄養相談を実施する。

⑸　避難生活が長期化する場合は、被災者の栄養状態を調査・把握し、ニーズに合った必要食品及び物品等について、資材輸送班へ助言を行う。

⑹　炊き出し時の栄養管理のポイントを情報発信する。

４．巡回栄養相談の継続、健康教育の実施

避難生活解消後も、被災者の食の自立が困難である場合には、中播磨健康福祉事務所と協力して巡回栄養相談を継続するとともに、栄養健康教育等を実施し、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

※自宅へ戻った後や、仮設住宅入居後の生活を視野に入れた支援が必要である。

５．巡回栄養相談の検証

災害時における食生活の実態について、巡回栄養相談等により得た情報を随時検証し、今後の対応に活用する。

（３）こころのケア対策

１．こころのケア　相談・普及啓発活動

町は、中播磨健康福祉事務所等と協力して、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

２．相談窓口の設置

町及び県は、被災の状況を踏まえ、被災者の精神的不安に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、中播磨健康福祉事務所等と協力して、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケア相談窓口を設置する。

３．こころのケア対策の検証

災害時におけるこころのケア対策の実態について、実施した対策等により得た情報を随時検証し、今後の対応に活用する。

９．避難行動要支援者支援マニュアル

担　　当	要援護者支援班
関　　連	避難所運営職員

１．マニュアルの目的

激甚な災害発生時の初動期に、支援を必要とする高齢者・障害者・児童及び病弱者等避難行動要支援者に対し、支援活動を実施する各機関が相互に連携をとりながら、必要となる措置を効率的にとるための活動マニュアルを定めることを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．避難行動要援護者の安否確認等

(1)自主防災組織等は、災害発生直後から、避難行動要援護者名簿等を活用して、２４時間以内に緊急的な医療ケアが必要な者（人工呼吸器の使用者等）を最優先に避難行動要援護者の安否確認を行い安否確認の状況を要援護者支援班にてとりまとめる。

また、災害の状況により、ケアマネージャー、相談支援専門員等と連携を図る。

(2)社会福祉施設の被害状況等の確認

・要援護者支援班は、入所者・職員の安否確認、物的被害状況の把握、避難・救出の支援、飲用雑用水・食料・燃料等の確保に関する支援並びに復旧対策について、確認を行う。

(3)その他支援が必要な者の安否確認

要援護者支援班は、電話等で妊婦、乳幼児等の安否確認を行う。

２．避難誘導等

(1)緊急的な医療ケア及び常時介護が必要な要援護者

・要援護者支援班が安否確認等を行った結果、緊急入院・緊急入所・緊急ショートステイ等が必要と判断された場合、要援護者支援班は受入先を確保し、緊急入院・緊急入所を行う。

・移動に関しては、平時から確保している手段で要援護者の家族等が行う。これが困難な場合は、要援護者支援班は関係部局等に協力を求め、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段の確保を図る。

(2)その他の要援護者

・要援護者支援団体等は、避難が必要な要援護者を指定避難所に速やかに避難させる。

３．福祉避難所の開設

避難所に避難して来た避難行動要援護者の状況に応じ、できるかぎり配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。家屋が全壊等により、長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療・福祉施設等に移送することも含めて検討する。

４．要援護者実態調査の実施及び支援の実施

⑴要援護者実態調査１次調査

・避難所運営職員は要援護者の実態とニーズ量を把握するために、避難者名簿及び避難者カードを作成し、回収する。

・回収した避難者カードをもとに、要援護者支援班が集計を行い、ニーズ量の算出を行う。（作業完了、災害発生後１週間）

⑵１次調査結果による必要な支援の検討及び実施

要援護者支援班は、１次調査に基づき次のことについて検討及び実施を行う。

・医薬品の調達

・医療機関との連携

・食料等の調達

⑶要援護者実態調査２次調査

・要援護者実態調査１次調査により明らかになった要援護者に対する適切な対応を図るため、要援護者支援班は巡回相談（対面調査）を実施する。

・要援護者支援班が実施した巡回相談（対面調査）の結果等をもとに、要援護者支援班は、要援護者実態調査１次調査で算出したニーズ量の修正を行う。

⑷２次調査結果による必要な支援の検討及び実施

要援護者支援班は、２次調査に基づき上記同様に必要な支援について検討及び実施を行う。

５．在宅支援

⑴訪問指導

・要巡回相談チームは、安否確認、実態調査等により把握した、在宅、避難所での療養上、保健指導が必要な者に対し、発災後から１週間を目途に訪問指導を着手し、定期的に実施する。

・また、介護保険法及び障害者総合支援法等に基づくサービスの提供、及び福祉用具の貸与、補装具・日常生活用具の給付について、ニーズ量を把握し、サービス提供団体等への派遣要請、必要な用具の確保を図る。

(2)相談支援

・相談支援については、社会福祉施設と要援護者支援班が連携を図りながら実施する。

(3)介護保険法及び障害者総合支援法等に基づくサービスの提供

・サービス提供団体等は、職員の安否及び稼働の可否について確認し、サービス提供の再開に向けて人材の確保を図る

・サービス提供団体等は、派遣世帯の要援護者の安否確認、サービス提供の必要性について、把握する。

・サービス提供団体は、派遣を早期に再開するとともに、要援護者支援班からの派遣要請に基づいて、新たに支援を必要とする世帯に対して、職員の派遣を行う。

(4)ボランティアによる援助

・神河町社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター」を設置する。

・「災害ボランティアセンター」は、要援護者支援班と連携を図り、ボランティアの派遣により要援護者の在宅生活を支援する。

10. 道路災害応急対応マニュアル

担　　当	現地対策班
関　　連	情報連絡班

１．マニュアルの目的

災害による交通遮断から救急救援活動の道路交通を確保するため、道路管理者は道路啓開を実施し、緊急輸送道路等の確保に努めることを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．パトロールの実施

小康状態等に入り、ある程度の安全が確認できた時点で、現地対策班の中から１班２名の班を４班編成し、越知谷エリア、栗賀大山エリア、長谷エリア、寺前小田原エリアにそれぞれ分かれてパトロールを実施し、次のことを行う。

・調査項目：道路の通行可否、被災内容、応急復旧の可否、通行状況などを調査する。
・緊急措置：通行不能道路を通行止にする。（バリケード、ロープ、コーン等を使用）

消防団が出動できる場合には、協力の要請を行う。

２．情報の収集・整理・報告

①現地対策班の連絡員は、情報連絡班に通報のあった被害情報等の確認を行い、班長に随時報告する。

②パトロール隊から直接報告があれば、同様に班長に報告した後、『Arc　GIS Online　被害状況確認マップ』に情報を入力する。

③収集した情報をもとに次の事を行う。

・被害状況図の作成、道路交通情報の把握

３．交通規制

公安委員会と協議し、通行止、迂回路の設定を行う。（事後も含む。）

４．情報の提供

関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供する。

①県土木事務所、道路公社、他の道路管理者

②住民

③警察、消防、電気、ガス、水道、ＮＴＴ等

５．道路啓開

班長は、二次災害発生を防止するため、緊急措置として交通規制を行っている路線の道路啓開を行うため、収集した被災情報をもとに次の点に留意し、応急復旧対応の優先順位を決定し、消防団の協力のもと道路障害物等の撤去（人力での対応が可能な場合のみ）に当たらせる。

①緊急輸送道路に指定している路線（国道３１２号線）

②病院、警察署、消防署等の防災関係機関を結ぶ路線

③主要な防災拠点に接続する路線等

道路啓開実施 原則１車線以上を確保する。

６．応急補修工事

現地対策班長は、本部の方針に基づき、神河町建設業協会に対し、亀裂・段差・陥没の補修、崩土除去、土嚢積み、倒木・看板等の撤去等の要請を行う。

その他道路は占有者に除却を指示、または所有者に同意書を提出してもらい、除却する。

７．工事完了・交通の開放

関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供する。

①県土木事務所・道路公社・他の道路管理者

②マスコミ・住民

③警察・消防・電気・ガス・水道・ＮＴＴ等

11. 行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル

○行方不明者の捜索　救出班の編成（町職員、消防団）

担　　当	危機管理対策班、救出班（町職員、消防団）
関　　連	ー

○遺体の処置

担　　当	救護班
関　　連	危機管理対策班

○遺体の安置・埋葬等

担　　当	危機管理対策班
関　　連	ー

○遺体の火葬

担　　当	中播北部行政事務組合　市川斎場(外線 0790-28-0780)
関　　連	危機管理対策班

１．マニュアルの目的

本マニュアルでは、地震、風水害等の災害によって行方不明となった者の捜索及びこれらの災害により発生した遺体の安置・処置、身元不明又は火葬を行う者がいない遺体の埋火葬等を円滑かつ適切に行うために、実施主体・全体フロー・留意事項等を具体的にまとめている。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

（１）行方不明者の捜索、遺体の安置・処置等

１．死者の発生数・被害状況の確認

(1)町災害対策本部は、災害状況、規模を確認するとともに、警察・消防と連絡をとり、情報収集及び情報提供を行う。

(2)危機管理対策班は、被害状況を把握した後、葬祭業者等に連絡し、棺、骨壺、ドライアイスの調達について協力を依頼する。葬祭業者の協力を得ても不足する場合は、県に対し供給の要請をする。

(3)危機管理対策班は、県の災害対策課に状況を報告する。

２．行方不明者の捜索

(1)危機管理対策班は、所轄の消防署・警察等に協力を依頼する。

(2)危機管理対策班は、町職員と消防団から必要な人員を招集し、救出班を編成する。

(3)危機管理対策班は、協定業者から次の捜索資材を調達する。

・トランシーバー、ドローン、警杖、バール、ゴムボート等

(4)危機管理対策班は、所轄の消防署・警察署と連携をとり、状況によっては自衛隊、地元自主防災組織や住民等の協力を得ながら捜索する。

(5)危機管理対策班は、必要な場合には捜索期間（10日以内）の延長を県知事に申請する。

※この処置期間は、災害救助法に基づくものである。

３．遺体安置所の設置

(1)危機管理対策班は、警察署とも協議しながら、遺体安置所を確保する。また、棺、骨壺、ドライアイス、消毒液、シート、毛布等の必要な物品を調達する。遺体安置所は、原則として、町内医療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、スパーク神崎を使用し、埋火葬するまで保存する。なおかつ、スパーク神崎では、収容しきれない場合は天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2)危機管理対策班は、安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受入れ可能な遺体数について、所轄の消防署・警察署に連絡する。

４．遺体の安置

(1)危機管理対策班は、捜索により発見した遺体を安置するよう指示し、遺体発見の日時及び場所、氏名等を確認のうえ、遺体処理台帳に記入する。

(2)危機管理対策班は、開設している安置所ごとの遺体安置数を記録し、整理する。

５．遺体の処置

(1)危機管理対策班は、警察官による見分及び医師による検案が速やかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。

(2)救護班は、見分・検案の済んだ遺体について、必要に応じて洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

(3)救護班は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体

の腐乱を防ぐ）。

(4)危機管理対策班は、必要な場合には処置期間（10日以内）の延長を県知事に申請する。

※この処置期間は、災害救助法に基づくものである。

６．遺体の身元確認・引き渡し・安置所の撤収

(1)危機管理対策班は、警察等と協力しながら身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。

(2)危機管理対策班は、誰にいつ引渡したかを遺体処理台帳に記載する。

(3)危機管理対策班は、全町の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。

(4)危機管理対策班は、安置された遺体が全て引き渡されたら、安置所を撤収する。

（２）遺体火葬フロー

１．死者の発生数・被害状況の確認

(1)中播北部行政事務組合は、町災害対策本部より災害状況、規模を確認する。

２．斎場の状況確認

(1)中播北部行政事務組合は、斎場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。

(2)中播北部行政事務組合は、斎場職員の出勤状況を確認する。

(3)中播北部行政事務組合は、火葬業務に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。

(4)中播北部行政事務組合は、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。

３．火葬方法の検討

(1)危機管理対策班は、中播北部行政事務組合と協議のうえ、死者数、被害状況、斎場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。

(2)危機管理対策班は、県に被害状況を報告し、必要があれば町外斎場利用の協力を依頼する。

(3)危機管理対策班は、町内外の斎場利用方法の調整を行う。

４．遺体の火葬

危機管理対策班は、対象となる遺体数を、市川斎場へファックスで報告し、次の状況にそれぞれ応じた対応をとる。

状況	実施主体	対応方法	実施期間
遺族での埋火葬が可能な場合	遺族	(1)平時と同様に、火葬許可証を発行し、遺族に対して火葬計画に基づき、町内・外斎条の利用方法、利用可能場所・日時等の情報提供行う。	―
遺族がいない又は遺族がいても埋※1 火葬が困難な場合	町	(1)葬儀業者に、遺体の搬送から火葬までを依頼する。 (2)埋火葬台帳に随時、記入する。 (3)救助実施記録日計票の埋火葬欄に埋火葬件数等を記入する。 (4)埋火葬支出関係証拠書類を収集及び整理する。 (5)全ての遺体について10日以内に埋火葬が完了できない場合は、県に期間の延長を申請する。	発災後から10日以内

(ｱ)※火葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる遺族が緊急に避難をするため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。
(ｲ)火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。
(ｳ)流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資が入手できないとき。
(ｴ)埋葬を行う遺族がいないか、いても老齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。

５．遺骨・遺留品の一時保管

(1)危機管理対策班は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。

(2)中播北部行政事務組合は、危機管理対策班から依頼があった場合は、納骨堂で遺骨を一時保管する。

12. し尿処理マニュアル

担　　当	危機管理対策班
関　　連	避難所運営職員

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、断水状態の既設トイレでも使用可能な凝固剤の備蓄・利用、仮設トイレ等の利用により、災害時におけるし尿処理の体制を確立し、し尿処理を迅速に行うための事務の内容を整理したものである。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．避難者数の把握

(1)危機管理対策班は、町災害対策本部より、避難者の人数と下水道施設等の被害状況を把握する。

(2)危機管理対策班は、避難所毎の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(3)危機管理対策班は、町が備蓄している組立式トイレでは不足する場合、「レンタルニッケン」に仮設トイレの供給要請を行う。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレの設置台数：1台/20人

２．仮設トイレ等の設置

(1)危機管理対策班は、避難所の規模や状況を把握しながら、各避難所への凝固剤の配布調整を行う。

(2)避難所運営職員は、備え付けのトイレが使用できても、避難者数に応じて、組立式簡易トイレを屋外等に設置する。

(3)危機管理対策班は、仮設トイレの供給要請を併せて、次の手配も行う。

①トイレットペーパー

②清掃用品

③屋外設置時の照明施設

３．し尿収集の実施

(1)基本的に、発災直後は凝固剤を使用することで可燃ごみとして処理をする。

(2)便槽型トイレを設置した場合は、避難所運営職員が危機管理対策班に処理を依頼する。また、越知谷アクティブセンターの合併浄化槽についても同様の対応をとる。

(3)危機管理対策班は、各避難所運営職員からの依頼を受けた後、速やかに橋本（株）に処理を依頼する。

橋本(株)	0790-26-1091

(4)し尿の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、橋本（株）以外のし尿処理業者に応援を要請する。

４．仮設トイレの撤去

(1)避難所運営職員は、組立式簡易トイレの必要性がなくなった場合、速やかに撤去する。

(2)避難所運営職員は、仮設トイレの必要性がなくなった場合、危機管理対策班に撤去を要請する。

(3)危機管理対策班は、避難所運営職員から仮設トイレの撤去要請があった場合、供給元の業者に対し、撤去を依頼する。

13. ライフライン復旧マニュアル（水道編）

担　　当	上下水道対策本部（上下水道対策班）
関　　連	危機管理対策班、総務班

１．マニュアルの目的

水道施設に多大な被害が生じた場合、その応急復旧についての総合的かつ計画的な諸活動が実施できる体制をつくり、通常給水への早期回復を図り、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．上下水道対策本部の設置

(1)上下水道課長を本部長とする「上下水道対策本部」を課内に設置する。

(2)上下水道課が使用できない場合、大河内浄化センター事務室に代替対応拠点を置く。

２．被害情報の収集

(1)職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報を収集する。

(2)上下水道対策本部は、被害調査に必要な人員を確保し、水道幹線及び準幹線路に職員を出動させ、被害の程度を早期に把握する。

(3)上下水道対策本部は、被害状況を県及び危機管理対策班に報告する。

３．応急復旧資機材の確保

上下水道対策本部　情報・調達班は、備蓄している応急復旧資機材の実数を確認する。

※被害が小規模でかつ資機材等が不足していない場合は、『６．応急復旧計画の策定』へ

４．応援要請・受入れ

上下水道対策本部長は、日本水道協会兵庫県支部への応援要請・連絡調整を行う。

５．駐車場と執務室の確保

上下水道対策本部は、応援給水車用駐車場及び応援者の執務室を確保する。

６．応急復旧計画の策定

(1)テレメーターの分析、現地調査等の情報に基づき全般的な被害を想定する。

(2)想定した被害状況に応じて復旧計画を策定し、応援要請等について判断する。

７．応急復旧の実施

(1)浄水施設の応急復旧

(2)送・配・給水管の応急復旧

上下水道対策本部長は、復旧の進捗状況に応じて、各班の職員配備を調整し、各班間の職員を融通する。

８．広報

(1)上下水道対策本部長は、復旧作業の進捗状況に関する情報について総務班及び町災害対策本部へ情報提供する。

(2)総務班は、町有の情報媒体で住民に広報する。

９．復旧工事の実施

上下水道対策本部長は、被災の箇所と程度、施設の重要度、施設の将来計画を考慮して本復旧の水準を定める。

10．工事完了

14. ライフライン復旧マニュアル（下水道編）

担　　当	上下水道対策本部（上下水道対策班）
関　　連	危機管理対策班、総務班

１．マニュアルの目的

災害によって破損した下水道施設による公衆衛生の汚染や健康被害等の二次災害を防止するとともに、迅速かつ効果的に復旧することを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．緊急調査

調査目的：被害状況の概略把握と二次災害の防止

⑴調査・復旧班の編成（管渠）

・２～３人のチームを編成し、調査区域を設定して行う。

⑵調査・復旧班は、被害状況を県及び危機管理対策班に報告

２．緊急措置

危険の回避

・道路陥没、溢水箇所等の通行規制、バリケード等の設置

・流水阻害箇所のポンプによる仮排水

・浸水や溢水防止のためのゲート開閉や排水、危険物等の保全等

３．応急復旧の実施

上下水道対策本部は、神河町上下水道組合、神河町建設業協会に委託して次のことについて応急復旧を実施する。

最低限の機能復旧

・浚渫、管の入替え、仮排水、止水・仮締切、構造物の応急補修や補強、設備の応急補修や施設保全等

４．応援の要請

被害が甚大な場合、総務班は、兵庫県へ応援を要請する。

５．広報

⑴上下水道対策本部長は、復旧作業の進捗状況に関する情報について総務班及び町災害対策本部へ情報提供する。

⑵総務班は、町有の情報媒体で住民に広報する。

６．復旧工事の実施

上下水道対策本部は、被災の箇所と程度、施設の重要度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧の水準を定める。

７．工事完了

15. 義援金受入れ・配分マニュアル

担　　当	総務班
関　　連	―

１．マニュアルの目的

災害時における義援金の受入れと配分の事務を迅速に行うことを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．義援金の受入れ

(1)義援金の受入口座の開設

総務班は、銀行振込、ゆうちょ銀行災害義援金無料送金システム、外貨送金により送られてくる義援金を受け入れるため、ゆうちょ銀行、郵便局、金融機関等と調整し、受入専用口座を開設する。

(2)町役場義援金受入窓口等の設置

総務班は、現金等で持参された義援金の受入れのための窓口を総務課内に設置する。

(3)義援金募集の広報

①総務班は、義援金の振込や送金方法等受入れに関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて外部に広報を行う。

②総務班は、義援金の募集に関する問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

２．義援金の配分

(1)義援金配分の広報

①総務班は、義援金の配分内容が決定した段階で、その内容・申請方法等配分に関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて住民に広報する。

②総務班は、義援金の申請書・義援金台帳等必要書類を作成する。

③総務班は、住民からの相談等に対応するため、相談窓口を設置する。

(2)義援金配分の実施

①総務班は、義援金配分に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

※災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）により複数の受付窓口を設置す

る必要がある場合には、各受付窓口に責任者を配置するとともに、その他の受付窓口設置場所の提供及び応援職員の動員を要請する。

②総務班は、義援金の配分事務を行う。

③総務班は、義援金ごとに日々の義援金配分状況を集計し、金融機関に報告するとともに、資金の手当てを行う。

④総務班は、義援金台帳及び配分状況をデータ化し、電算管理を行う。

３．県義援金配分委員会との調整

総務班は、配分委員会への参加及び配分原資に関することについての相互の連絡体制を整え、配分事務に支障をきたさないよう調整する。

３．義援金の種類と配分方法

種　　類	配　分　方　法
死亡者・行方不明者見舞金及び住家損壊見舞金	当初は「引換証交付方式」で、その後「口座振込方式」に
重傷者見舞金	「口座振込方式」
要援護家庭奨励金	「口座振込方式」
被災児童生徒教育資金助成金	「口座振込方式」
被災児童生徒（遺児・孤児）特別教育資金	「口座振込方式」
住宅助成金	「口座振込方式」
被災事業者再建助成金	「口座振込方式」

16. 罹災証明書発行マニュアル

担　　当	情報連絡班
関　　連	危機管理対策班

１．マニュアルの目的

罹災証明書の発行を迅速、的確に行うために本マニュアルを作成する。

２．罹災証明書発行に関する原則

(1)考え方

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や町税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋（住家（※）に限る）の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、本人の申し出により、町長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

また、火災による被害については、消防署長が証明する。

※住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2)発行対象者

住民基本台帳の記載に基づき、当該家屋に居住する世帯の世帯主に対して発行する。ただし、公共料金の領収書や賃貸住宅の契約書等により災害発生日に当該家屋の住民であったことが確認できれば、住民基本台帳に登録がない者に対しても発行することを可能とする。

賃貸物件のように所有者と居住者が異なる場合は、所有者も発行対象者となる。

(3)申請者

発行対象者に加え、当該家屋に居住する世帯の世帯員も罹災証明書交付申請をすることができる。法人の場合、代表者と社員が申請をすることができる。

(4)申請時に必要なもの

＜個人＞

申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、各種年金証書、年金手帳、その他官公署が発行する証明書または書類のうち、顔写真付きのものはいずれか１点、それ以外のものはいずれか２点。以下においても同じ。）

＜法人＞
・代表者が申請する場合
①代表者の本人確認書類
②法人登記事項証明書・代表者事項証明書等、法人名・所在地・代表者名が確認できるもの
・社員が申請する場合
①社員の本人確認書類
②法人登記事項証明書・代表者事項証明書等、法人名・所在地・代表者名が確認できるもの
③社員証等社員であることを確認できるもの
※賃貸物件の所有者が申請する場合
それぞれの必要書類等に加え、賃貸借契約書または当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書等所有者であることが確認できるもの
※代理人による申請の場合
それぞれの必要書類等（本人確認書類は代理人のもの）に加え、委任状

(5)郵送による対応

申請者から希望があった場合は、郵送による受付・交付を行うものとする。

(6)申請期間

罹災証明書交付申請書（被害家屋調査依頼）の受付期間は、「災害発生後原則30日以内」として広報する。ただし、特別な理由が認められた場合には期間を越えて受け付けて差し支えない。

(7)再発行

紛失、破損等の理由により、再発行の申請があった場合は、証明書を再発行する。証明書には、再発行である旨記載し、文書番号の記載は不要とする。

(8)罹災届出証明

非住家（※）や自動車等の被害については、その所有者に対して罹災届出証明を発行する。なお、所有者以外であっても、災害発生時に当該非住家に滞在していた者、当該自動車を使用していた者等も発行対象者となる。

また、罹災程度の記載が不要である等の理由により申請者が希望する場合は、住家に対しても、罹災届出証明を発行することができる。

申請時に必要なものについては、罹災証明書の取り扱いに準ずる。

※非住家とは、住家以外の建築物をいう。官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

３.実施事項の内容

【１.大規模災害の場合】

⑴被害家屋調査の実施

内閣府の指針に基づき現地調査を行い、判定結果を調査資料とともに「聞き取り連絡票」へ記載の上、速やかに発行担当へ引き継ぐ。

⑵罹災調査記録簿の作成

⑶罹災証明書交付申請書の受付

被害棟数が多数で、申請者が混雑することが予想された場合には、専用ブースを設置し、受付を行う。

⑷罹災証明書の発行

罹災調査記録簿に基づいて罹災証明書を発行する。あわせて、罹災判定に不服がある場合の再調査の申し入れについては、罹災証明書の発行を受けた日から原則２週間以内に行う必要があることを伝える。

⑸罹災証明書発行状況の報告

罹災証明書の発行状況を適宜被災者台帳に入力するともに、危機管理対策班に報告する。

⑹再調査の受付

申請者が罹災証明書の罹災程度に対して不服がある場合、再調査の受付を行う。その際、不服内容について聞き取りを行い「再調査聞き取り連絡票」に必要事項を記入し、調査担当に引き継ぐ。

⑺再調査の実施

再調査受付の際に聞き取った不服内容を中心に、被害家屋の判定方法及びその結果について説明する。

⑻再調査結果の通知

申請者に対して調査票を交付し、再調査結果の通知を行う。再調査の結果、罹災程度に変更があった場合は、改めて罹災証明書の発行を行う。

【２．小規模災害等の場合】

⑴罹災証明書交付申請書の受付

受付担当者が窓口等で聞き取った被害情報やその他情報を「聞き取り連絡票」に記載し、調査担当に引き継ぐ。

⑵被害家屋調査の実施

受付で聞き取った内容を参考に、内閣府の指針に基づき現地調査を行い、判定結果を調査資料とともに「聞き取り連絡票」へ記載の上、速やかに発行担当へ引き継ぐ。

⑶罹災調査記録簿の作成

⑷以降の手続きについては、【１．大規模災害の場合】の⑷～⑻と同様に処理する。

４．罹災証明書発行のフロー図

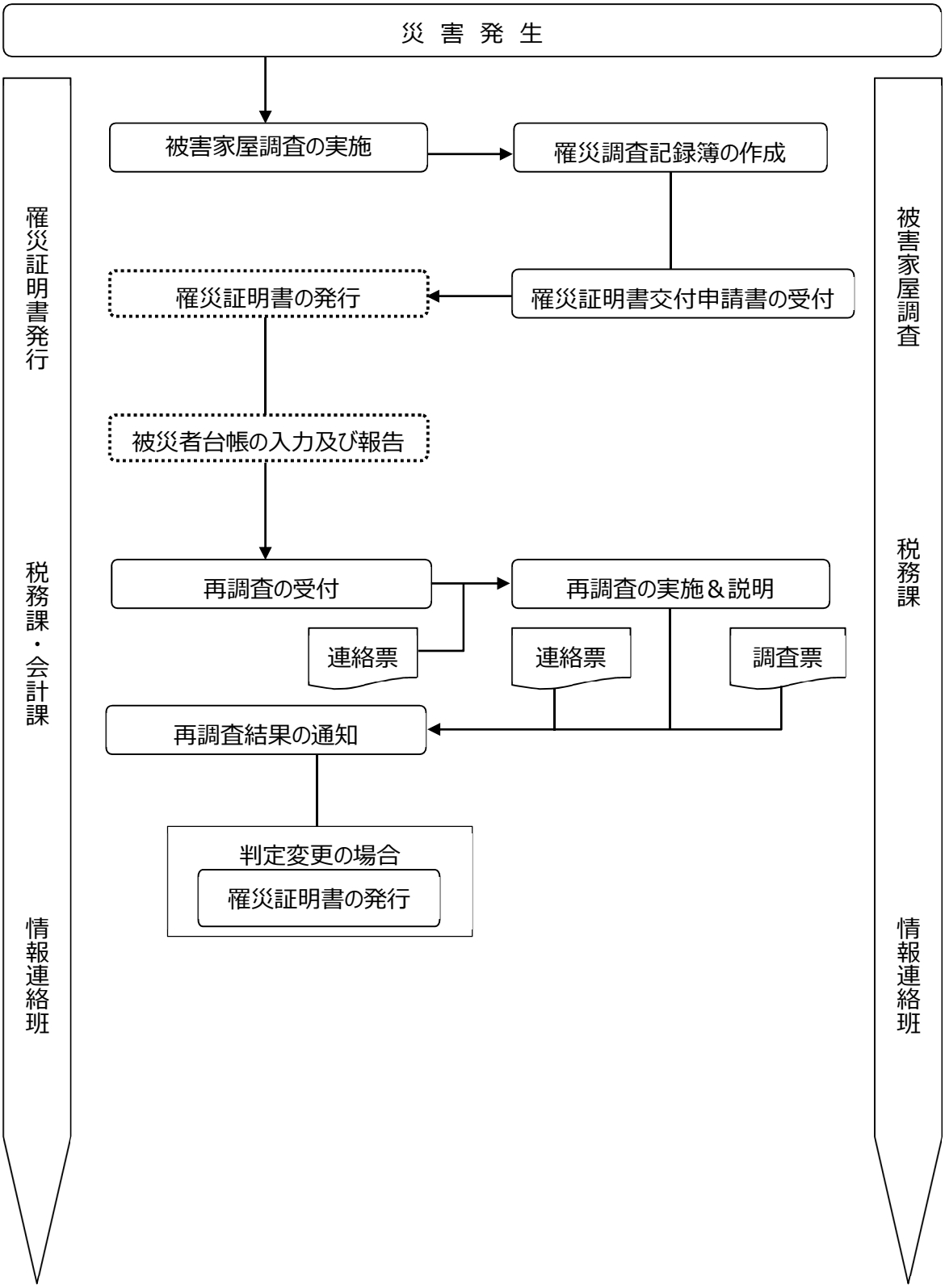

17. 家屋被害調査マニュアル

担　　当	情報連絡班
関　　連	総務班、危機管理対策班

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、家屋被害にあった被災者に対し、応急仮設住宅の提供、被災者生活再建支援金の支給など、迅速かつ円滑に被災者の安定した生活の供給ができるよう、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．調査の事前準備

①外部から寄せられた家屋被害情報を整理し、全体の被害状況を確認する。

②全体の被害状況から調査全体計画を策定する。

③調査の全体量から家屋被害認定士の資格を保有している町職員のみで対応可能かを検討し、人員が不足する場合は、総務班に他市町への応援要請を依頼する。

また、併せて、ホームページ等でボランティア建築士の応援募集を行う。

④調査に必要な備品等の準備

⑤車両の調達、応援職員等の宿泊場所等の確保を総務班に依頼する。

⑥住民に対して、防災行政無線システム放送等で調査を行うことを広報する。

２．第１次被害家屋調査の実施

２人１組で必要に応じて『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』に基づき、棟単位で外観目視により調査する。

【家屋の被害認定基準】

被害の程度	被害認定基準（H13.6.28　内閣府政策統括官通知）
全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

（注１）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注２）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

３．第１次判定結果の整理及び公表

随時第１次判定が終了した段階で、判定結果を整理し、被災者に対して公表する。

４．第２次家屋被害調査の実施

第１次調査の判定に不服のあった家屋及び第１次調査時において物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、再調査を実施。

再調査に当たっては、建築士等の専門知識を有する者の応援により、２人１組で、内部立入調査を含めて行うこと。

５．第２次判定結果の整理及び公表

随時第２次判定が終了した段階で、判定結果を整理し、被災者に対して公表する。

６．被災者台帳への反映

危機管理対策班が、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」がないよう、被災者台帳を作成しているので、情報連絡班は家屋被害認定状況及び罹災証明書の発行状況を入力する。

18. 応急危険度判定マニュアル

担　　当	現地対策班
関　　連	総務班

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、被災した建築物に対して実施する応急危険度判定について、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．応急危険度判定実施本部の設置

(1)応急危険度判定実施本部設置の判断

現地対策班は、災害発生後の被害概況に基づき、被災建物の応急危険度判定実施の必要性について検討を行う。

町長は、応急危険度判定の実施が必要であると認めた場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「町判定実施本部」という。）を設置する。

(2)応急危険度判定士の派遣要請

町長は、町判定実施本部を設置したときは、県に対し応急危険度判定士の派遣の要請を行う。

２．判定作業の準備

現地対策班は、応急危険度判定作業実施のために必要な準備を行う。

(1)判定マップと判定場所の割り当ての決定

(2)判定士受入名簿の作成と判定チームの編成

(3)判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品等の調達

また、判定士は、町判定実施本部のもと以下の組織に編成される。

①チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士２名で構成される。

②班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ、10程度のチーム（20名）より構成され判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

③判定コーディネーター

町判定実施本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター１名が７班程度（140名）を統括する。

３．判定作業の広報

総務班は、広報紙等を通じ被災者へ応急危険度判定作業に関する広報を行うこととする。

なお、この応急危険度判定は、人命の安全性を確保するために緊急的に危険度を判定する作業であり、罹災証明のためのものではないことを正確に広報することに留意する。

４．応急危険度判定の実施

⑴判定業務は、実施本部または判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。なお、判定調査エリアを、越知谷エリア、粟賀北エリア、粟賀南エリア、大山エリア、寺前エリア、小田原エリア、長谷エリアの７ブロックに分け、各エリアに１班（20名）で実施する。

⑵判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。

⑶判定地区への移動は、外部応援者の車両とする。

⑷判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。

⑸判定作業は、原則として2人1組で行う。

⑹判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。

⑺緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。

⑻判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。

⑼判定結果については、判定根拠を随時建築物毎に記録する。

⑽判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。

(11)班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物については、必要な措置について報告する。

(12)体調の悪化等でやむを得ない理由により途中で判定業務を中止する場合は、判定コーディネーターに報告し、その指示に従う。

■判定業務の心得

(1)判定士は、原則として町判定実施本部等の要請により判定業務に従事する。

(2)判定士は、判定業務を行う被災地が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行う。

５．判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。

判定ステッカーには、例えば判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

また、関係者へ安全指導を行うものとする。

危険を示すステッカーの例
（赤）

要注意を示すステッカーの例
（黄）

調査済を示すステッカーの例
（緑）

危　　険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要　注　意	この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。
調　査　済	この建築物の被災程度は小さいと考えられます。

６．判定結果の集計・報告

応急危険度判定士は、判定作業を実施した場合、判定結果、進捗状況等を町判定実施本部

に報告する。

町判定実施本部は、必要に応じ県判定実施支援本部へ応急危険度判定結果について中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行うこととする。

7．住民対応及びマスコミ対応

(1)判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定制度のPR用パンフレットを持参し、必要に応じて住民に手渡す。

(2)所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。

(3)現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧にお断りし速やかにその場を離れる。

(4)判定に際して、所有者（または居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、調査表にその旨を記録する。（ステッカーを剥がされた場合も同様。）

(5)外国人の居住者のうち、日本語の通じない外国人に対しては、予め用意した英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書を手渡す。

(6)マスコミとの対応については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

19. 応急仮設住宅マニュアル

担　　当	現地対策班
関　　連	危機管理対策班、総務班

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、応急仮設住宅に関することについて、今後の災害発生時に迅速かつ円滑に対応できるよう、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．被害家屋状況の把握

罹災証明のための被害状況調査との連携

※詳細は、【No.17.家屋被害調査マニュアル】参照

２．民間賃貸住宅借り上げの検討

民間賃貸住宅の空き状況を把握し、必要に応じて、借り上げて供与するみなし応急仮設住宅の活用を検討する。

３．町営住宅及び空き家等活用の検討

みなし応急仮設住宅として供与可能な町営住宅及び空き家の抽出及び被害状況の確認を行い、被災者数の状況を勘案して活用の検討を行う。

４．建設型応急仮設住宅の設置戸数の決定等

建設型応急仮設住宅の設置戸数は、県と十分に調整して決める。

・供給対象者

①住家が全焼・全壊又は流出した者

②居住する住居がない者

③自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者

・供給手法別（建設・市営住宅活用・民間賃貸住宅活用）供給戸数の決定

・住戸タイプ別戸数の決定、集会所、利便施設の配置、設備面での対応

・避難所での実態調査の実施

５．用地の選定・確保

民間賃貸住宅を活用した応急借上げ住宅の入居に係る手続きの実施

現地対策班は、危機管理対策班及び総務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他公園など公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。なお、それだけでは不足する場合は、学校施設の敷地や民間の遊休地等の使用についても検討する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

【応急仮設住宅建設候補地】

用地名	所有者	敷地面積	有効面積	建設可能数
旧大山小学校グラウンド	神河町	3,272㎡	3,272㎡	33戸
はにおか運動公園グラウンド	神河町	9,820㎡	9,820㎡	98戸
旧粟賀小学校根宇野分校跡地	神河町	1,890㎡	1,890㎡	19戸
長谷小学校プール予定地	神河町	1,360㎡	1,360㎡	14戸
旧川崎住宅跡地	神河町	2,073㎡	2,073㎡	21戸

６．設計・発注

【建設主体の確認】

応急仮設住宅の建設は県が実施する。なお、災害救助法が適用された自治体が、１団体のみなどの場合は、町による建設も検討する。

※災害救助法に基づき災害発生から 20 日以内の着工

７．入居対象者の決定

・入居資格の確定

・優先順位、割合の決定

８．募集

・常設の相談窓口を本庁舎及び神崎支庁舎それぞれに設置

・広報→応募→抽選→許可・鍵渡し

・高齢者・障害者向け：利用しやすい構造及び設備を有する福祉施設住宅を設置

９．管理・保全

・管理は町が実施

・苦情・要望に関する受付窓口の開設

・在宅福祉施設との連携

・コミュニティの育成

１０．処分

・退去・移行支援

・用地所有者との協議

・仮設住宅の撤去、用地の原状回復

・応急借上げ住宅の退去に係る手続きの実施

20. 給付・貸付マニュアル

担　　当	危機管理対策班
関　　連	ー

１．マニュアルの目的

災害時における災害見舞金等の給付・貸付の事務を迅速に行うための事項を定めることを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．災害見舞金等の給付・貸付

(1)　災害見舞金等給付・貸付の決定

危機管理対策班は、被災状況の把握及びその他関係情報の収集を行い、その結果に基づき各給付金・貸付金ごとの対象者の把握及び支給時期の決定を行う。

(2)　災害見舞金等給付・貸付の広報

①危機管理対策班は、災害見舞金等の給付・貸付内容が決定した段階で、その内容・申請方法等を、広報媒体を通じて住民に広報するとともに、庁内に通知する。

②危機管理対策班は、災害見舞金等の申請書・給付台帳等必要書類を作成する。

③危機管理対策班は、住民からの相談等に対応するために相談窓口と専用電話を設置する。

(3)　災害見舞金等給付・貸付の実施

①危機管理対策班は、災害見舞金等給付・貸付に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

※ 災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）及び緊急を要する給付・貸付について、複数の受付窓口を設置する必要がある場合には、場所の検討及び人員の動員を要請する。

②危機管理対策班は、災害見舞金等の給付・貸付事務を行う。

③危機管理対策班は、各給付金・貸付金ごとに日々の給付・貸付状況を集計し、資金管理の参考とする。

④危機管理対策班は、給付・貸付状況をデータ化し、電算管理を行う。

⑤給付・貸付方法等について、申請受付は郵送申請並びに窓口申請を併用し、入金方法は口座振込方式とする。

→資料　資金等の貸付基準（出典：神河町地域防災計画資料編）

２．災害弔慰金支給審査委員会の設置・運営

⑴危機管理対策班は、災害弔慰金の給付事務を行うにあたり、その給付に関して疑義が生ずるケースについて、給付の可否を判定する機関として必要に応じて「災害弔慰金支給審査委員会」を設置するとともに、事務局を担当し、委員会の運営にあたる。

⑵委員会の委員構成は、医師、弁護士、町職員等によるものとする

３．災害見舞金等の種類

	神河町	兵庫県
給付	・災害弔慰金 ・災害障害見舞金	・災害援護金 ・死亡見舞金
貸付	災害援護資金	

４．参考

・神河町災害弔慰金の支給等に関する条例
・神河町災害弔慰金の支給等に関する条例施工規則
・神河町災害見舞金支給規則

■災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

（平成１８年４月１日現在）

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th><th>支給・貸付けの制限</th><th>貸付けの条件</th><th>県の助成</th></tr>
<tr>
<td>災害弔慰金</td>
<td>(1)　一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５以上発生した災害
(2)　都道府県内において住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上ある災害
(3)　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの
(4)　災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害</td>
<td>市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後３カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>死亡者１人当りの支給限度額</th></tr>
<tr><td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>250万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>(1)　死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの
(2)　警察表彰規則、消防表彰規定、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合
(3)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td>
<td></td>
<td>要する費用につき、その３/４を補助する。</td>
</tr>
<tr>
<td>災害障害見舞金</td>
<td>災害弔慰金と同じ</td>
<td>負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に精神又は身体に障害がある住民
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>障害者１人当りの支給限度額</th></tr>
<tr><td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>125万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>(1)　負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
(2)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td>
<td></td>
<td>災害弔慰金と同じ</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>災害援護資金</td>
<td>県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害</td>
<td>市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table>
<tr><th rowspan="2">被害の種類及び程度</th><th colspan="2">１世帯当りの貸付限度額</th></tr>
<tr><th>世帯主の負傷がある場合</th><th>世帯主の負傷がない場合</th></tr>
<tr><td>家財の１／３以上の損害及び住居の損害がない場合</td><td>150万円</td><td></td></tr>
<tr><td>家財の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>住居が半壊した場合</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>住居が全壊した場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>350万円</td></tr>
<tr><td>住居の全体が滅失した場合</td><td>350万円</td><td>350万円</td></tr>
</table></td>
<td>次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が１人であるときは220万円、２人であるときは430万円、３人であるときは620万円、４人であるときは730万円、５人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき30万円を加算した額
(1) 総所得
(2) 退職所得
(3) 山林所得
(4) 土地等に係る事業所得
(5) 長期譲渡所得
(6) 短期譲渡所得</td>
<td>(1) 貸付利率
・据置期間
無利子
・据置期間経過後
年３％

(2) 償還方法
・償還期間
10年
・据置期間
3年又は５年
・償還方法
年賦又は半年賦償還
（元利均等償還）</td>
<td>市町(神戸市を除く。)が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を市町に貸し付ける。</td>
</tr>
</table>

21. 災害廃棄物処理マニュアル

担　　当	危機管理対策班
関　　連	総務班、現地対策班

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、災害により発生した倒壊家屋等の『災害廃棄物』の処理を円滑かつ迅速に進めるために、行うべき業務の内容を整理したものである。災害発生時には、町災害対策本部・現地対策班・自衛隊等と連携して『災害廃棄物』を処理する。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．ガレキ班の編成

(1)ガレキ処理のため、ガレキ処理班を編成する。

(2)ガレキ処理班は、現地対策班及び廃棄物処理業者により編成する。

２．被害情報の収集及び廃棄物等の発生量の推計

危機管理対策班は、避難状況や家屋被害調査結果等をもとに、災害廃棄物等の種類を勘案し、発生量を把握する。

３．災害廃棄物処理実行計画の作成

危機管理対策班は、把握した発生量から災害廃棄物等の選別・保管・焼却等までの処理計画を策定する。

４．応援要請

危機管理対策班は、発生量や処理能力の状況から、必要に応じて、県に応援を要請する。

５．仮置き場の選定及び処理ルートの確保

危機管理対策班は、長期間の仮置きが必要な場合、総務班と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等を仮置き場として選定するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートを確保する。

６．分別業務及び運搬業務の発注

危機管理対策班は、仮置き場における分別業務や仮置き場から最終処分場までの運搬業

務の委託業務を発注する。

７．広報

危機管理対策班は、住民に集積場所、集積日時、分別方法等の適切な処理方法の広報をするよう総務班に依頼し、総務班はそれを行う。

８．災害廃棄物の処理

危機管理対策班は、次のことについて留意して処理を行うよう委託業者に指示する。

(1)危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2)災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

(3)可燃物で再使用不能なものは、焼却する。

(4)仮置場に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(5)アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

９．災害廃棄物処理状況の記録

危機管理対策班は、委託業者からの処理状況等を聴取し、記録する。

22. 環境衛生対策マニュアル

担　　当	危機管理対策班、教育情報班、総務班
関　　連	資材輸送班

１．マニュアルの目的

避難所等における伝染病の発生防止、入浴の場の確保、毛布の乾燥等のマニュアルを定めることにより、災害時の環境衛生確保を図ることを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

（１）避難所等の消毒、防疫指導

１．避難所等の便所、仮設トイレ等の消毒及び避難者への防疫指導

避難所開設から１週間程度は教育情報班、それ以降は総務班が、福崎保健所等の指導・指示のもと、各避難所の防疫対策として以下のことを行う。

① 避難所便所、仮設トイレ等を消毒する。

② 避難者に対し、防疫指導（便所等の衛生管理、手洗い。消毒の励行等）を実施する。

２．各避難所の衛生状況の把握及び薬剤、資機材の調達

① 教育情報班は、全避難所等の衛生実態等を把握する。

② 実態調査に基づき、必要な薬剤、資機材を資材輸送班に要請する。

※ 以上を反復継続し、最新情報に基づく重点的、効率的な作業を進める。

（２）災害時入浴施設の確保対策

１．指定避難所以外における入浴施設の必要性の検討

危機管理対策班は、入浴施設の設置について、原則町有施設の避難所に設置することを基本とするが、上下水道・通電等の復旧状況など必要に応じて、集落施設の避難場所について入浴施設の必要性を検討する。

２．必要設置箇所数及び設置スペースの確認及び選定

危機管理対策班は、在宅避難を含む避難者数に応じた必要設置箇所数及び設置スペースを確認し、設置箇所の選定を行う。

３．自衛隊への設置依頼

危機管理対策班は、兵庫県を通じて、自衛隊風呂等の設置を依頼する。

４．現地での自衛隊風呂の設置調整

危機管理対策班は、現地避難所で自衛隊風呂の設置調整を行う。

５．自衛隊風呂開設の広報

総務班は、開設場所及び利用可能時間等を住民に広報する。

（３）被災者向けの生活支援

避難所生活が長期化した場合のフローを、以下に示す。

１．避難所での毛布等の乾燥・洗濯ニーズの把握

① 総務班は、避難所におけるニーズ等、状況を把握する。
② 危機管理対策班へ状況を報告する。

２．情報整理及び乾燥・洗濯業者の選定及び契約

① 危機管理対策班は、全避難所の情報を整理する。
② 危機管理対策班は乾燥・洗濯業者を選定し契約する。

３．毛布等の必要避難所、必要枚数等の把握

危機管理対策班は、毛布の必要避難所、必要枚数等の情報を把握整理する。

４．乾燥・洗濯業者への発注

危機管理対策班は、乾燥・洗濯業者に毛布等の乾燥、洗濯を発注する。

23. 住宅応急修理対策マニュアル

担　　当	現地対策班
関　　連	ー

１．マニュアルの目的

家屋が半壊又は半焼した被災者のうち、自らの資力をもって応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するための必要な部分について、町が応急修理を行い、被災者の速やかな安定した生活を供給することを目的とする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．指定業者リストの作成

県から応急修理を行う業者のリストの提供を受け、その中から町は指定業者を選定し、リストを作成する。

２．申込受付に関する広報の実施

住民に対して、防災行政無線システム放送、町ホームページ等で、制度概要の説明を含めて住宅の応急修理申込受付に関する広報を行う。

制度概要

【対象者】

（１）次の要件をすべて満たす者（世帯）

①原則、半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと

②修理した住宅での生活が可能となると見込まれること

③応急仮設住宅入居者ではないこと

（２）所得等の要件

①半壊の場合

前年の世帯収入が、原則、収入額（年収）≦ ５００万円の世帯

但し、ア　世帯主が４５歳以上の場合は、７００万円以下

イ　世帯主が６０歳以上の場合は、８００万円以下

ウ　世帯主が要援護者世帯の場合は、８００万円以下

②大規模半壊の場合

所得要件はなし

【住宅の応急修理の範囲】

住宅の応急修理の範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所

【基準額】
１世帯当たりの限度額は５４万７千円以内

【応急修理の期間】
災害発生の日から１か月以内に完了すること

３．申込受付窓口の設置及び受付

本庁舎及び神崎支庁舎に受付窓口を設置し、申込希望者に対して次のことを行う。
① 申込書の受理
② 要件審査
※被害状況は、町が発行するり災証明によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法で差し支えない。
③ 要件該当者へ、指定業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供し、希望する指定業者に修理見積書の作成を依頼するよう伝える。

４．修理依頼書の交付

申込者又は指定業者から修理見積書が提出されたら、修理内容等を確認し、修理依頼書を指定業者に交付する。

５．精算

工事完了後、指定業者から工事写真等を添付した工事完了報告書が提出されるので、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。
なお、応急修理に要した費用のうち、１世帯当たりの限度額を超える部分については、申込者に負担してもらう。

24. 被災家屋等解体・撤去マニュアル

担　　当	危機管理対策班
関　　連	総務班

１．マニュアルの目的

本マニュアルは、家屋等が全壊又は半壊した被災者のうち、自らの資力をもって解体・撤去ができない者に対し、環境省災害等廃棄物処理事業を活用し、所有者に代わって公費による解体・撤去を速やかに行い、住民の生活環境の保全及び復旧・復興に資することを目的とする。

※ 災害等廃棄物処理事業の事務処理については、『災害関係業務処理マニュアル（自治体事務担当者用）』を参照し、本業務と併せて事務処理を行うこととする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

１．申込受付窓口の設置

本庁舎及び神崎支庁舎に受付窓口を設置

２．申込受付に関する広報の実施

総務班は、住民に対して、防災行政無線システム放送、町ホームページ等で、次の内容で家屋等の解体・撤去の申込受付に関する広報を行う。

広報内容

【対象となる解体・撤去物】

（１）被災した家屋

①罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋とその基礎

※基礎部分の解体について、戸建て住宅は３階建て以下が対象

※リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外

②家屋に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

（２）被災した事業所

①町が認定調査を行い、「半壊」以上かつ生活環境保全上解体・撤去が必要と認める、中小企業又は公益法人等の事務所等とその基礎

（例）アパート、事務所、工場、倉庫、店舗、地域で所有する施設　など

※基礎部分の解体について、戸建て住宅以外は２階建てかつ高さ１０ｍ以下の建物が対象

②事務所等に付属する浄化槽・便槽

（事務所等と一体的に解体する場合のみ対象）

（３）その他

①り災証明書が発行されない倉庫、物置、空き家などのうち、「半壊」以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認めるもの

②被災家屋内に流入・漂着した災害等廃棄物（土砂混じりのガレキ含む）

※倒壊の危険性などにより、事前の撤去が困難な場合のみ対象

【自費解体・撤去に対する償還金についての案内】

被災者自らが解体業者に発注し、解体・撤去をした場合にも、それに掛かった費用に対して一部償還金を支払う。

但し、罹災証明書が発行されていない物件については、被害状態が確認できる証拠写真等が必要。被害状態が確認できない場合は対象としない

【その他】

①受付期間

②受付会場

③必要書類

③受付方法

※原則として、予約受付制とし、必要書類等が整ってから希望する受付日時の予約をしてもらうようにしておく。

３．申請受付及び審査

①提出された申請書及び必要書類に不備がないか確認する。

②公費解体については、事前立合から完了までの流れを、自費解体については、償還金の振り込みまでの流れ等をそれぞれ説明。

４．委託業務の発注及び契約

被災家屋等解体・撤去に関する委託業務を発注する。

５．現地調査

申請者及び事業者の現場立合いの下、解体・撤去をする建物の確認や解体方法など作業の流れを決定する。

６．決定通知書の交付

現地調査の結果、解体・撤去が可能であれば、申請者に対して決定通知書を交付する。

７．解体・撤去工事完了

解体・撤去工事完了後、申請者に現場で立ち会っていただき完了を確認してもらい、完了通知書を交付する。

８．精算

公費解体については事業者に、自費解体については償還金を申請者にそれぞれ支払う。

25. 避難所開設・運営マニュアル

担　　当	総務班、教育情報班
関　　連	避難所運営職員

１．マニュアルの目的

町は、家屋等が全壊・半壊により長期の避難生活が予想された場合、指定緊急避難場所から指定避難所に移行することとなるが、この場合、避難所運営職員のみで行うことができないため、避難者等と連携し、円滑な運営の実施を行うこととする。

２．実施事項のフロー図（災害発生後）

『神河町水防計画（風水害等初動対応マニュアル)』で、予め指名されている担当職員は、避難場所開設指令が発令された場合、各施設の『避難場所簡易運営マニュアル』に基づき、速やかに各担当避難場所の開設にあたる。

１.指定緊急避難場所から指定避難所への移行

① 町災害対策本部は、被災状況等により、多数の避難者が３日以上の長期に渡る避難生活になることが予想された時点で、速やかに指定緊急避難場所から指定避難所へ移行し、可能な限り、集落施設等の指定緊急避難場所の避難者に対して、町有施設の指定避難所へと２次避難するよう呼びかけを行う。

② 教育情報班は、指定避難所移行後、避難所運営職員から引き継ぎを行い、避難所の運営を行う。

③ 教育情報班は､町内の学校体育館を指定避難所としている各学校長に１週間程度、避難所運営の協力要請を行う。

④ 総務班は、１週間程度経過した後、教育情報班から引継ぎを受け、避難所運営にあたる。なお、教育情報班は、避難所運営に配慮しつつ、学校教職員とともに学校再開に向けての準備をすすめる。

２.避難所運営委員会の設置

総務班は、避難者の要望や意見の調整、避難所生活のルールづくり等、避難所の運営を行うための意思決定機関として、副本部長を委員長とした避難所運営委員会を設置する。

① 避難所運営委員会構成員

・副本部長（副町長・教育長）

・総務（教育情報）班長・副班長

・要援護者支援班長

・医療班長
・自主防災かみかわ会長、副会長
・各自主防災支部長
・各施設管理者（校長等）
・各避難所の避難者選出代表者
・ボランティア（オブザーバー）
・その他必要な職員

② 避難所運営委員会の役割

・避難所内のルールの決定
・避難者の要望、意見の取りまとめ
・避難者の要望、意見に対する対処
・避難者に対し決定事項等の周知

3.避難所運営委員会会議の実施

総務班は、避難所運営委員会会議を開催し、各避難所内での問題点やニーズ等の情報を収集し、それの対処方法等について協議する。

また、この会議は避難所閉鎖までの間、必要に応じて随時実施するものとする。

4.避難所の運営

避難所運営は、避難所選出代表者を中心として避難者が相互協力のもと、町災害対策本部・ボランティア等と連携して行うため、各避難所に次のとおり避難者の中から活動係を構成し、自主的な運営を行う。

なお、班構成にあたっては、必ず、男女の比率を考慮し、一部の人に重い負担とならないようにする。

活動係	主な業務内容
総務係	・避難者名簿管理の協力 ・生活ルールの作成 ・問い合わせ・取材への対応 ・郵便物、宅配物の取次 ・業務日誌の作成
情報係	・避難所外の情報収集、整理 ・避難所内の情報伝達　など
救護係	・医療、介護、感染症にかかる相談、対応
環境係	・感染症に配慮した避難所のレイアウト作成 ・共用部分の管理 ・ごみ、風呂、トイレ、掃除、ペット、生活用水等の衛生管理

警備係	・危険箇所等への対応 ・防犯、防火活動　など
食料物資係	・感染症に配慮した食料及び物資の調達、受入、管理及び配布 ・炊き出し　など
ボランティア係	・ボランティアの派遣依頼、受入　など

また、町の総務班は次のとおり活動にあたる。

・避難者名簿管理
・避難所活動係の統括
・避難所運営委員会の開催
・物資等の供給要請　など

５.避難所の縮小

学校施設を避難所としている場合、学校の再開等が求められることから、当該施設の避難所を徐々に縮小していく必要がある。

① 避難所運営委員会は、避難所の閉鎖時期や縮小の方法等について協議する。
② 施設機能の回復（学校の再開等）が実施された後も避難者がおり、施設利用者が共存せざるを得ない状況に備え、ルールや体制づくりを検討する。
③ 避難者数によっては、避難所の統廃合により最終的に学校施設以外の指定避難所１か所に避難者を集めて、運営することも検討する。

６.避難所の閉鎖

① 避難者の解消や他の避難所との統廃合により、避難所が閉鎖される際には、活動係も解散する。
② 総務班は、教職員等とともに、施設の点検を行い、原則として避難所開設前の状態に原状復旧を行ったうえで、避難所を閉鎖する。

避難指示等の判断・伝達マニュアル

（全文　15 ページ）

避難指示等の判断・伝達マニュアル

令和４年３月

神　河　町

避難指示等の判断・伝達マニュアル目次

第Ⅰ編　　水　　害

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……　２

２　避難すべき区域……　４
　「表１」避難すべき区域

３　避難指示等の発令の判断基準……　６
　「表２」判断基準

４　避難指示等の伝達方法……８

（参　考）……９
　「表４」避難指示等の標準的な意味合い

５　避難指示等の伝達内容の例……10

第Ⅱ編　　土砂災害

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……11

２　避難すべき区域……12
　「表５」避難すべき区域

３　避難指示等の発令の判断基準……13
　「表６」避難指示等の発令判断基準

４　避難指示等の伝達方法……14

第Ⅰ編　水　　害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川、道路側溝、排水路、下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

ア　越知川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　上流域は、新田地区から大畑地区まで。
・　中流域は、根宇野地区。
・　下流域は、加納から貝野地区まで。

２）越知川の特性

・　越知川は、川幅が狭く上流から中流にかけては連続して蛇行している。また勾配が緩やかなため短時間に激しい雨が降ると水量が一気に上昇する。

３）施設の整備状況等

・　越知川は、一部の区間において、計画規模の洪水を流下させる能力が不足している。

４）特に注意を要する区間

新 田 地 内	区内全域
作 畑 地 内	区内全域
大 畑 地 内	ふれあい橋～矢床橋間　右岸 吊橋南　左岸
根宇野～ 山田地内	神明橋～野尻橋間　右岸
加納～ 貝野地内	粟賀大橋下流～ 貝野区内　右岸

イ　猪篠川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　中下流域の大山地区から吉冨地区まで。

２）猪篠川の特性

・　猪篠川は、蛇行は見られないが川幅が狭く勾配が緩やかであるため、短時間に降る局所的な激しい雨に弱いと言える。

３）施設の整備状況等

・　猪篠川は、上流～中流において、計画規模の洪水を流下させる能力を有しない区間が多い。

４）特に注意を要する区間

大山地内	大谷橋～中所橋　両岸沿い
杉　地　内	杉１組集会所付近 新大山橋南　左岸
吉冨地内	久子橋付近　左岸 砂田橋南　左岸

ウ　市川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　町内での上流域は渕・栗地区。
・　　〃　　中流域は鍛治・大河地区。
・　　〃　　下流域は野村地区。

２）市川の特性

・　近年では、上流からの土砂堆積により河床が浅くなっている。併せて山の保水力も低下していることから強雨が降ると一気に水量が増す傾向にある。

３）施設の整備状況等

・　町内の中流から下流においては、計画規模の洪水を流下させる能力を有しない。

４）特に注意を要する区間

栗　地　内	ＪＲ鉄道と県道の立体交差付近 長谷橋南右岸
野村地内	野村区内右岸沿い

エ　犬見川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　上流域の川上地区。
・　中流域の大川原蛍橋付近。

２）犬見川の特性

・　上流の川上地内では川幅が非常に狭く勾配が急峻である。

３）施設の整備状況等

・　長谷ダムより下流では、ダム建設に伴い河川整備が施工され川の流れは安定している。

４）特に注意を要する区間

川上地内	大歳神社～福田寺間
大川原地内	蛍橋下流左岸

オ　小田原川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　中流域の南小田地区。（日和橋付近）
・　下流域の上岩、比延地区。

２）小田原川の特性

・　近年では、上流からの土砂堆積により河床が浅くなっている。併せて山の保水力も低下していることから強雨が降ると一気に水量が増す傾向にある。

3）施設の整備状況等

・　小田原川は全区間において計画規模の洪水を流下させる能力を有している。

4）特に注意を要する区間

南小田地内	日和橋付近
上 岩 地 内	第１栗谷橋上流・第２栗谷橋上流左岸付近
比 延 地 内	比延橋付近上流左岸・下流両岸

カ　内水氾濫等

1）警戒すべき区間

・　町内一円の谷川沿い、山水の集中箇所。

・　集落内に点在する処理能力不足の用排水路。

2）内水氾濫等の特性

・　豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり、用排水溝などが溢れて氾濫するもの。

図）警戒すべき区域（水害）

・　警戒すべき区間、箇所の詳細は、神河町ハザードマップに示すとおり。

2　避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は「表１」のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。

・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

「表１」避難すべき区域

■　越知川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【新田区】 ・新田大橋以北左岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【作畑区】 ・下村橋上下流200ｍ左岸沿い	床上浸水、田畑冠水	

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【大畑区】 ・ふれあい橋下流200m右岸 ・吊橋下流150m左岸	床上浸水、田畑冠水	
	【根宇野】 ・神明橋下流700m右岸と県道までの区域	床上浸水、田畑冠水	
	【山田区】 ・６組集会所下流150m右岸	床上浸水、田畑冠水	
	【貝野区】 ・越知川と市川の合流点より上流1.2ｋｍ右岸（市川左岸との間）	田畑冠水、床上浸水	

■　猪篠川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【大山区】 ・太谷橋下流200m右岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【吉冨区】 ・向田橋上流300m左岸	床上浸水、田畑冠水	

■　市川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【栗区】 ・アンダーパス付近 ・長谷橋下流右岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【野村区】 ・区内市川右岸沿い一帯	床上浸水、田畑冠水	

■　犬見川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【川上区】 ・大歳神社～福田寺間	川岸洗掘による溢流	
	【大川原区】 ・蛍橋下流左岸	床下浸水	

■　小田原川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【南小田】 ・南小田区日和橋付近	床下浸水、田畑冠水	
	【上岩】 ・第１栗谷橋上流付近	床下浸水、田畑冠水	
	【比延】 ・比延橋上流200m左岸	床下浸水、田畑冠水	

■　内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	町内全域	床下・床上浸水 田畑冠水	

図）避難すべき区域（水害）

・　警戒すべき区域と同じ。（神河町ハザードマップによる。）

〈留意事項〉

・　浸水深が、50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。

・　流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能となり危険である。

・　用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険である。

３　避難指示等の発令の判断基準

＊ 避難指示等の発令の判断基準は「表２」のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。

・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・　堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊　避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

　但し、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況に応じて、自宅の２階への避難を促す場合があることにも留意する。

「表２」判断基準

判断基準は次のとおりとし、状況により本部長が判断する。

警戒レベル	避難情報等	発令基準
警戒レベル１	早期注意情報	気象庁発表
警戒レベル２	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁発表
警戒レベル３	高齢者等避難	河川が避難判断（特別警戒）水位に達し、さらに水位上昇が予想されるとき
警戒レベル４	避難指示	１　河川が氾濫危険（危険）水位に達すると予想されるとき ２　今後、時間雨量50㎜以上の強雨が継続すると予想されるとき ３　大雨による特別警報が出されたとき ４　更に、当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合
		避難指示発令後、以下の基準に達した場合、再度避難を促すこととする。 １　河川が氾濫水位に達すると予想されるとき ２　今後、時間雨量50㎜以上の強い雨が継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき
警戒レベル５	緊急安全確保	決壊や、越水・溢水が発生した場合

４　避難指示等の伝達方法

・避難指示等の伝達先・伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

「表３」避難指示等の伝達先・伝達方法

伝　達　先	伝　達　方　法
（住　民）	
◇ 住　民 ◇ 区　長 ◇ 自主防災組織代表者	・防災行政無線放送 ・緊急速報メール ・SNS ・広報車、消防団各分団車両 ・町ホームページ ・電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ
（災害時要援護者、福祉関係機関等）	
◇ 災害時要援護者の事前登録者 ◇ 町社会福祉協議会 ◇ 老人ホーム　◇ 保育所 ◇ 病院	・防災行政無線放送 ・緊急速報メール ・町ホームページ ・SNS ・電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ
（防災関係機関等）	
◇ 警察署、消防署、消防団 ◇ 郵便局(株)、ＪＲ寺前駅 ◇ 県	・町ホームページ ・電話、ＦＡＸ

（参考）

「表４」避難指示等の標準的な意味合い

＊ 避難指示等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移り、そのいとまが無い場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

５　避難指示等の伝達内容の例

１【警戒レベル３】高齢者等避難

○　【警戒レベル３】　高齢者等避難の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 こちらは、神河町災害警戒本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に近づいているため、洪水に関する警戒レベル３、高齢者等避難始を発令しました。 お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。

２）【警戒レベル４】避難指示

○　【警戒レベル４】避難指示の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に到達したため、洪水に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。 速やかに全員避難してください。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。

３）【警戒レベル５】緊急安全確保

○【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。 こちらは、神河町災害対策本部です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ○○地区で堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。 ○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所

4）避難すべき事由（例）

― 避難すべき事由（例）―

・○○川で危険水位に達した
・○○地区の○○川堤防が決壊した
・○○地区では土砂災害の危険性が非常に高まった
・近隣（○○地区）で土砂の移動現象が確認された
・近隣（○○地区）で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認された

第Ⅱ編　土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

神河町においては、土石流及び急傾斜地の崩落による土砂災害に対して警戒する必要があり、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

１）土砂災害の発生のおそれのある渓流や斜面の数

	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
土砂災害危険箇所	164箇所	224箇所	3箇所	391箇所
内　土砂災害警戒区域	164箇所	207箇所	2箇所	373箇所
内　土砂災害特別警戒区域	51箇所	180箇所	0箇所	231箇所

２）土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

・ 町全域に土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く点在しているが、特に旧神崎町南部及び旧大河内町東部に多く存在している。

３）土砂災害の発生しやすい気象条件

・ 過去の災害実績では、総雨量200㎜を超えたり、時間雨量50㎜を超えると土砂災害が発生する傾向がある。

・ 融雪期には地すべりが発生する傾向がある。

図）警戒すべき区域（土砂災害）

・　土砂災害に対して警戒すべき区域・箇所は別添ハザードマップのとおり。

２ 避難すべき区域

避難指示の対象となる「避難すべき区域」は「表５」のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

11

「表５」避難すべき区域

避難区域（地区名）	避難指示等の発令単位	災害の様相	備　考
旧神崎町北部	新田	土砂災害、山腹崩壊	
	作畑	〃	
	大畑	〃	
	越知	〃	
	岩屋	〃	
	吉冨	土砂災害	
	杉	〃	
	大山	〃	
	猪篠	〃	
旧神崎町南部	根宇野	〃	
	山田	土砂災害	
	中村	〃	
	粟賀町	〃	
	福本	〃	
	柏尾	土砂災害、山腹崩壊	
	東柏尾	〃	
旧大河内町西部	寺前	山腹崩壊	
	上岩	土砂災害、山腹崩壊	
	高朝田	〃	
	宮野	〃	
	南小田	〃	
	上小田	土砂災害、山腹崩壊、地すべり	
旧大河内町東部	新野	土砂災害、山腹崩壊	
	比延	土砂災害	
	鍛治	土砂災害、山腹崩壊	
	大河	〃	
	川上	土砂災害、山腹崩壊、地すべり	
	大川原	土砂災害、山腹崩壊	
	本村	〃	
	赤田	〃	
	重行	〃	
	為信	〃	
	峠	〃	
	栗	〃	
	渕	〃	

図）避難すべき区域（土砂災害）

警戒すべき区域（土砂災害）と同じ。

12

〈留意事項〉

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。

・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

３　避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は「表６」のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る１㎞ﾒｯｼｭ毎の危険度判定等にも留意のこと。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

「表６」避難指示等の発令判断基準

対象地区	・　避難すべき区域の全部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（赤色）』を示し、大雨警報（土砂災害）がでたとき
避難指示 【警戒レベル4】	１　大雨による特別警報が出されたとき ２　更に、当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合 ３　気象庁ＨＰの土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（うすい紫色）』を示し、土砂災害警戒情報が出されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	大規模な土砂災害が複数同時多発した時

４ 避難指示等の伝達方法

第Ｉ編水害の４．を参照

（資料）

・要援護者、福祉関係機関等連絡先一覧（別途）
・自治会長、自主防災組織代表者連絡先一覧（別途）
・防災関係機関等連絡先一覧（別途）

播磨地域広域避難計画

令和4年11月　作成

西播磨地域防災担当事務主管者会議

播磨地域防災担当事務主管者会議

目次

Ⅰ　広域避難計画の位置づけ

1　計画の目的　P1
2　計画策定にかかる背景　P1

Ⅱ　広域避難計画

1　対象とする災害　P2
2　想定される事態　P2
3　広域避難が必要とされる地域及び対象者　P13
4　広域避難を行う場合の基準と判断　P16
5　広域避難場所　P17
6　避難行動及び避難手段　P18
7　要配慮者対策　P19
8　関係機関の役割・連携体制　P20
9　周知と啓発　P20
10　災害発生のおそれがある段階における情報提供　P21
11　防災・減災のための対策　P21

Ⅲ　今後の取組

Ⅳ　計画の検討体制

1　防災協定　P25
2　体制　P31

参考資料

Ⅰ 広域避難計画の位置づけ

1 計画の目的

この計画は、西播磨地域防災担当事務主管者会議及び播磨地域防災担当事務主管者会議において策定する、災害発生のおそれのある段階での住民の広域的な避難行動について示した計画であり、具体的な手順や各市町の被災想定、避難場所の状況などをあらかじめ共有するために作成するものである。また、本計画は、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に規定されている広域防災計画、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに規定されている広域避難計画を兼ねる。

2 計画策定にかかる背景

平成 27 年９月関東・東北豪雨（以下「関東・東北豪雨」という。）時に、常総市民が近隣市に避難することとなった。関東・東北豪雨後、中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」が設置されて、「水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告)」が取りまとめられ、近隣の市町村との協力・連携により、市町村内の避難にとらわれない広域的な避難を事前に検討しておくことが必要とされた。

平成 27 年５月には水防法が改正され、国土交通大臣・都道府県知事は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成することとなり、新たに浸水継続時間の公表、家屋倒壊危険区域（氾濫流、河岸浸食）が設定された。

また、都道府県では、水防法に基づき高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を水位周知海岸に指定するとともに、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域の指定を行うこととされた。公表された新しい洪水及び高潮浸水想定区域図では、浸水継続時間が長期にわたる地域や、立退き避難が必要となる避難者の発生が想定されることに加え、市町によっては、ほぼ全域が浸水想定範囲に含まれることとなったところも生じた。

令和元年 10 月に発生し、東日本に大規模な被害をもたらした台風第 19 号において、利根川中流の４つの県にまたがる地域では、事前の計画通りに初めて広域避難が行われた。茨木県境町においては、利根川が氾濫すると９割が浸水すると想定され、町内には安全な避難場所を確保することができない地域であることから、事前に周辺市町と協定を締結しており、台風接近時において避難準備情報を発令するタイミングで広域避難を行うことを決意し、バス 11 台を活用し、周辺市町の避難場所へ高齢者等を搬送した。境町から周辺市町の避難所へ 2,200 人避難し、埼玉県加須市や群馬県板倉町なども市外への広域避難を呼びかけた。

令和３年５月には災害対策基本法が改正され、災害が発生するおそれがある段階において、避難元の市町村長等が他の市町村長等に対して、要避難者の受入れに関する協議を行うことができることとなった。

播磨地域においても、国や兵庫県より想定最大規模の降雨や高潮の浸水想定区域が示されたことに伴い、市町によっては、大部分の地域が浸水することが想定されるため、各市町内の避難だけでは対応できない事象の発生が予測される。

これらの背景を踏まえ、播磨地域の各市町においても、広域避難の必要性が認識されており、本計画の策定に至った。

Ⅱ 広域避難計画

1 対象とする災害

本計画が対象とする災害は、今までに経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、また、台風や前線の活動により各河川の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など、播磨各地域がこれまでに経験したことのない大規模な水害が危惧される事象とし、想定する浸水の規模は高潮・洪水ともに想定最大規模とする。

具体的には、以下の災害を対象とする。

・中心気圧が室戸台風級として、上陸時の気圧（910hPa）を保持したまま、伊勢湾台風級の速度（73km/h）により、各海岸で潮位偏差が最大となる経路を通過する場合
・気象台からの情報で播磨地域において、24時間雨量で500㎜以上が見込まれる場合

2 想定される事態

⑴ 堤防、放水路、排水機場、調整池及びダムの整備により、浸水被害に対する安全性は向上してきたものの、一度浸水が発生した場合には、最大浸水深は５ｍ以上の地域もあり、家屋の倒壊などの危険性がある。

堤防が決壊した場合、全居室が浸水し溺れてしまうおそれや、堤防沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域では氾濫流による木造家屋の倒壊・流出、また、河岸侵食による家屋の流出のおそれが考えられる。

⑵ 播磨地域は河川で囲まれている地域が多く、広域避難をするためには、電車、自動車、徒歩のいずれかの方法で川を渡る必要がある。電車の利用や徒歩による避難の場合、駅や橋詰部などに人が集中する可能性があり、群集雪崩や将棋倒しなどの危険性がある。

⑶ 巨大台風の接近に伴う風雨により、計画運休など電車での避難が困難となるおそれがある。

避難の開始が遅れるにつれ、風雨や混雑の影響により、電車は遅延や運行停止、自動車は渋滞により動けなくなる可能性が考えられ、徒歩以外に移動手段がなくなる事態が考えられる。また、巨大台風の接近に伴い風雨が強まり、傘を差したままでは歩行が困難な状況であることも想定しておく必要がある。

⑷ 屋内安全確保をする人数が多いほど、被災後の救出救助活動等に時間を要し、すべての人を救助しきれない。

屋内安全確保については、行政機関がその居所を把握することが困難であり、重篤者や傷病者の救出に時間を要することが考えられる。また、広い範囲で２週間以上の長期湛水が想定され、該当する地域での屋内安全確保やその後の域外への移動については、以下のようなリスクも考えられる。

① 下水が止まることにより、トイレが使えなくなる。また、水道が止まり、飲料水がなくなる可能性もある。停電時の生活環境の悪化も考えられる。

② 高潮・洪水氾濫時には、水深が深くなくても濁水の中に危険物がある可能性や、マンホールの蓋が開いている可能性などがあり、ある程度水が引いても容易に安全な場所へ移動できない。

＜洪水（L2）浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図＞

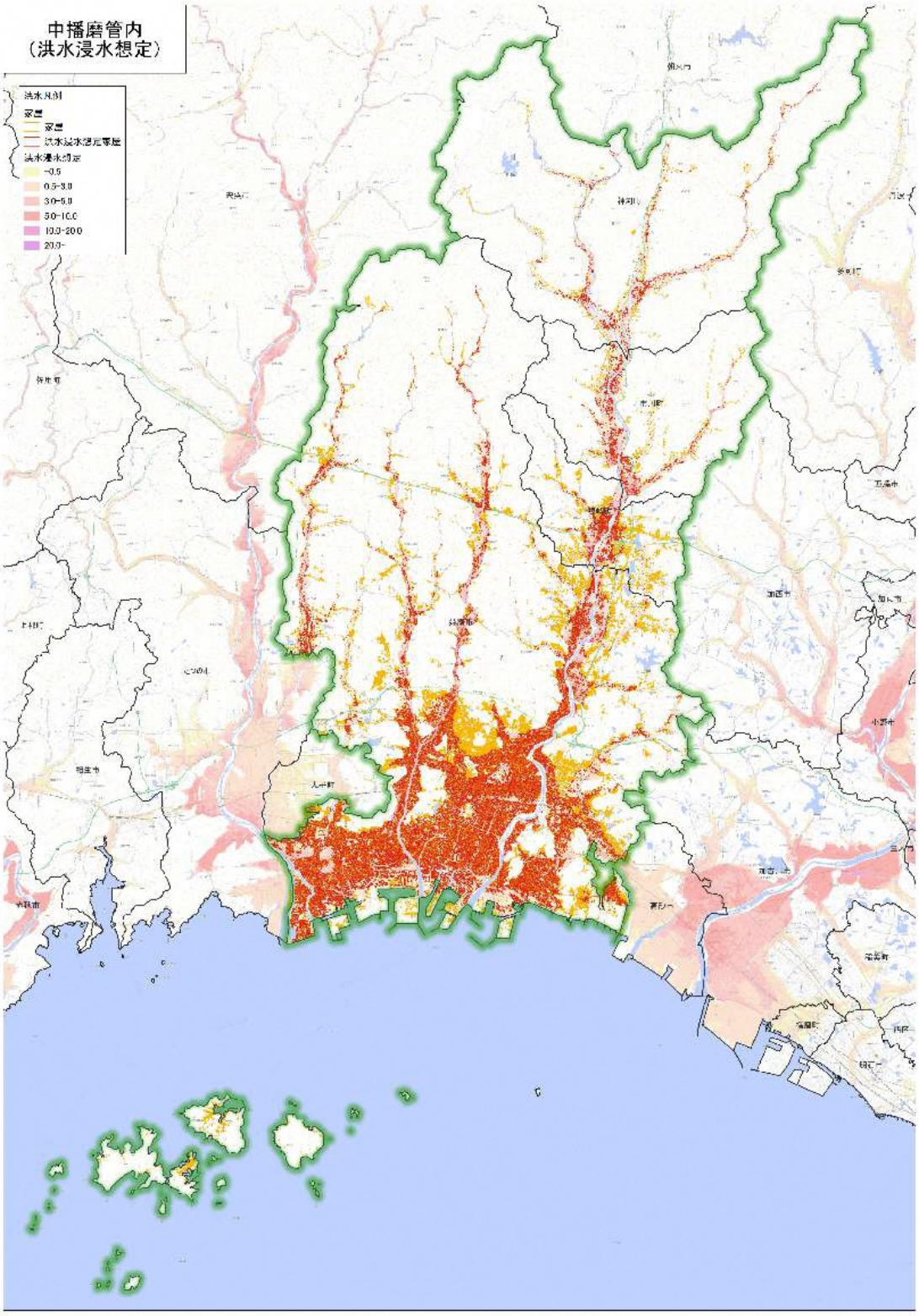

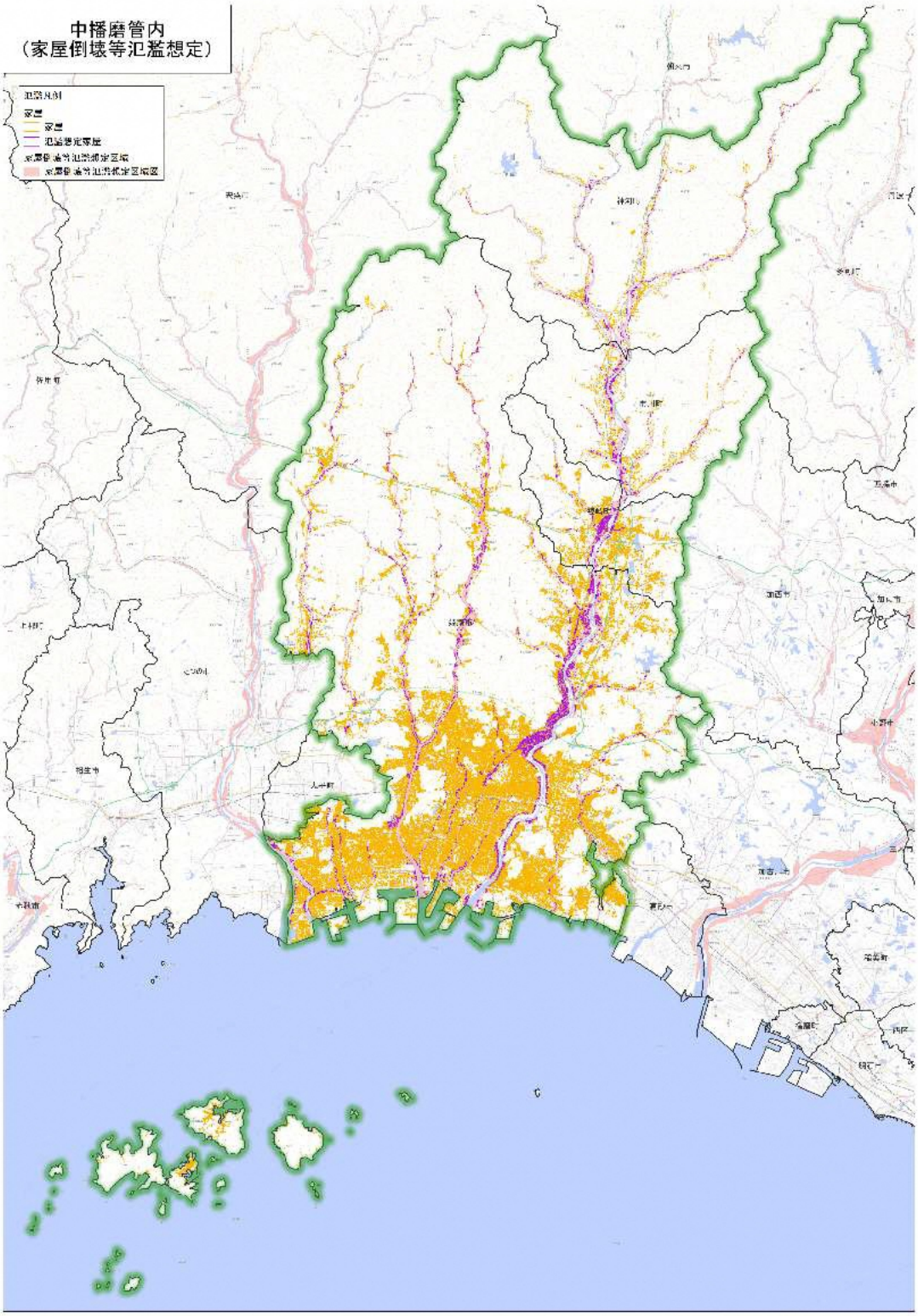
中播磨管内
（家屋倒壊等氾濫想定）

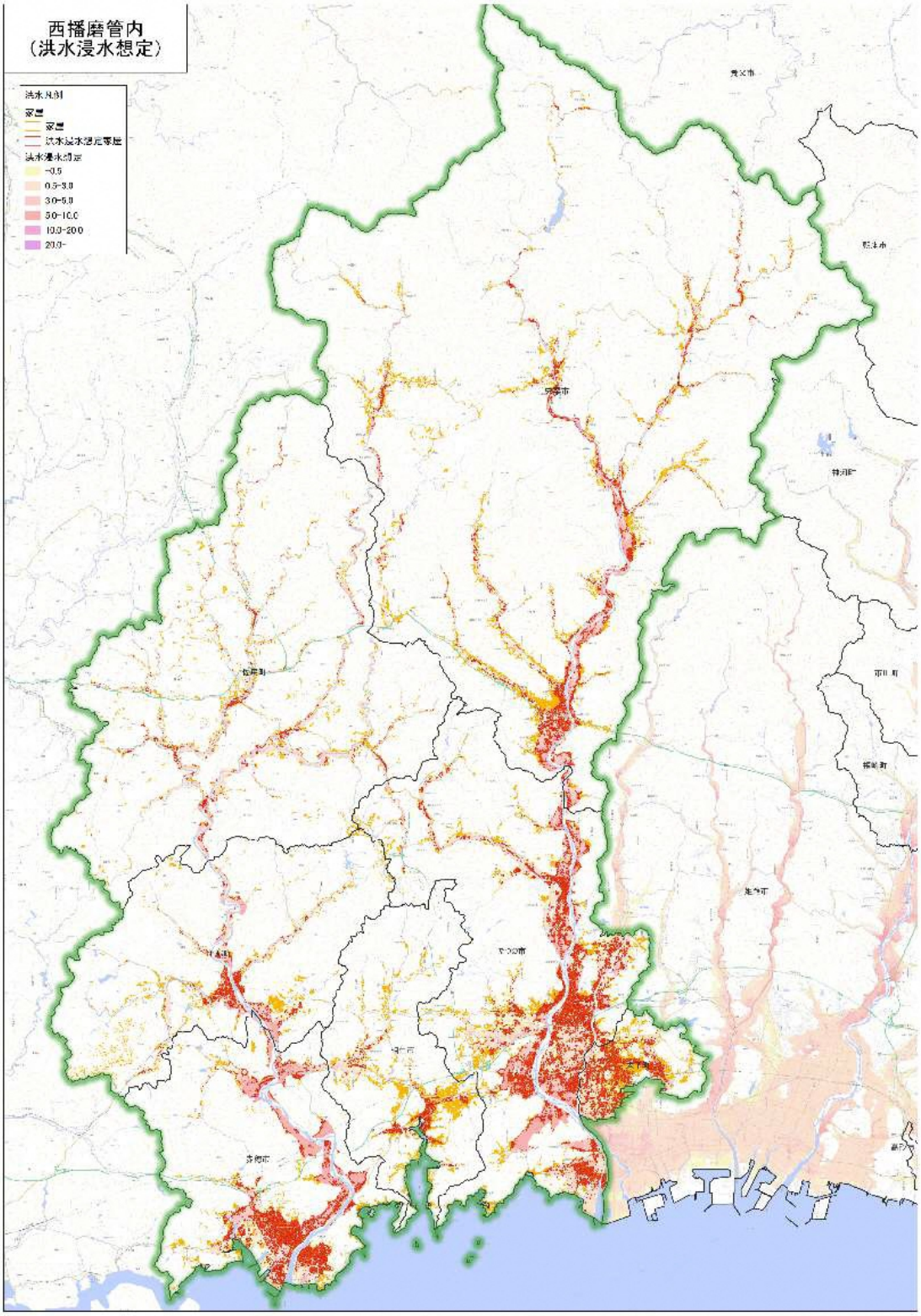
西播磨管内
（洪水浸水想定）
洪水浸水想定
家屋
家屋
洪水浸水想定区域
洪水浸水想定
～0.5
0.5～3.0
3.0～5.0
5.0～10.0
10.0～20.0
20.0～

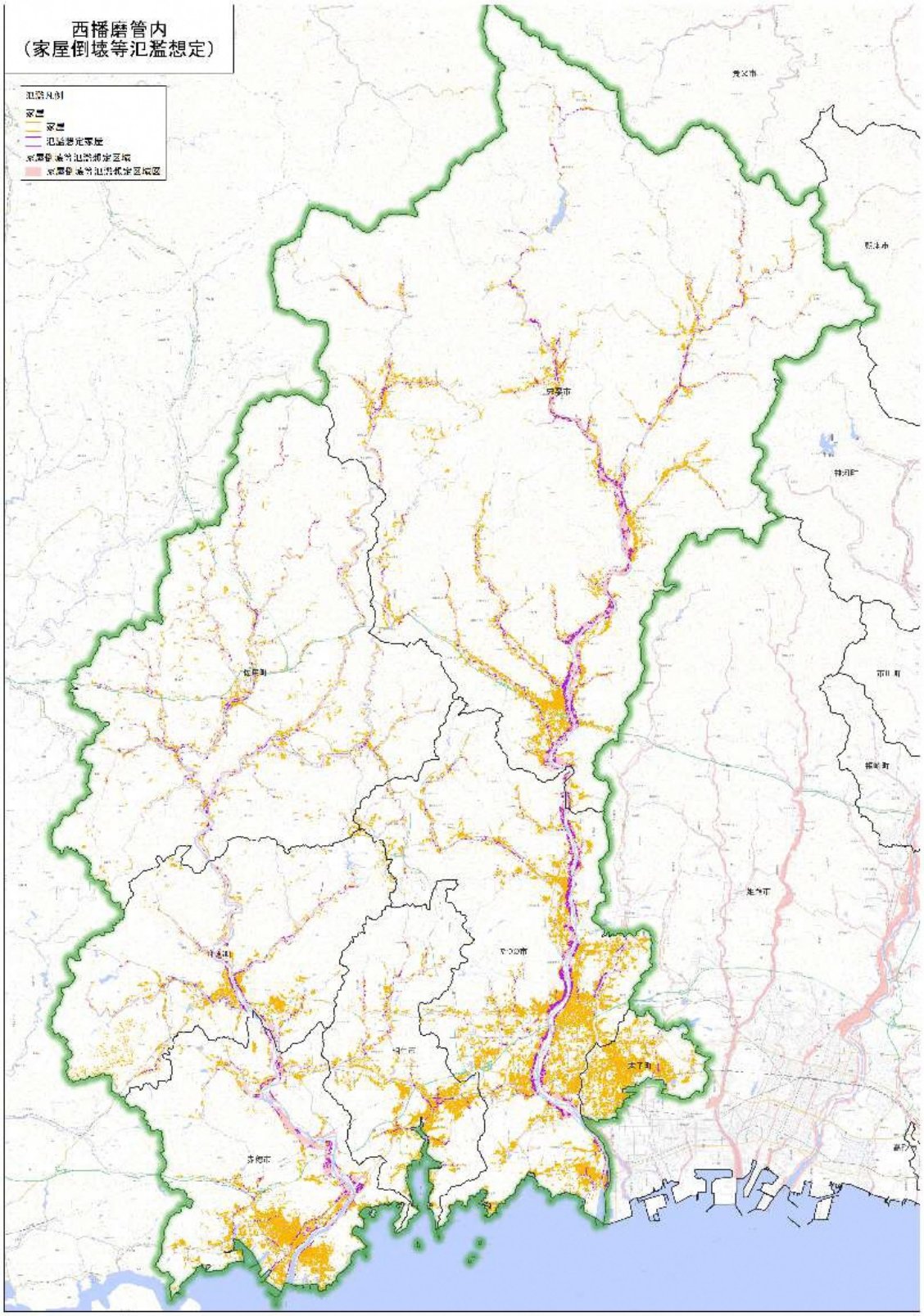
西播磨管内
（家屋倒壊等氾濫想定）

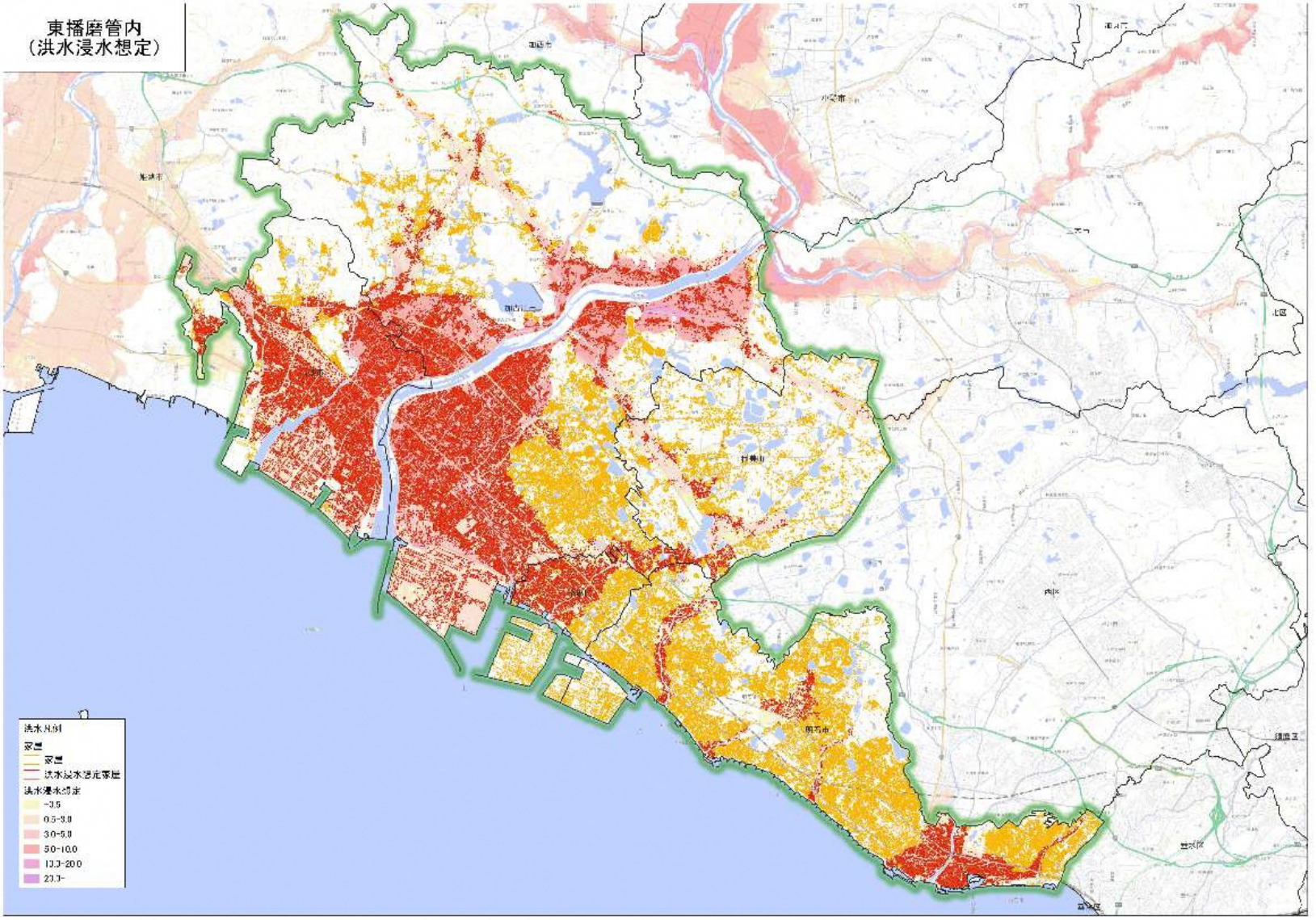
東播磨管内
（洪水浸水想定）
洪水浸水想定
0.5-3.0
3.0-5.0
5.0-10.0
10.0-20.0
20.0-

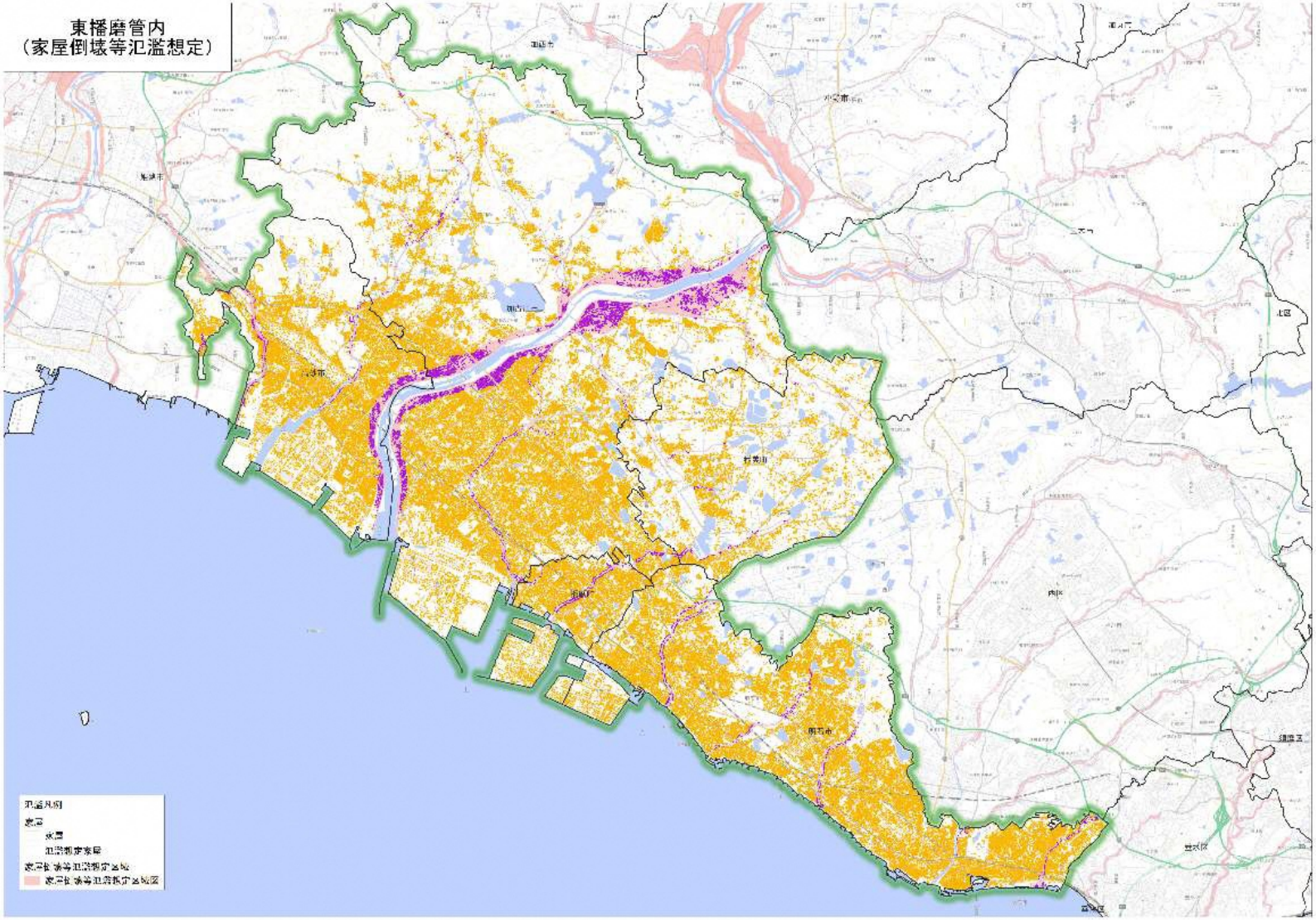
東播磨管内
（家屋倒壊等氾濫想定）

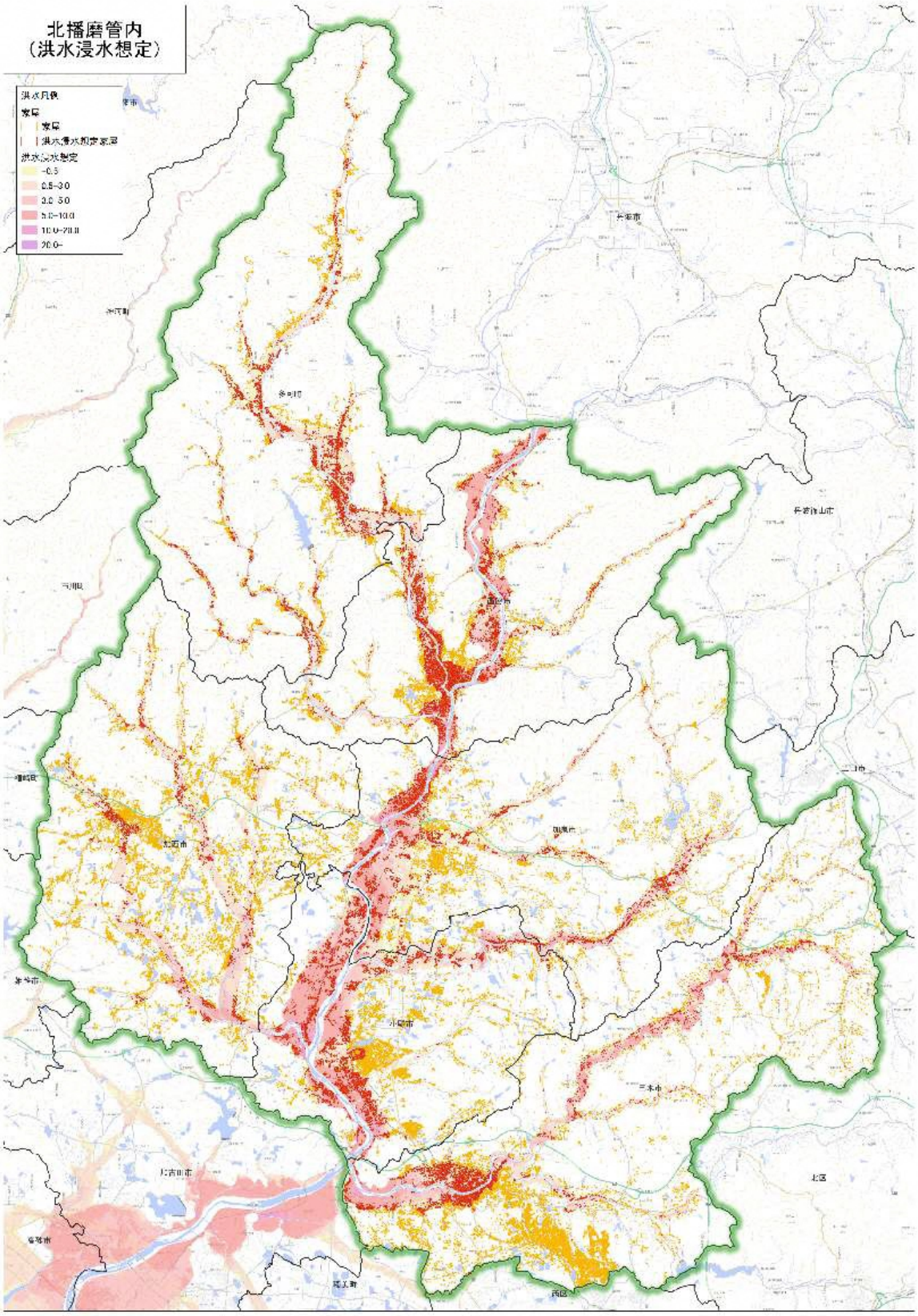
北播磨管内
（洪水浸水想定）
洪水浸水想定
0.5～3.0
3.0～5.0
5.0～10.0
10.0～20.0
20.0～

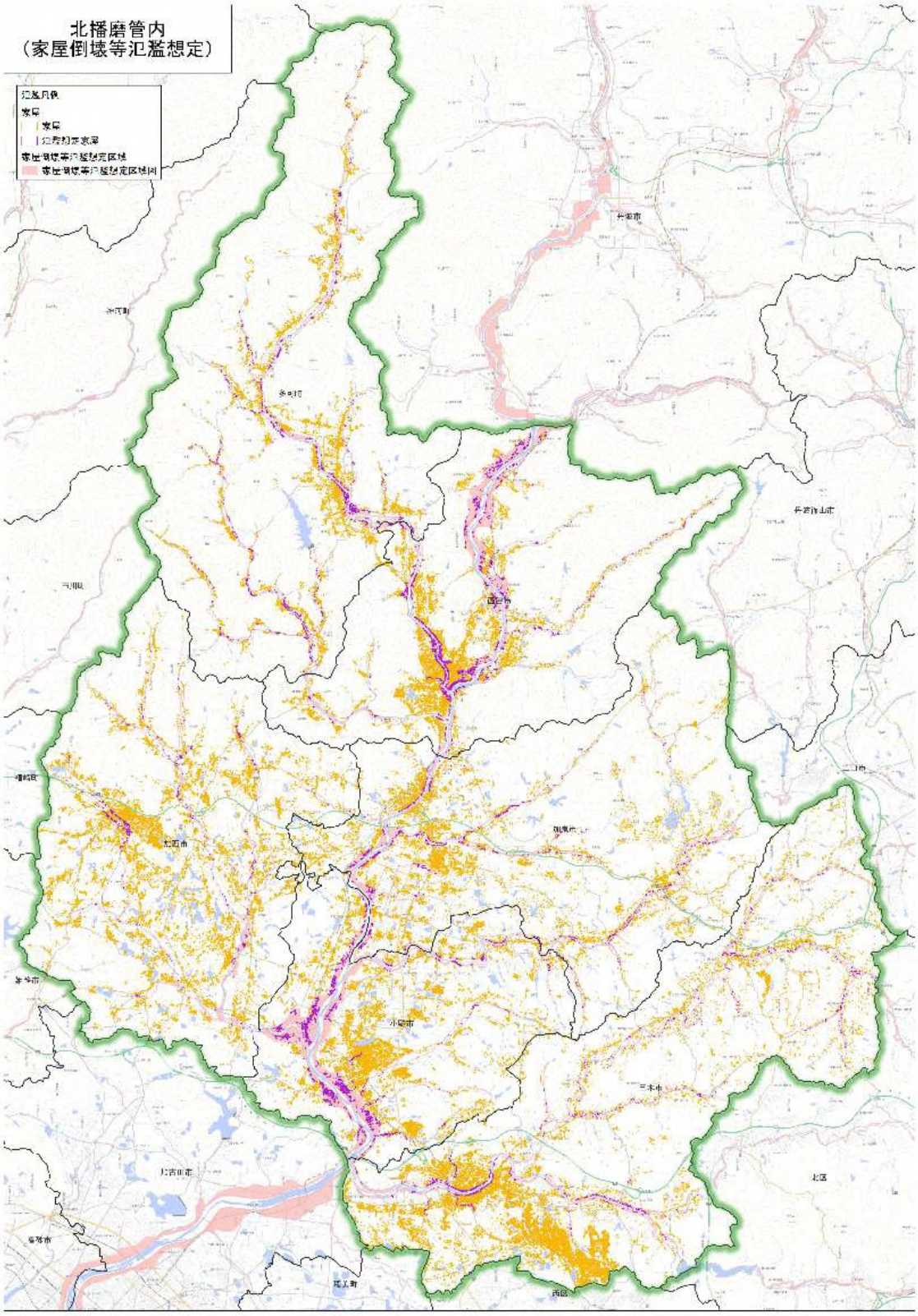
北播磨管内
（家屋倒壊等氾濫想定）

＜高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）＞

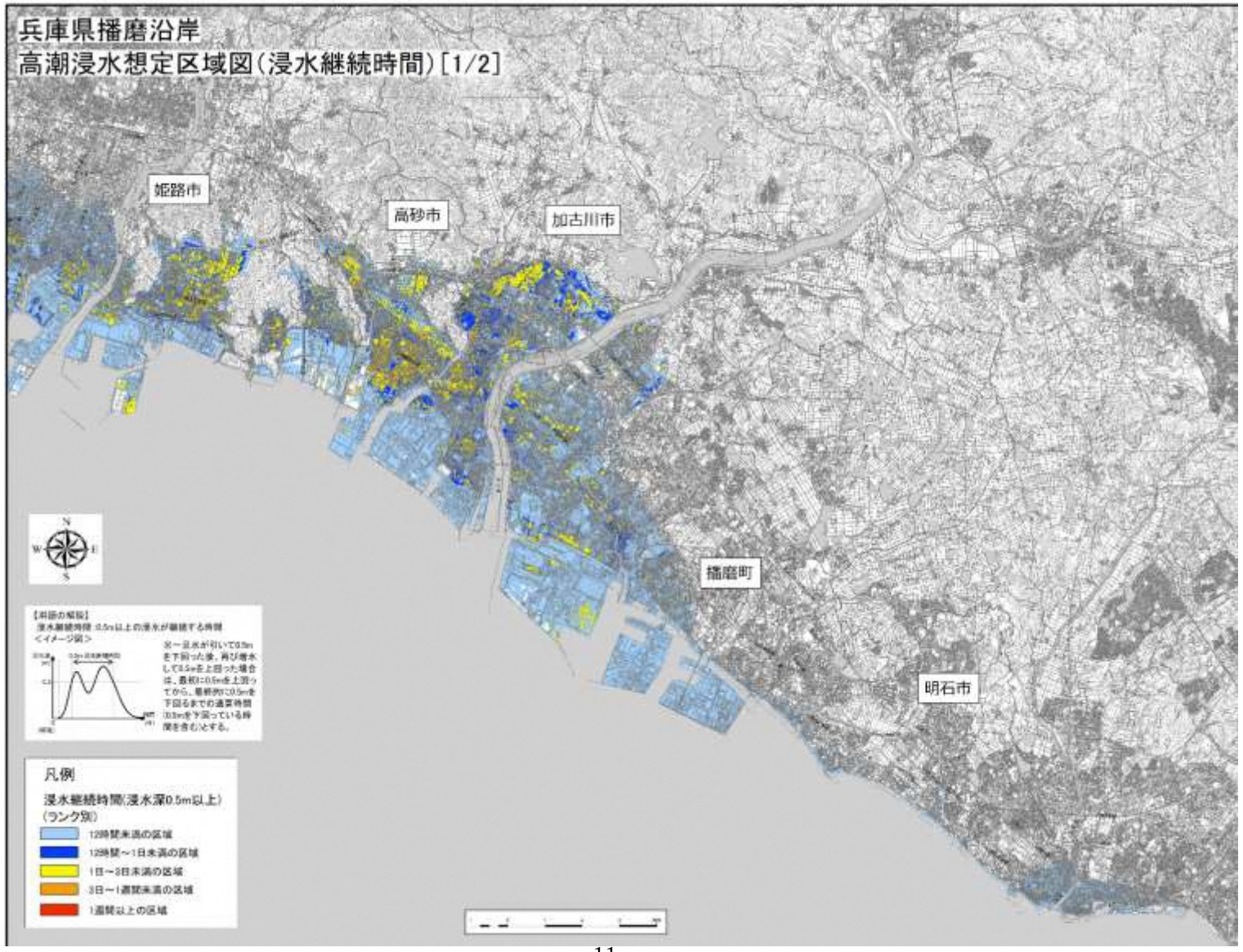

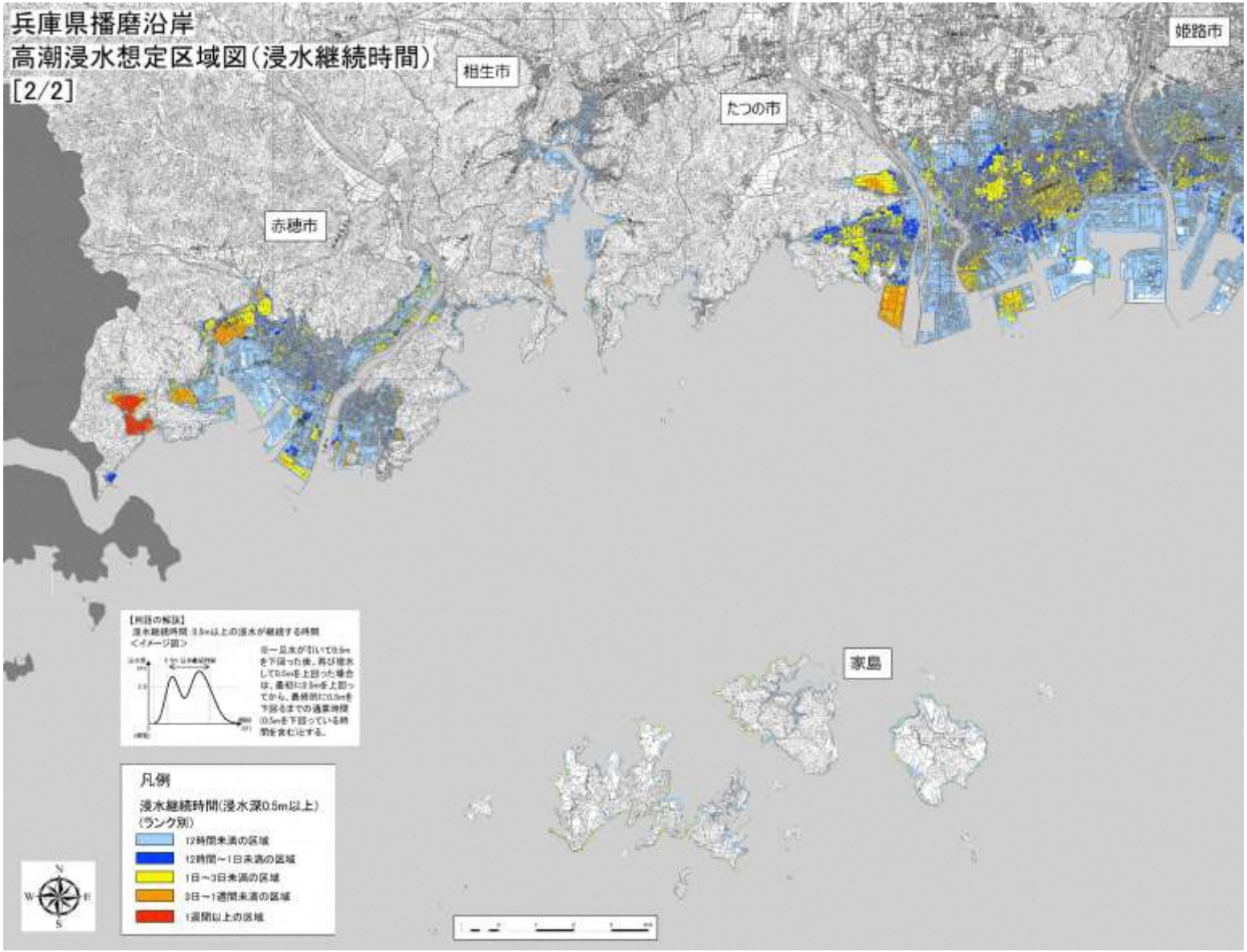
兵庫県播磨沿岸
高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）
[2/2]
相生市
たつの市
姫路市
赤穂市
家島
【用語の解説】
浸水継続時間：3.5m以上の浸水が継続する時間
<イメージ図>
凡例
浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
12時間未満の区域
12時間～1日未満の区域
1日～3日未満の区域
3日～1週間未満の区域
1週間以上の区域

3 広域避難が必要とされる地域及び対象者

⑴ 広域避難対象地域

広域避難対象地域は、播磨地域内の「１　対象とする災害」によって浸水する洪水浸水想定区域（想定最大規模）及び高潮浸水想定区域とする。

⑵ 広域避難対象者

広域避難対象者は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）及び高潮浸水想定区域内に含まれる播磨地域内の住民とする。基本的には、市町内の避難場所に避難させるなど、それぞれの市町で対応することを基本とするが、市町の避難場所だけでは避難対象者を収容しきれないことが想定される場合等に、本計画に基づく広域避難を運用することとする。

具体的な対象者数は、洪水時及び高潮時の浸水想定区域内に含まれる住民数から、洪水時及び高潮時に使用可能な指定緊急避難場所収容人員数の合計を差し引いた人数を広域避難対象者数とする。

⑶ 広域避難対象者数一覧

播磨地域防災担当事務主管者会議に属する各市町（以下「構成市町」という。）別の広域避難の対象者数は、次のとおりとする。

＜洪水時（L2）の広域避難対象者数＞

	市町	洪水時（L2）の避難対象者数（①）	指定緊急避難場所収容人員数の合計（②）	洪水時（L2）の広域避難対象者数（③）
1	姫路市	378,027	771,527	0
2	相生市	8,028	3,825	4,203
3	加古川市	168,519	653,207	0
4	赤穂市	36,160	20,930	15,230
5	西脇市	21,174	43,372	0
6	三木市	16,324	555,100	0
7	高砂市	78,719	155,503	0
8	小野市	21,043	30,243	0
9	加西市	6,130	12,750	0
10	宍粟市	14,156	18,209	0
11	加東市	15,433	8,714	6,719
12	たつの市	55,783	11,633	44,150
13	明石市	58,560	468,950	0
14	多可町	9,346	34,636	0
15	稲美町	5,306	94,100	0
16	播磨町	19,543	62,100	0
17	市川町	6,456	4,855	1,601
18	福崎町	7,220	6,242	978
19	神河町	4,992	4,261	731
20	太子町	23,021	6,643	16,378
21	上郡町	5,907	11,832	0
22	佐用町	5,005	2,080	2,925

①洪水時（L2）の避難対象者数：想定最大規模（L2）時に洪水浸水想定区域に含まれている住民数
②指定緊急避難場所収容人員数の合計：構成市町の全ての指定緊急避難場所のうち、想定最大規模の洪水時に使用可能な避難場所（屋内及び屋外）の収容人員数の合計（令和4年1月1日時点）
③洪水時（L2）の広域避難対象者数：洪水時（L2）の避難対象者数から指定緊急避難場所収容人員数の合計を差し引いた人数

＜高潮時の広域避難対象者数＞

	市町	高潮時（想定最大規模）の避難対象者数（①）	指定緊急避難場所収容人員数の合計（②）	高潮時（想定最大規模）広域避難対象者数（③）
1	姫路市	178,597	343,716	0
2	相生市	6,903	3,345	3,558
3	加古川市	119,081	658,831	0
4	赤穂市	32,461	20,880	11,661
5	西脇市			
6	三木市			
7	高砂市	79,950	163,634	0
8	小野市			
9	加西市			
10	宍粟市			
11	加東市			
12	たつの市	7,517	1,473	6,044
13	明石市	48,670	415,600	0
14	多可町			
15	稲美町			
16	播磨町	15,698	104,460	0
17	市川町			
18	福崎町			
19	神河町			
20	太子町			
21	上郡町			
22	佐用町			

①高潮時の避難対象者数：想定最大規模の高潮時に浸水想定区域に含まれている住民数

②指定緊急避難場所収容人員数の合計：構成市町の全ての指定緊急避難場所のうち、想定最大規模の高潮時に使用可能な避難場所（屋内及び屋外）の収容人員数の合計（令和4年1月1日時点）

③高潮時（想定最大規模）の広域避難対象者数：高潮時（想定最大規模）の避難対象者数から指定緊急避難場所収容人員数の合計を差し引いた人数

4 広域避難を行う場合の基準と判断

⑴ 広域避難を検討する際の基準（広域避難体制への移行）

構成市町において、下記の大規模水害が発生するおそれがあるときは、台風等が上陸、最接近が見込まれる24時間前に広域避難体制に移行するものとする。なお、広域避難体制に移行したことについて、構成市町は住民に広く周知するものとする。

＜広域避難体制への移行基準＞

洪水	・想定最大規模の台風もしくはそれに準じる台風が播磨地域に上陸、最接近することが見込まれる場合 ・気象台からの情報で播磨地域において、24 時間雨量で 500 ㎜以上が見込まれる場合
高潮	想定最大規模の台風もしくはそれに準じる台風が播磨地域に上陸、最接近することが見込まれる場合

＜広域避難の流れ（避難時間等の目安）＞

段階	想定時間	気象情報等
1. 広域避難体制への移行、広域避難検討	24 時間前	・気象庁が、911.6hPa 以下の台風が概ね 24 時間以内に播磨沿岸付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は播磨地域の市町に高潮警報が発表されており、当該警報において堤防の天端高を超える最高潮位が予測されている場合 ・気象台からの情報で播磨地域において、24 時間雨量で 500 ㎜以上が見込まれ、構成市町に情報提供があった場合
2. 広域避難開始、広域避難場所受入開始	24～12 時間前	・台風等の上陸、接近に伴い、広域避難を行う市町（以下「避難市町」という。）において、大雨・洪水・暴風・波浪・高潮のいずれかの警報が発表されている場合
3. 広域避難完了	12 時間前	
4. 構成市町の避難情報に基づく避難	12～0 時間前	・台風等の上陸、接近に伴い、避難市町において、大雨・暴風・波浪・高潮のいずれかの特別警報が発表されている場合 ・避難市町の長の判断

⑵ 広域避難における連絡体制

広域避難体制に移行した段階で、避難市町の長の判断で広域避難の検討を開始することとなるが、検討を開始した場合には、連絡主管（姫路市）と兵庫県（以下「県」という。）に連絡するものとする。連絡を受けた連絡主管は、他の構成市町に連絡し、広域避難場所の確保、準

備についての確認を行い、その情報を県、構成市町で共有する。

⑶　構成市町の避難情報の発令

広域避難対象者のうち、台風等が上陸、最接近が見込まれる場合、広域避難を行うことにより、かえって危険な状況となることが想定される時は、構成市町の基準により発令される避難情報に基づき、安全確保を図るものとする。

5 広域避難場所

⑴　広域避難場所の開設

①　避難市町は、次の条件をすべて満たす場合には、構成市町に対し、広域避難のための避難場所（以下「広域避難場所」という。）を使用することについて、協力を要請することができるものとする。なお、協力の要請に当たっては、避難時間を考慮し、原則近隣市町に協議するものとする。

ア　広域避難体制に移行していること。

イ　避難市町において「高齢者等避難」又は「避難指示」の発令が見込まれること。

ウ　避難市町において広域避難を行う避難者の発生が見込まれること。

②　前項により、協力を求められた構成市町（以下「受入市町」という。）は、避難場所を使用できないことについて正当な理由がある場合を除き、広域避難場所を提供するものとする。なお、受入市町において、事前に広域避難場所を選定している場合は、当該避難場所を中心に提供を行う。

③　前項により広域避難場所の使用を了承した受入市町は、避難場所となる施設の管理者と連携して、直ちに広域避難場所に避難者を受け入れるための準備を行うものとする。なお、受入準備が整ったときは、避難市町にその旨を連絡するものとする。

④　受入市町が広域避難場所を開設したときは、避難市町は、避難対象者に対し、その旨を周知するものとする。また、連絡主管及び県にもその旨を連絡するものとする。

⑵　広域避難場所の運営

①　広域避難場所の運営は、原則として避難市町が行うものとする。ただし、避難市町において広域避難場所の運営体制が整わない場合であって、避難市町から避難市町を除く構成市町（以下「応援市町」という。）、又は県に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、広域避難場所の運営業務を支援するものとする。

②　広域避難場所の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

③　当該広域避難場所への避難者数が施設の収容人数を超えるなど、広域避難場所の運営に支障が生じるおそれがあるときは、避難市町と受入市町が協議・調整し、さらに別の施設を確保するものとする。

④　要配慮者を受け入れる場合に備え、避難市町及び受入市町は、要配慮者を対象とした避難スペースの確保に努めるものとする。

⑶　物資の確保

①　避難に際して必要となる食料や毛布等の物資については、原則として避難市町が備蓄する

物資を活用するものとする。ただし、避難市町から応援市町、又は県に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、迅速に物資の提供に努めるものとする。

② 避難市町は、関係機関や他市町等からの食料や資機材等の支援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定及び受援体制の整備に努めるものとする。

⑷ 避難者名簿の作成

避難市町は、広域避難場所ごとに避難者名簿を世帯単位で作成するものとする。

⑸ 避難場所の開設期間

広域避難場所は一時的な避難場所であるため、避難場所の開設期間は、避難場所を開設してから浸水のおそれがなくなるまでの間（最大３日間程度）を基本とする。開設期間が４日以上となる場合において、避難市町は、指定避難所の開設等、避難先を確保するほか、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅・賃貸住宅の活用及びあっせん等により、広域避難場所の早期解消に努めるものとする。

6 避難行動及び避難手段

⑴ 避難行動

本計画では、避難対象者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の考え方に基づき、避難先及び避難経路等を定める。

① 広域避難体制に移行し、広域避難場所が開設された場合には広域避難ができるものとする。

② 避難対象者は、気象情報、水位情報等に基づき自主避難するほか、行政からの避難情報に基づき洪水又は高潮浸水想定区域外にある指定緊急避難場所に避難する。

③ 避難対象者のうち、洪水又は高潮浸水想定区域の浸水深が居室よりも低い場合や浸水想定区域外への避難が困難な場合、避難のための暇がない場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、最寄りの施設の高層階、又は自宅の２階など浸水の影響が及ばない場所に避難し、安全を確保することを検討する。

④ 避難経路は、避難対象者が安全かつ迅速に避難できるよう、アンダーパスなど冠水が予想される道路や土砂災害警戒区域などの危険箇所を避けるとともに、車両等による渋滞が生じないよう周辺環境や道路状況に配慮して設定するものとする。また、氾濫の危険がある河川に架かる橋の通過や、越波越流の危険がある海岸堤防沿いは、原則、行わないものとする。

⑤ 広域避難は一時的な避難とし、浸水のおそれがなくなった段階で、浸水していない地区の住民は、経路の安全確認を行った後、速やかに帰宅する。避難市町は、浸水により自宅に戻ることが困難な住民に対しては、それぞれの市町の避難所への移動を検討する。ただし、避難者の人数によっては、それぞれの市町以外の避難所への移動を指示する場合がある。

⑵ 避難手段

避難手段は、道路状況等を確認の上、自動車の走行が可能な場合は、自家用車による避難を原則とする。また、自家用車を持たない者、又は使用しない者は、最寄りの指定避難所、又は緊急避難場所から避難市町等が用意したバス等により避難するものとする。

なお、避難市町から県に対し、バス等の提供に関する協力要請があったときは、県は速やかにバス等の確保に努めるものとする。

7 要配慮者対策

⑴ 平時の対策

広域避難が必要となる要配慮者については、施設管理者が作成する避難確保計画、又は避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画に、広域避難に関する事項（広域避難場所、避難誘導方法等）を記載するよう努めるものとする。

⑵ 避難方法

要配慮者の避難は、広域避難に関する事項が記載された、避難確保計画又は個別避難計画がある場合には、その計画に基づき、実施するものとする。なお、要配慮者の状態により、屋内での安全確保が優先と判断される場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、当該施設等において浸水の影響が及ばない場所に避難するものとする。

⑶ 避難手段

① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくよう努めるものとする。

② 県及び構成市町は、国や関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するよう努めるものとする。

③ 避難市町は、在宅の避難行動要支援者の避難支援について、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。

⑷ 広域避難場所等における要配慮者の支援等

① 社会福祉施設の入所者及び病院等の入院患者については、各施設の職員が中心となって避難生活を支援するものとする。

② 在宅の要配慮者については、家族や民生委員・児童委員など避難支援等関係者が中心となって避難生活を支援するものとする。また、福祉サービス等を継続利用できるよう、避難先を居宅とみなして、訪問介護等の居宅サービスを実施できるよう努めるものとする。

③ 避難所や自宅で生活することが困難な高齢者等の要配慮者については、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への緊急入所、ショートステイの利用により対応するよう努めるものとする。

④ 避難市町は、避難支援等関係者が不足し、又は不足するおそれがある場合は、県や社会福祉協議会、応援市町等に協力を要請し、医療、福祉関係者やボランティア等を迅速に確保するものとする。

＜構成市町の要配慮者の状況（令和４年１月１日時点）＞

	市町	名簿に記載された避難行動要支援者数（人）		市町	名簿に記載された避難行動要支援者数（人）
1	姫路市	24,508	12	たつの市	4,044
2	相生市	1,095	13	明石市	11,878
3	加古川市	10,001	14	多可町	895
4	赤穂市	527	15	稲美町	1,229
5	西脇市	1,572	16	播磨町	1,424
6	三木市	2,275	17	市川町	392
7	高砂市	768	18	福崎町	832
8	小野市	1,914	19	神河町	281
9	加西町	1,039	20	太子町	672
10	宍粟市	1,221	21	上郡町	149
11	加東市	1,804	22	佐用町	709

8 関係機関の役割･連携体制

県及び構成市町は、本計画の実効性を確保するため、必要に応じて情報伝達等の訓練を実施することにより、運用上の課題を明らかにするとともに、各機関が相互連携し、課題の解決に向けた取組みを推進するものとする。

9 周知と啓発

⑴ 地域防災計画への反映

構成市町は、本計画の地域防災計画への反映を検討し、住民等と広域避難に関する意識の共有を図るよう努めるものとする。

⑵ 住民等への周知

構成市町は、災害時に住民が円滑、かつ迅速に避難できるよう、平時から住民に対し、ハザードマップや避難所、避難情報等の周知に努めるものとする。さらに広域避難場所には、当該施設が広域避難場所になっていることを表示し、住民への周知及び避難市町から当該施設に広域避難する住民への案内等に努めるものとする。

⑶ 分かりやすい避難情報の発令

避難情報の発令に際しては、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、情報の発信元を明確にし、住民に分かりやすく、また状況に応じた切迫感のある広報を心がけるものとする。

⑷ 防災教育の推進

構成市町は、自治会や学校等を対象として、「マイ避難カード」の普及など通じ、洪水・高

潮等の水害に関する住民等の意識啓発を図っていくものとする。また、広域避難に関する事項も周知するように努めるものとする。

10 災害発生のおそれがある段階における情報提供

災害発生のおそれがある段階における住民等への情報提供として、広域避難体制への移行や広域避難場所の開設等、広域避難に関する情報については、構成市町において防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS、自主防災組織による個別の声掛けなど多様な媒体を活用し、効果的に行うように努めるものとする。

11 防災･減災のための対策

⑴ 県及び構成市町は広域避難が必要となる住民を減少させるために、浸水想定区域の縮小及び浸水継続時間の短縮を図るためのハード・ソフト対策について取り組むように努める。

⑵ 構成市町は、平時から広域避難訓練等の実施により、災害時に円滑な広域避難が可能となるように努める。

⑶ 構成市町は、広域避難が円滑に行われるよう、平時から広域避難場所の確保に努めるものとする。

⑷ 構成市町は、広域避難の際の物資の活用に資するよう、毎年播磨地域防災担当事務主管者会議において、構成市町が有する備蓄物資・訓練資機材等の情報共有を行うものとする。

＜参考：構成市町が事前に確保している広域避難場所一覧＞

	市町	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	姫路市	県立武道館	姫路市西延末504	079-292-8210	1,121人 （3.6㎡/人）
2		香寺総合公園 スポーツセンター （体育館、武道館）	姫路市香寺町行重335	079-232-0511	621人 （3.0㎡/人）
3	相生市	相生スポーツセンター	相生市陸字池之上266-1	0791－23－3901	6,068人 （3.2㎡/人）
4		中央公園	相生市那波南本町1790-12	0791－22－5302	1,406人 （3.2㎡/人）
5	加西市	加西市防災センター	加西市北条町東高室993-1	0790-42-6119	150人 （2.0㎡/人）
6		鶉野飛行場跡地	加西市鶉野町	0790-42-8751	200人 （2.0㎡/人）
7	宍粟市	兵庫県立山崎高等学校	宍粟市山崎町加生340	0790-62-1730	507人 （3.0㎡/人）
8	たつの市	新宮スポーツセンター	たつの市新宮町宮内	0791-75-1792	1,738人

			56		（2.1 ㎡/人）
9		揖保川ときめきセンター	たつの市揖保川町黍田 427－25	0791-72-5566	1,906 人（2.1 ㎡/人）
10	稲美町	稲美中央公園	稲美町国安 1287 番地の 3	079-492-9168	8,600 人
11	福崎町	神戸医療福祉大学	福崎町高岡 1966-5	0790-22-0560	－
12	太子町	太子町総合運動公園	太子町佐用岡 246-1	079-277-5998	33,333人（3.0㎡/人）
13	上郡町	光都プラザ第２駐車場	上郡町光都２丁目 23-1	0791-52-1115	500 人
14		播磨光都サッカー場駐車場	上郡町光都３丁目 9-3	0791-52-1115	440 人
15	佐用町	長谷体育館	佐用町口長谷 510 番地	0790-82-0664	200 人（3.3 ㎡/人）
16		平福体育館	佐用町平福 155 番地 2	0790-82-0664	94 人（3.3 ㎡/人）
17		石井体育館	佐用町上石井 755 番地 2	0790-82-0664	192 人（3.3 ㎡/人）

※広域避難場所は、構成市町に所在する施設のうち、指定緊急避難場所として指定されておらず、災害リスクが少ない施設を選定している。

Ⅲ 今後の取組

構成市町は、引き続き以下の課題解決に向けた取組みを進め、その結果を本計画に順次反映させるものとする。また、本計画は毎年度見直しを行う。

⑴ 広域避難場所の更なる確保に向けて、今後も引き続き検討を行う必要がある。

⑵ 要配慮者対策として、特別支援学校、特別養護老人ホーム、老人福祉施設、旅館及びホテル等との協定締結、並びに一般避難所のユニバーサルデザイン化などを進めることにより福祉避難所を確保する必要がある。

⑶ 関東・東北豪雨及び平成30年７月豪雨において、多くの逃げ遅れがあったことを踏まえ、居住地域の災害リスクや災害時の適切な行動に関する理解を促進するため、ハザードマップで示した洪水及び高潮浸水想定区域や避難指示など行政が発信する避難情報の意味などについて住民に学ぶ機会を提供するなど、防災教育の充実を図る必要がある。

⑷ 広域避難に要する時間を十分に確保するため、広域避難体制への移行に係る判断基準について、引き続き検討を行っていく必要がある。

⑸ 構成市町の避難情報の発令基準が個々であるため、国のガイドラインの改定等を踏まえ、見直しを図っていく必要がある。

⑹ 移動手段の確保として、今後、播磨広域連携協議会とバス協会等との協定の提携等も検討する必要がある。

Ⅳ 計画の検討体制

1 防災協定

播磨地域及び西播磨地域における防災協定は、次項のとおりとする。

播 磨 広 域 防 災 連 携 協 定

（趣旨）

第１条　この協定は、播磨地域１３市９町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。（連絡担当部局）

第２条　締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第３条　応援の事項は、次のとおりとする。

(1)　応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項

(2)　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項

(3)　被災者の受入れに関する事項

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第４条　応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援の場所及びその場所への経路

(5)　応援を必要とする期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（応援の実施）

第５条　締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第６条　応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第４条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第４条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第７条　応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

２　被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の活動）

第９条　締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1)　連絡会の開催

(2)　地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3)　救援に必要な物資等の情報交換

(4)　その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災対策）

第１０条　締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

（他の協定との関係）

第１１条　この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（実施の細目）

第１２条　この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

（補則）

第１３条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２６年（2014年）４月２２日から効力を生じるものとする。

２　播磨広域防災連携協定（平成２４年（2012年）８月３０日締結）は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を２２通作成し、締結市町長記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年（2014年）４月２２日

姫路市長	石見 利勝	たつの市長	栗原　一
相生市長	谷口 芳紀	明石市長	泉　房穂
加古川市長	樽本 庄一	多可町長	戸田 善規
赤穂市長	豆田 正明	稲美町長	古谷　博
西脇市長	片山 象三	播磨町長	清水 ひろ子
三木市長	藪本 吉秀	市川町長	岡本 修平

高砂市長	登　幸人	福崎町長	嶋田 正義
小野市長	蓬萊　務	神河町長	山名 宗悟
加西市長	西村 和平	太子町長	北川 嘉明
宍粟市長	福元 晶三	上郡町長	遠山　寛
加東市長	安田 正義	佐用町長	庵逧 典章

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、西播磨地域５市６町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第３条　応援の事項は、次のとおりとする。

(1)　応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供

(2)　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

(3)　被災者の受入れ

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第４条　応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援の場所及びその場所への経路

(5)　応援を必要とする期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第５条　締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第６条　応援をする市町（以下「応援市町」）という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市長と連絡がとれない場合には、第４条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。

この場合には、第４条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第７条　応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

２　被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の活動）

第９条　締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1)　連絡会の開催

(2)　地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3)　防災訓練及び住民の啓発等

(4)　救援に必要な物資等の備蓄

(5)　その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災計画の策定）

第10条　締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

（他の協定との関係）

第11条　この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施の細目）

第12条　この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

（補　則）

第13条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年（1996年）４月１日から効力を生じるものとする。

附　則

１　この協定は、平成17年（2005年）４月１日から効力を生じるものとする。

２　平成８年４月１日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成17年（2005年）10月１日から効力を生じるものとする。

２　平成17年４月１日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成17年（2005年）11月７日から効力を生じるものとする。

２　平成17年10月１日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成18年（2006年）３月27日から効力を生じるものとする。

２　平成17年11月７日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を１１通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年（2006年）３月２７日

姫路市長	石見利勝	相生市長	谷口芳紀
赤穂市長	豆田正明	宍粟市長	白谷敏明
たつの市	西田正則	市川町長	尾﨑光雄
福崎町長	嶋田正義	神河町長	足立理秋
太子町長	首藤正弘	上郡町長	安則眞一
佐用町長	庵逧典章		

2 体制

⑴ 播磨地域防災担当事務主管者会議構成市町

市町名	所属
姫路市	危機管理室
相生市	危機管理課
加古川市	防災対策課
赤穂市	危機管理担当
西脇市	防災安全課
三木市	危機管理課
高砂市	危機管理室
小野市	防災グループ
加西市	危機管理課
宍粟市	危機管理課
加東市	防災課
たつの市	危機管理課
明石市	総合安全対策室
多可町	生活安全課
稲美町	危機管理課
播磨町	危機管理グループ
市川町	総務課
福崎町	住民生活課
神河町	住民生活課
太子町	企画政策課
上郡町	住民課
佐用町	企画防災課

⑵　西播磨地域防災担当事務主管者会議構成市町

市町名	所属
姫路市	危機管理室
赤穂市	危機管理担当
たつの市	危機管理課
福崎町	住民生活課
太子町	企画政策課
佐用町	企画防災課
相生市	危機管理課
宍粟市	危機管理課
市川町	総務課
神河町	住民生活課
上郡町	住民課

⑶　オブザーバー

機関名	所属
兵庫県危機管理部	災害対策課
兵庫県危機管理部	総務課
兵庫県東播磨県民局	総務防災課
兵庫県北播磨県民局	総務防災課
兵庫県中播磨県民センター	総務防災課
兵庫県西播磨県民局	総務防災課

参考資料

【災害対策基本法】

（特定災害対策本部の設置）

第 23 条の３　災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

２　略

（非常災害対策本部の設置）

第 24 条　非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

２～３ 略

（緊急災害対策本部の設置）

第 28 条の２　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

２～３ 略

（広域避難の協議）

第 61 条の４　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

２　略

３　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指

定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
４～８略

（都道府県外広域避難の協議等）
第 61 条の５　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。
２～14 略

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）
第 61 条の６　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
２～11 略

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）
第 61 条の７　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。
２　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

（居住者等の運送）
第 61 条の８　都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。
２　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

【災害救助法】
（目的）
第１条　この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第２条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

２～３ 略

広域避難先としての施設利用に関する協定

（趣旨）

第１条　本協定は、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と兵庫県教育委員会（以下「乙」という。）が、想定される最大規模の洪水及び高潮が発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）における、甲の区域内における避難者の受入れ先（以下「広域避難先」という。）としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　避難元自治体　姫路市を除く播磨広域連携協議会の構成市町（相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町）のうち、広域避難を行う自治体

(2)　避難先自治体　姫路市

（施設の提供）

第３条　本協定に基づき利用対象とする施設は兵庫県立武道館の第１道場とする。

（協力の内容）

第４条　協力の内容は次のとおりとする。

(1)　広域避難先としての施設の利用に関すること。

(2)　水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。

(3)　その他の広域避難に関すること。

（協力の要請）

第５条　要請の方法は、乙が指定する内容を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要し書面により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合において、当該施設の使用を承認許可するときは、行政財産使用許可書（公有財産規則（昭和 58 年兵庫県規則第 11 号）様式第５６号）により行うものとする。ただし、緊急を要し書面により承認するいとまがないときは、口頭により承認することができるものとし、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（協力）

第６条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（施設の確認）

第８条　乙は、第５条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

（施設利用期間）

第９条　広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後３日程度を限度として、避難元自治体、避難先自治体及び乙が協議の上定める。

２　水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、避難元自治体、避難先自治体及び乙が別途協議するものとする。

３　避難元自治体及び避難先自治体は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

（広域避難先の開設及び運営）

第 10 条　広域避難先の開設及び運営は、避難元自治体及び避難先自治体の責任において行うものとする。

２　乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で避難元自治体及び避難先自治体に協力するものとする。

３　避難元自治体は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（施設利用時の注意事項）

第 11 条　避難元自治体は、避難者に対して、第３条に規定する施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第 12 条　甲は、当該施設を第４条に定める目的以外には使用してはならない。

（施設の利用終了）

第 13 条　第９条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、避難元自治体は施設と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を乙に連絡するものとする。

(1)　広域避難先の必要が無くなったと避難元自治体が判断した場合

(2)　広域避難先としての利用終了を乙が避難元自治体に要望した場合
(3)　その他避難元自治体又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

（原状回復義務）
第 14 条　避難元自治体は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、避難元自治体の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。
２　原状回復の範囲は、避難元自治体と乙の協議により決定するものとする。

（費用の負担）
第 15 条　避難先自治体の広域避難先の開設に係る費用は無償とする。
２　避難元自治体は、広域避難先の運営に関して、やむを得ず施設の所有する消耗品等を使用した場合には、避難元自治体はその対価を負担するものとする。
３　避難元自治体は、避難住民が施設の設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときはこれに係る費用を負担しなければならない。
４　広域避難先の開設及び運営に係る施設で発生する人件費については、開設後３日以内に広域避難先を閉鎖した場合は施設の負担とする。
５　前項の規定による負担額について、疑義が生じた時は避難元自治体と乙双方で協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（事故に係る責任）
第 16 条　本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、避難元自治体がその責任を負うものとする。

（情報の不開示）
第 17 条　避難元自治体及び避難先自治体は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。
２　避難元自治体、避難先自治体及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

（確認事項）
第 18 条　甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）
第 19 条　本協定の有効期限は、令和５年３月３１日とする。
２　前項の有効期限は、有効期限の１月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に１年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等）

第 20 条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

令和４年７月８日

甲　播磨広域連携協議会
　　会長　姫路市長　清元　秀泰

乙　兵庫県教育委員会事務局体育保健課
　　課長　北中　睦雄

別記様式

年　　月　　日

兵庫県教育委員会事務局
体 育 保 健 課 長 様

市（町）長

広域避難先としての施設利用に係る費用について（報告）

広域避難先としての施設利用に関する協定第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　施設利用市町

2　施設利用に係る費用について

（1）費用について

費用項目	金額（単位：円（税込））	備考

（2）負担方法について

負担市町	費用項目	金額（単位：円（税込））	分担に関する考え方（※）

※避難者総数に占める各市（町）民数の割合など、合理的な按分方法を記載すること

広域避難先としての施設利用に関する協定

（趣旨）

第１条　本協定は、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と兵庫県立山崎高等学校（以下「乙」という。）が、想定される最大規模の洪水及び高潮が発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）における、甲の区域内における避難者の受入れ先（以下「広域避難先」という。）としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　避難元自治体　播磨広域連携協議会の構成市町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町）のうち、宍粟市を除く広域避難を行う自治体

(2)　避難先自治体　宍粟市

（協力の内容）

第３条　協力の内容は次のとおりとする。

(1)　広域避難先としての施設の利用に関すること。

(2)　水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。

(3)　第１号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。

(4)　その他の広域避難に関すること。

（協力の要請）

第４条　要請の方法は、甲が乙に対して、別記様式第１号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

２　乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（施設の確認）

第７条　乙は、第４条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

（施設の提供）

第８条　本協定に基づき利用対象とする施設は兵庫県立山崎高等学校の体育館とする。

（施設利用期間）

第９条　広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後３日程度を限度として、避難元自治体、避難先自治体及び乙が協議の上定める。

２　水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、避難元自治体、避難先自治体及び乙が別途協議するものとする。

３　避難元自治体及び避難先自治体は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

（広域避難先の開設及び運営）

第 10 条　広域避難先の開設及び運営は、避難元自治体及び避難先自治体の責任において行うものとする。

２　乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で避難元自治体及び避難先自治体に協力するものとする。

３　避難元自治体は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（施設利用時の注意事項）

第 11 条　避難元自治体は、避難者に対して、第８条に規定する施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第 12 条　甲は、当該施設を第３条に定める目的以外には使用してはならない。

（施設の利用終了）

第 13 条　第９条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、避難元自治体は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了するものとする。

(1)　広域避難先の必要が無くなったと避難元自治体が判断した場合

(2)　広域避難先としての利用終了を乙が避難元自治体に要望した場合

(3)　その他避難元自治体又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

（原状回復義務）

第 14 条　避難元自治体は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、避難元自治体の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。

２　原状回復の範囲は、避難元自治体と乙の協議により決定するものとする。

（費用の負担）

第 15 条　広域避難先としての施設の利用に要した費用は、避難元自治体と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、避難元自治体が負担する。

２　前項の実施に当たっては、避難元自治体は別記様式第２号により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。

３　乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第１項の費用を避難元自治体に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第 16 条　本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で避難元自治体が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、避難元自治体と乙が協議の上、決定するものとする。

（事故に係る責任）

第 17 条　本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、原則、避難元自治体がその責任を負うものとする。

（情報の不開示）

第 18 条　避難元自治体及び避難先自治体は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

２　避難元自治体、避難先自治体及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

（確認事項）

第 19 条　甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第 20 条　本協定の有効期限は、令和５年３月３１日とする。

２　前項の有効期限は、有効期限の１月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に１年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等）

第 21 条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

令和４年（2022 年）７月１５日

甲　播磨広域連携協議会
会長　姫路市長　清元　秀泰

乙　兵庫県立山崎高等学校
校長　武田　由哉

別記様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

長　様

播磨広域連携協議会会長

広域避難先としての施設利用提供の要請について

広域避難先としての施設利用に関する協定第４条の規定に基づき、下記のとおり施設利用提供について要請します。

記

１　要請市町

２　施設の利用提供要請

（１）要請内容

・第８条に記載された施設について、以下の期間、利用提供を要請します。

利用開始日時	利用終了日時

・「受入れ可否」欄に記入の上、下記期限までにご回答ください。

回答期限	回答先

（２）備考

別記様式第２号（第 15 条関係）

年　　月　　日

長　様

市（町）長

広域避難先としての施設利用に係る費用について（報告）

広域避難先としての施設利用に関する協定第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　施設利用市町

２　施設利用に係る費用について

（１）費用について

費用項目	金額（単位：円（税込))	備考

（２）負担方法について

負担市町	費用項目	金額（単位：円（税込))	分担に関する考え方（※）

※避難者総数に占める各市町民数の割合など、合理的な按分方法を記載すること

１０．地区防災計画策定状況一覧

地区防災計画策定状況一覧

神崎エリア	策定状況	策定年度	大河内エリア	策定状況	策定年度
新　田	策定済	令和６年度	新　野	策定済	令和５年度
作　畑	策定済	令和６年度	野　村		
大　畑	策定済	令和６年度	比　延		
越　知	策定済	令和６年度	寺　前	策定済	令和５年度
岩　屋	策定済	令和６年度	鍛　治	策定済	令和４年度
根宇野			大　河	策定済	令和７年度
山　田	策定済	令和４年度	上　岩	策定済	令和４年度
中　村	策定済	令和４年度	高朝田	策定済	令和５年度
粟賀町	策定済	令和４年度	宮　野	策定済	令和４年度
福　本	策定済	令和５年度	南小田	策定済	令和３年度
貝　野	策定済	令和５年度	上小田		
しんこうタウン			川　上	策定済	令和４年度
寺　野	策定済	令和４年度	大川原	策定済	令和５年度
柏　尾	策定済	令和３年度	本　村	策定済	令和５年度
加　納	策定済	令和６年度	赤　田	策定済	令和５年度
東柏尾	策定済	令和４年度	重　行		
吉　冨			為　信		
杉	策定済	令和４年度	峠		
大　山	策定済	令和５年度	栗		
猪　篠	策定済	令和４年度	渕		

１１．神河町重要水防区域一覧

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
新田	1	火打野橋から北北西１００m付近	１００m	急傾斜地崩落 2 戸、田 10ａ、畑 1ａ
	2	火打野橋から西１２０m付近越知川左岸	５０m	護岸崩壊 1 戸、田 4ａ、畑 2ａ
	3	新田大橋から東１００m付近山裾	１５０m	急傾斜地崩落 3 戸、田 10ａ、畑 3ａ
	4	新田大橋下流右岸	８０m	護岸崩壊、溢流、田冠水 10ａ
	5	松樹寺北側砂防堰堤		流木等がひっかかり避難路に水が流入する
	6	新田公民館から西南西１２０m付近谷川	８０m	土砂流入、田 3ａ、畑 2ａ
	7	新田公民館から西１５０m付近	２００m	土砂流入 3 戸、田 50ａ、畑 20ａ
	8	土休橋から東北東５０m付近の越知川右岸	５０m	護岸崩壊 1 戸、畑 0.5ａ
	9	浅ヶ谷橋から北８０m付近山裾	１００m	土砂流入、溢流 2 戸、畑 2ａ
	10	浅ヶ谷橋から西８０m付近山裾	２００m	急傾斜地崩落 2 戸、畑 2ａ、町道 200m
	計１０箇所			
作畑	11	田中橋から東北東６０m付近谷川		溢流、家屋浸水 1 戸
	12	田中橋から北４０m付近谷川		急傾斜地崩落
	13	田中橋から南３０m付近道路側溝		道路側溝より流入、床下浸水
	14	ゲートボール場から南南東５０m付近町道石風呂線沿いの山裾		急傾斜地崩落
	15	旧神河町地域交流センター奥（町道横山側）		急傾斜地崩落
	16	井根橋から上流約５０m間越知川右岸		溢流 5 a、家屋浸水 1 戸
	17	旧神河町地域交流センター裏山		急傾斜地崩壊
	18	井根橋から北６０m付近町道沿い山裾		水が道路に溢れる
	19	井根橋から北７０m付近谷川		土石流の発生
	20	井根橋から北６０m付近町道沿い		水が道路に溢れる
	21	秀峰館南越知川左岸		護岸崩壊
	22	県道岩屋生野線上り口崖		崖崩れの恐れ
	23	３・４組集会所（吹上館）から北北西１４０m付近谷川		増水による土石流の発生

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
作畑	24	作畑減圧槽から東５０ｍ付近裏山		裏山の崩落
	25	作畑減圧槽横谷川		道路冠水
	26	井上製材所前右岸下流		護岸崩壊、溢流 5ａ、家屋浸水 1戸
	27	井上製材所裏山		急傾斜地崩落 2戸
	28	井上製材所手前谷川		溢隆、土石流
	29	正覚寺前崖		裏山の崩落
	30	下村最寄集会所横の谷川		護岸崩壊 3ａ
	31	下村最寄集会所から西８０ｍ付近谷川		崖崩れ 3ａ、家屋浸水 1戸
	計２１箇所			
大畑	32	大仲井橋南側		護岸崩壊
	33	大仲井橋北山側		道路への水の流入
	34	８組集会所南５０ｍ付近県道沿い		崖崩れ（腹出し）
	35	大原橋から南１５０ｍ付近谷川		護岸崩壊
	36	大歳神社付近		溢流、山水流入
	37	天理教神越分教会東４０ｍ付近山裾		家屋浸水 5戸
	38	大畑コミュニティセンター北２５０ｍ付近東山裾	１００ｍ	山水流入
	39	旧谷川商店工場石垣		護岸（石垣）崩落
	40	田中井堰左岸		護岸崩壊
	41	田中井堰右岸		溢流、家屋浸水 1戸
	42	西光寺から南南西９０ｍ付近裏山		崖崩れ（腹出し）
	43	屋敷田対岸山林斜面（字尾の瀬）		斜面崩落
	44	淵付近（越知川右岸）		県道への溢流のおそれ（下に１２軒）
	45	床辺県道上山(旧線香工場付近)	１００ｍ	落石
	46	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	47	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	48	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	計１７箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
越知	49	上越知減圧槽から南南東３０ｍ付近崖	２０㎡	崖崩れ １戸
	50	薬師堂から東南東４０ｍ付近橋	河川狭小	護岸崩壊、橋流出 １戸
	51	大玉橋～ログハウス下町道	５０ｍ	山崩れ、落石、町道
	52	越知営農倉庫付近から南２５０ｍ付近までの用水路	２５０ｍ	溢流（床下浸水 ２戸）
	53	南橋から南南西４０ｍ付近上越知右岸沿いの崖	２０ｍ	山崩れ（土砂崩れ河川氾濫）
	54	（株）カマタニ越知工場から北北西１００ｍ付近裏山	５０ｍ	山水流入
	55	越知谷分団器具庫（越知）から西北西 75m付近用水路	暗渠小	町道に溢流
	56	４組内一般家屋		冠水３戸、石垣崩壊１戸
	57	河篠橋から下流へ５０ｍ付近の上越知川と越知川との合流地点		溢水 ２戸
	58	学校前橋から北西 70m付近山裾	１８０ｍ	落石
	59	旧越知川小学校一帯		冠水
	60	天理教神越分教会から東４０ｍ付近山裾	２０ｍ	１戸及び県道へ落石の恐れ
	61	天理教神越分教会横県道（越知川右岸）	２０ｍ	県道溢流、県道及び７戸
	62	越知３組集会所裏山　２箇所		法面崩壊
	63	東別橋下流左岸		冠水
	64	東別橋下流右岸		溢水
	65	西別（旧喫茶椀かし）裏山		落石　町道
	66	西別橋下流左岸及び右岸の農地		農地冠水２戸
	計１８箇所			
岩屋	67	大石	３００ｍ	土砂崩れ、落石
	68	地蔵堂裏山	４００ｍ	落石
	69	本谷	１００ｍ	落石 １戸
	70	報恩寺から西南西２５０ｍ付近山		床下浸水 ３戸
	71	岩屋公民館正面山		落石 ４戸

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
岩屋	72	岩屋橋北 100m付近山	１００ｍ	落石 4 戸
	73	住吉神社横谷川及び林道		山下がり水
	74	茶の木原橋から南南東 60m 付近谷川		溢流、家屋浸水
	75	茶の木原作業道入口付近谷川		土砂流入
	計９箇所			
根宇野	76	そば処　ばくの家付近	２０ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	77	神明橋から南東 80m付近水路	２０ｍ	溢流 1 戸
	78	大師山北西山麓（大師堂）	１００ｍ	土石流
	79	越知川右岸　岸田製材所から東１５０ｍまで	１５０ｍ	溢流
	80	3 組集会所から西北西 120m付近	５０ｍ	崖崩れ 2 戸、土砂流入 20a
	81	石枕林道	８０ｍ	溢流 1ha、家屋浸水 2 戸
	82	石枕谷橋から北 60m付近谷川	１ｍ	溢流
	83	斎藤自動車板金横　越知川左岸		溢流
	84	4 組集会所付近山		土砂流入
	85	5 組集会所から東南東 250m 付近山		土砂流入
	86	太陽光発電施設北西	５０ｍ	崖崩れ、落石
	計１１箇所			
山田	87	笠形橋から北北西 120m付近谷川		一般家屋浸水
	88	（有）藤田繊維工場から北１１０ｍ付近山		一般家屋浸水
	89	吉原井堰西側 70m付近県道沿い山		落石、崖崩れ
	90	吉原井堰下流右岸		道路冠水
	91	町道山田・根宇野線、阿瀬井用水路大落し場と松本山・稲子畑谷川合流地		道路冠水
	92	山田越知川左岸堰堤石垣から上流へ 80m付近まで		護岸崩壊の恐れ
	93	山田橋東詰から西 65m付近農道		道路冠水

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
山田	94	牛房谷堰堤下流右岸から旧りんご園南まで	１００ｍ	溢流、田 10a、1a
	95	農道 23 号線（山根）西側		土砂流入
	96	5 組集会所から北北東 75m付近山		溢流、一般家屋浸水 2 戸
	97	5 組集会所より北北西 50m付近から西 200mまでの山		溢流、一般家屋浸水 6 戸
	98	西山田橋から安楽寺まで越知川左岸		護岸崩壊 15 戸、田 100a
	99	里山いやしの森クルミガ磯		土砂流入
	計１３箇所			
中村	100	観音橋から上流越知川左岸	２００ｍ	溢流、一般家屋浸水 7 戸
	101	法楽寺橋から南 150m付近水路（ホタル水路）	２０ｍ	溢流
	102	一番組集会所から東 50m付近水路	５０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	103	二番組集会所から東 110m付近排水路	２０ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	104	埋田神社西排水路（ホタル水路）	２００ｍ	溢流、一般家屋浸水 4 戸
	105	丸池から谷田川までの用水路	３００ｍ	
	106	中村 6 号橋から東南東 180m付近用水路	１００ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	107	慈増寺裏	１０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	108	柿園横　金岩川	５０ｍ	溢流
	109	東山調整池北側谷川（金岩堰上流）	２００ｍ	一般家屋浸水 1 戸
	110	神崎工業団地東側道路	５０ｍ	土砂流入
	計１１箇所			
粟賀町	111	畑田溝 R312 合流点		溢水
	112	上小谷溝　三角の東		溢水
	113	発田溝 R312 合流地点		溢水
	114	町溝（粟賀町公民館南東）		溢流
	115	横町溝（東山谷川合流手前）		溢流
	116	東山谷川 中村 6 号線から下流へ㈱粟賀町自動車サービスまで	６００ｍ	溢流、田 200a、一般家屋浸水 24 戸
	117	三角地蔵道		山水流入
	計 7 箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
福本	118	㈱岩元デンソー西裏水路		水路からの溢流
	119	中茶屋線（2 級）と中茶屋川交差箇所	３０ｍ	道路冠水
	120	特別養護老人ホームうぐいす荘、グループホームゆうゆう東山側		溢流
	121	5 組隣保館から喫茶あすなろ跡地まで		溢流
	122	中茶屋川 橋塚稲荷前停留所西側		溢流
	123	中茶屋線（2 級）北池横	２０ｍ	道路冠水
	124	姫路念法寺北側ため池		溢流
	125	福山いこいの館から東 150ｍ付近山	３０ｍ	山水流入、家屋浸水 3 戸
	126	福山団地から西 150m付近谷川	３０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	127	福山川　福山団地南		溢流
	128	福山川　福山 2 号線（貸工場入口）から下流		溢流
	129	中茶屋川 落口橋からナフコ手前まで		溢流
	130	福山川 落差工から越知川合流地点まで		土砂堆積による溢流の恐れ
	計１３箇所			
貝野	131	昭和橋以南南市川左岸		溢水の恐れ
	132	フリコ川に係る土橋（貝野 5 号線）		道路冠水
	133	越知川左岸貝野橋東詰から南 30m	５０ｍ	護岸崩壊、一般家屋浸水 1 戸（対策済）
	134	越知川右岸貝野橋西詰から南 500m	５０ｍ	護岸崩壊、一般家屋浸水 10 戸
	計４箇所			
寺野	135	昭和橋南東		溢水の恐れ
	136	昭和橋以北市川左岸		堤防決壊
	137	一心寺 東側　北野溝水路		溢流
	138	寺野児童公園から北東 50m付近竹野内川		溢水の恐れ
	140	3 隣保ゴミステーションから西 40m付近水路		溢水の恐れ
	計５箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
柏尾	141	柏尾ふれあい館東山	５０ｍ	鉄砲水、田畑土砂流入
	142	法性寺裏山及び柏尾川周辺	８０ｍ	土石流、急傾斜地崩落 4 戸
	143	大歳神社裏山から西 130m 付近裏山まで	１５０ｍ	急傾斜地崩落 4 戸、神社 1 戸
	144	マエジマ自動車裏山	５０ｍ	急傾斜地崩落 2 戸、田畑土砂流入
	145	市川左岸堤防新寺前橋から南南東 350m付近まで	２００ｍ	堤防決壊、溢流
	計５箇所			
加納	146	南部営農倉庫南越知川右岸		堤防決壊 4 戸
	147	上井井堰下流越知川右岸 50m		堤防決壊　ブロックの崩れ
	148	中井井堰下流越知川右岸 100m		堤防決壊　ブロックの崩れ
	計３箇所			
東柏尾	149	三万田のり面（岸本造園南）		崖崩れ
	150	市場井堰から播但道ＢＯＸ		溢水の恐れ
	151	大師堂から北北西 90m付近山		溢水
	152	笠森神社から北 130m山		溢水
	153	東柏尾集落センター入口橋		水路満水で溢水の心配あり
	154	桜華園		土砂流出、てっぽう水、深層崩壊
	155	桜華園　向本寺から北へ 120m		溢水の恐れ
	156	卯月堂玉川裏水路一帯		溢水の恐れ
	157	市場橋下流右岸		堤防決壊、ブロックの崩れ
	計１０箇所			
吉冨	158	野上川野上 2 号線から上流堤防		溢水
	159	野上橋下流 150m付近左岸		天然護岸（竹林）崩壊
	160	大井井堰　猪篠川左岸		堤防決壊、ブロックの崩れ
	161	久子橋北詰から西北西 50m 付近水路		溢水 1 戸、田 50a
	162	東洋運輸（株）神崎営業所南小溝		溢水 田 20a
	163	竹村不動産埋立地北側水路		溢水 田 10a
	164	裏坂ノ池から西 45m地点からＬ字型側溝		溢水 1 戸
	165	吉冨集落センターから南南東 120m地点北側水路		溢水 2 戸
	166	アキタケメディカル「さくら」介護センターから北北東 75m付近山		山崩れ 1 戸
	167	猪篠川左岸砂田橋から南 120m地点まで		溢水の恐れ
	計１０箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
杉	168	杉区グラウンド西町道沿い山腹（播但道側道）		土留擁壁亀裂　湧水　側溝壁斜倒 山腹崩壊の恐れ
	169	簡易郵便局前猪篠川右岸（R312 側）		簡易橋の根元護岸崩壊　国道路肩崩壊
	170	杉歩道橋北約４０m猪篠川右岸		護岸浸食　崩壊　溢流　国道路肩浸食の恐れ
	171	中の谷川下流猪篠川合流点右岸		溢流　畑冠水　家屋への浸水の恐れ 3 戸
	172	一組集会所から西 100m付近中野谷川		護岸崩壊　溢流 家屋への浸水の恐れ１戸
	173	北段の上山谷川及び用排水路		用排水路に土砂流入堆積、路面に冠水し川状態　農地への土砂流入堆積
	174	町道切後線終点（中野谷川）付近		土砂流出　町道溢流・路面冠水（川状態）
	175	南山ノ池		溜池崩壊、田畑冠水 10ａ　町道（側道）へ土砂流入
	176	二組集会所から西 100m地点山（畑、旧農道）		裏山急傾斜　崩壊　家屋倒壊の恐れ
	177	葛谷川上流鋼製砂防堰堤		土砂堆積による決壊の恐れ
	178	大山分団杉部器具庫裏猪篠川右岸		護岸浸食の恐れ
	179	葛谷川左岸及び猪篠川合流点付近		護岸崩壊　溢流　家屋浸水の恐れ４戸
	180	葛谷林道と町道葛谷線		東の山、谷より増水流出、土砂、木枝片
	181	猪篠川新大山橋下流右岸		低護岸浸水　浸食　家屋浸水の恐れ１戸
	182	播但道側道ＢＯＸ付近排水路		水路溢流　田畑冠水　家屋浸水
	183	猪篠川新大山橋下流左岸～南へ		護岸浸食　崩壊　溢流　田畑冠水
	184	境目橋西側排水路		土砂流出溝埋没　水位上昇　溢流　田畑冠水
	計１７箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
大山	185	喫茶ジュンブライド裏猪篠川右岸		護岸崩壊、田畑冠水 20 a
	186	大谷川中流		溜池崩壊、土砂流入 2 戸、田畑冠水 20 a
	187	ワサミド井左岸		田畑冠水
	188	藤田パン屋宅横谷川		溢流、家屋浸水の恐れ 1 戸
	189	大山なかよし会館上下流右岸		護岸崩壊
	190	上組集会所横の小谷川左岸		護岸崩壊
	191	七宝寺横谷川		護岸崩壊、溢流、田畑冠水 20 a
	192	字山田から字下坂本への急傾斜道路		崖崩れ、土砂流入田 50 a
	193	播但道下大山小学校跡地北 200m付近の山からの排水路		溢流、田畑冠水 20 a
	194	播但道下大山小学校跡地北 100m付近の山からの排水路		田への流入
	195	下坂本 2 号線から猪篠川上流 140m付近までの右岸	３０ｍ	護岸崩壊 1 戸、田 30 a
	196	下坂本 2 号線から猪篠川上流 100m付近までの右岸		護岸崩壊、田 40 a
	計１２箇所			
猪篠	197	奥猪篠集会所 横谷川		護岸崩壊 3 戸
	198	奥猪篠集会所から西北西 100m付近山		裏山から田へ流入、田から家屋へ流入
	199	山田川　立石下		溢水、護岸崩壊
	200	越知ヶ峰林道門扉東民家		山水溢流 1 戸、床下浸水
	201	中才上バス停留所上谷川		溢流 3 戸
	202	中才集会所前谷川		溢流、護岸崩壊
	203	天理教中才布教所裏谷川		山下がり水、床下浸水４戸
	204	猪篠川 大井堰付近		溢流 1 戸、床下浸水（つくしの）
	205	国道 312 号線　追上地区		山水溢水による国道への流れ込み
	206	追上川 今西地区		溢水、床下浸水
	207	門貝バス停付近		溢流 1 戸、床下浸水（つくしの）
	計１１箇所			
新野	208	岡崎地蔵周辺の擁壁		擁壁下部から噴水
	209	古川産業（有）北側山	幅５ｍ× 長さ２０ｍ	地滑り
	210	熊野神社北町道までの水路	５０ｍ	山下り水による増水流入
	211	熊野神社北町道までの水路		
	計４箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
野村	212	昭和橋西詰から右岸上流堤防		
	213	寺前分団野村部消防器具庫から北東 110m付近道路	１００ｍ	水路増水による流入 道路浸水
	計２箇所			
比延	214	小田原川　鉄橋上流右岸	２０ｍ	河川増水による流入
	215	寺前分団比延部器具庫から南東 70m付近水路		用水路からの溢流
	216	軽食喫茶　林檎の木裏	１０ｍ	河川増水による流入
	計３箇所			
寺前	217	金谷神社下道路	２０ｍ	金谷神社からの雨水流入
	218	金谷神社から県道むかって右側崖		崖崩れ、土砂崩れの恐れ
	219	寺前分団上岩部器具庫裏山	１００ｍ	降雨時に山水流入
	計３箇所			
鍛治	220	鍛治南部（4.5 組全域）		河川増水による浸水
	221	鍛治中央集会所東側		住宅冠水の恐れ 2 戸
	222	鍛治北部集会所前谷川		溢水、県道へ流出
	223	寺前住宅横水路		溢水
	224	観光交流センター南側県道側溝		家屋浸水 2 戸
	225	観光交流センター南から踏切までの水路		溢流の恐れ
	226	鍛治 7 組川崎住宅横市川から取水している水路		溢流
	計６箇所			
大河	227	ミクゴ谷川北側谷川		山下がり水流出
	228	ミクゴ谷川		山下がり水流出
	229	市川発電所北北東 40m付近裏山	２０ｍ	山水流入、土砂崩れ
	230	福井墓地上斜面		土砂流出
	231	市川発電所から南東 60m付近畑東側		土砂流出
	232	藤棚の谷川		土砂流出
	233	福井橋西詰県道山側斜面	３０ｍ	山下がり水、土砂県道流出
	234	長谷分団大河部器具庫南側町道付近水路	３ｍ	溢流、一般家屋への流入
	235	2 組集会所から北 140m付近裏山		山斜面にクラック発生
	236	2 組集会所横谷川		土砂流出、県道への流出
	237	山建工業付近		山下がり水、県道への流出
	計１１箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
上岩	238	段の下（ズリ付近）	２０ｍ	河川増水による流入
	239	日啓寺下崖	２０ｍ	土砂崩れのおそれ、路肩崩壊
	240	日啓寺裏		落石　崖崩れの恐れ
	計３箇所			
高朝田	241	旧森林組合小径木処理工場	３００ｍ	河川増水による流入
	242	NTT 中継局正面山から西 120m付近まで	約１００ｍ	山下り水流出
	243	2 隣保内旧道沿い石垣	約２００ｍ	山下がりの水により石垣等が崩壊する恐れ有
	244	中山間道路（町配水池入口～滝山川）	約５００ｍ	滝山及び奥の谷よりの水、砂利等により道路側溝が埋没し水が溢れる
	245	林昌寺東側水路		山下がりの水により、石垣、土手等が崩壊する恐れ有
	246	林昌寺南西側町道沿いの用水路	約５０ｍ	滝山からの水、砂利、小計木等により道路に水が溢れ出すことが度々ある
	247	下渡り橋		小田原川増水と流木等により水が橋を超える恐れ有
	248	小田原川　新田橋下流左岸堤防	約１００ｍ	小田原川の増水により堤防から溢れだす恐れ有
	249	新田橋		小田原川増水と流木等により水が橋を超える恐れ有
	250	上墓地付近	約５０ｍ	山水流入、溢流
	計１０箇所			
宮野	251	立岩神社から北 150m付近	１５ｍ	山下り水による一般家屋浸水
	252	3 隣保防火水槽から南 60m付近		山水流入、溢流
	253	3 隣保防火水槽から南 80m付近		排水溝増水による一般家屋流入
	254	下川橋下流左岸		溢水の恐れ（田への流入）
	計４箇所			
南小田	255	和入道谷川	１００ｍ	土砂流出、溢流
	256	石田横瀬墓地下崖	１００ｍ	土砂崩れの恐れ
	257	南小田橋	１０ｍ	冠水の恐れ
	258	中谷川橋		河川増水による冠水
	259	日和橋	１０ｍ	冠水の恐れ
	260	古屋谷川上流	５０ｍ	土砂流出、溢流
	計６箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
上小田	261	小原バス停裏山	１０ｍ	崩落
	262	毛須橋北側裏山	２０ｍ	山崩れの恐れ
	263	上小田駐在所北側裏山	３０ｍ	山崩れの恐れ
	264	向山谷川と小田原川合流点下流50m付近左岸		崖崩れ
	265	向山谷川上流から小田原川合流	１ｋｍ	谷川増水による流入
	266	平野地内谷川		谷川増水により下流の家屋へ流入
	計６箇所			
川上	267	深山トンネル北側水汲み場横	１０㎡	土砂氾濫及び流入
	268	川上アマゴセンター付近	流域	土石流による河川への被害
	269	薬師橋から東側谷川		大水流出
	270	中川上バス停留所付近水路		大水流出
	271	四番組集会所付近谷川（下）	一戸	河川氾濫による浸水
	272	四番組集会所付近谷川（上）		大水流出
	273	川上文化会館から南90m付近水路		山下がり水流出
	274	川上橋から西100m付近谷川		谷からの大水
	275	登りの最奥部		改良済
	276	川上鉱山跡		大水、土砂流出
	277	寺ノ元橋から下流左岸	３０㎡	土石流による河川への被害
	278	寺ノ元橋上流から下流一帯右岸	３０㎡	土石流による河川への被害
	279	（株）川上建設事務所付近水路		家屋流入
	280	（株）川上建設事務所から東方向谷川		山下がり水流出
	281	大歳神社から南側崖	２０㎡	土砂崩れ
	282	谷川　二番組集会所向かい	一戸	河川氾濫による浸水及び土砂流入
	283	作業道ナメラ線		大水、土砂流出
	計１７箇所			
大川原	284	大森ふとん店裏		大水流入
	285	新田バス停留所から東90m付近水路		溢流の恐れ
	計２箇所			
本村	286	祐泉寺から西70m付近谷川		山下がりの大水流出
	287	市原神社から犬塚まで山裾		落石の恐れ
	288	長谷小学校東側横の谷川		溢流の恐れ
	計３箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
赤田	289	犬塚から赤田方面町道沿い山側	１００ｍ	倒木注意
	290	長谷橋交差点から前嶋製材所跡地	２００ｍ	落石及び山腹崩壊
	291	赤田多目的集会所から北北西130m付近　本谷川		溢流の恐れ
	292	赤田多目的集会所から北町道東山大栗線		山水増水により、町道への流出
	計４箇所			
重行	293	町道谷垣内重行線	５０ｍ	倒木注意
	計１箇所			
為信	294	為信公民館から北120m付近裏山		土砂崩れ
	295	為信公民館の上	２０ｍ	山水増水による流入
	296	為信橋下流左岸		市川からの溢水、山下がり水によるアンダーパス付近の冠水
	297	アンダーパス東へアピンカーブ沿い水路		山下がり水流出
	298	為信神社北　谷川	２０ｍ	谷川増水による流入
	計５箇所			
峠	299	町道峠線		山下がり水　落石
	300	大師堂南西付近		山下がり水　落石
	301	峠～為信間県道		落石の恐れ
	計３箇所			
栗	302	原野バス停留所から北50m付近崖（ＪＲ線路から下）		ＪＲ鉄道山側側溝にたまった水が宅地内へ流入
	303	鉄道アンダーパス	１０ｍ	道路浸水
	304	栗原ファーム北側水路		山下がり水が宅地内へ流入、町道冠水
	305	鉄道下市川堤防道路	２０ｍ	河川増水による流入
	306	なごえの森及び２隣保内一帯		大雨による裏山からの流入一般家屋及び町道へ
	307			
	308		１０ｍ	
	309			
	310			
	311			
	312			
	313			
	314	ＪＲ長谷駅から南170m付近		
	計１３箇所			
渕	315	渕真名谷線入口手前の県道側溝		道路側溝が詰まり
	316	下垣内踏切		崖崩れ
	317	渕公民館北側付近水路		降水時に水路増水による流入
	318	渕公民館から北西80m付近水路		降水時に水路増水による流入
	計４箇所			

１２．土石流危険渓流一覧

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地（字名）	渓　流　概　要		
					渓流長（10m）	流域面積（ha）	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅰ-1	市　川	越知川	曲谷川	新　田	185	7	12
〃　Ⅰ-2	〃	〃	新田上谷	〃	42	12	23
〃　Ⅰ-3	〃	〃	作畑東谷	作　畑	9	1	12
〃　Ⅰ-4	〃	〃	石風呂川	〃	101	189	19
〃　Ⅰ-5	〃	〃	吹上谷川	〃	78	296	18
〃　Ⅰ-6	〃	〃	吹上川	〃	79	397	11
〃　Ⅰ-7	〃	〃	下村谷	〃	74	244	19
〃　Ⅰ-8	〃	〃	近松川	〃	75	324	16
〃　Ⅰ-9	〃	〃	谷山川北谷	〃	72	258	15
〃　Ⅰ-10	〃	〃	谷山川南谷	〃	38	9	22
〃　Ⅰ-11	〃	〃	谷山川	大　畑	160	205	13
〃　Ⅰ-12	〃	〃	大畑西谷	〃	41	13	14
〃　Ⅰ-13	〃	〃	上越知上谷	越　知	35	8	22
〃　Ⅰ-14	〃	〃	上越知右谷	〃	83	91	22
〃　Ⅰ-15	〃	〃	岩屋上谷	岩　屋	46	11	23
〃　Ⅰ-16	〃	〃	段条川	〃	56	67	18
〃　Ⅰ-17	〃	〃	東別谷	越　知	92	308	16
〃　Ⅰ-18	〃	〃	奥谷川下谷	岩　屋	50	16	25
〃　Ⅰ-19	〃	〃	奥谷川中谷	〃	20	6	26
〃　Ⅰ-20	〃	〃	岩屋下谷	〃	36	17	24
〃　Ⅰ-21	〃	〃	根宇野東谷	根宇野	59	13	24
〃　Ⅰ-22	〃	〃	根宇野西谷	〃	33	10	22
〃　Ⅰ-23	〃	〃	野尻谷川	〃	147	87	13
〃　Ⅰ-24	〃	〃	石枕川	〃	199	155	14
〃　Ⅰ-25	〃	〃	中島川	山　田	46	29	17
〃　Ⅰ-26	〃	〃	根宇谷川	根宇野	236	255	11
〃　Ⅰ-27	〃	根宇谷川	根宇谷川右支渓	〃	68	27	26
〃　Ⅰ-28	〃	越知川	午房谷川	山　田	23	172	12
〃　Ⅰ-29	〃	〃	山田上谷	〃	36	11	20
〃　Ⅰ-30	〃	〃	山田下谷	〃	27	11	16
〃　Ⅰ-31	〃	追上川	追上川北谷	猪　篠	15	7	12
〃　Ⅰ-32	〃	〃	追上川中谷	〃	16	5	18
〃　Ⅰ-33	〃	〃	追上川東谷	〃	169	90	17
〃　Ⅰ-34	〃	〃	上追上川左支渓	〃	53	25	14
〃　Ⅰ-35	〃	〃	上追上川	〃	98	37	18
〃　Ⅰ-36	〃	〃	追上川南谷	〃	14	5	26
〃　Ⅰ-37	〃	追上川	今西川	猪　篠	31	19	20
〃　Ⅰ-38	〃	猪篠川	奥猪篠川	〃	140	163	15
〃　Ⅰ-39	〃	〃	奥猪篠川第一右支渓	〃	60	34	22
〃　Ⅰ-40	〃	〃	奥猪篠川第二右支渓	〃	33	9	21
〃　Ⅰ-41	〃	〃	奥猪篠川第三右支渓	〃	22	17	20
〃　Ⅰ-42	〃	〃	奥猪篠川第四右支渓	〃	20	6	17
〃　Ⅰ-43	〃	奥猪篠川	奥猪篠川第六右支渓	〃	21	5	16
〃　Ⅰ-44	〃	〃	奥猪篠川第七右支渓	〃	10	2	17
〃　Ⅰ-45	〃	猪篠川	大山北谷	大　山	86	29	23
〃　Ⅰ-46	〃	〃	大山上谷	〃	14	10	16
〃　Ⅰ-47	〃	〃	小谷川	〃	99	126	17

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓 流 概 要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅰ-48	〃	〃	南上川	杉	84	112	17
〃 Ⅰ-49	市 川	〃	大山下谷	大 山	12	11	14
〃 Ⅰ-50	〃	〃	中の谷川左支渓	杉	94	42	18
〃 Ⅰ-51	〃	〃	中の谷川	〃	81	151	14
〃 Ⅰ-52	〃	〃	かづら谷	〃	195	257	14
〃 Ⅰ-53	〃	〃	野上川	吉 冨	117	148	13
〃 Ⅰ-54	〃	〃	春日神社谷	〃	6	6	9
〃 Ⅰ-55	〃	〃	吉冨川左支渓	〃	12	6	10
〃 Ⅰ-56	〃	〃	法楽寺西谷	〃	6	4	9
〃 Ⅰ-57	〃	越知川	東柏尾上谷	東柏尾	58	31	12
〃 Ⅰ-58	〃	〃	東山谷川	中 村	208	213	11
〃 Ⅰ-59	〃	〃	東山谷川第一左支渓	〃	95	79	16
〃 Ⅰ-60	〃	東山川	東山谷川第二左支渓	〃	51	17	12
〃 Ⅰ-61	〃	〃	東山谷川第三左支渓	〃	63	35	13
〃 Ⅰ-62	〃	〃	東山谷川第四左支渓	〃	29	10	15
〃 Ⅰ-63	〃	〃	福本川	福 本	24	11	16
〃 Ⅰ-64	〃	越知川	福本上谷	〃	30	17	19
〃 Ⅰ-65	〃	〃	中茶屋川	〃	54	42	14
〃 Ⅰ-66	〃	〃	桜華谷	東柏尾	13	6	13
〃 Ⅰ-67	〃	〃	福山川	福 本	85	214	13
〃 Ⅰ-68	〃	市 川	柏尾川	柏 尾	51	60	13
市川-神崎-Ⅱ-1	〃	越知川	新田川	新 田	84	47	15
〃 Ⅱ-2	〃	〃	新田中谷	〃	14	3	23
〃 Ⅱ-3	〃	〃	新田下谷	〃	5	2	12
〃 Ⅱ-4	〃	〃	作畑上谷	〃	11	9	16
〃 Ⅱ-5	〃	〃	作畑中谷	作 畑	21	4	18
〃 Ⅱ-6	〃	越知川	吹上谷川東谷	作 畑	11	4	16
〃 Ⅱ-7	〃	〃	作畑下谷	〃	25	5	11
〃 Ⅱ-8	〃	〃	大畑北谷	〃	50	31	16
〃 Ⅱ-9	〃	〃	大畑上谷	〃	74	28	18
〃 Ⅱ-10	〃	〃	長谷	〃	96	41	19
〃 Ⅱ-11	〃	〃	長谷南谷	〃	90	70	18
〃 Ⅱ-12	〃	〃	大畑下谷	越 知	17	3	23
〃 Ⅱ-13	〃	〃	飯森谷	大 畑	107	138	14
〃 Ⅱ-14	〃	〃	上越知左谷	越 知	130	80	15
〃 Ⅱ-15	〃	上越知川	上越知右支渓	〃	85	79	16
〃 Ⅱ-16	〃	越知川	上越知下谷	〃	41	11	21
〃 Ⅱ-17	〃	〃	高坂川	岩 屋	128	150	14
〃 Ⅱ-18	〃	〃	奥谷川上谷	〃	57	22	21
〃 Ⅱ-19	〃	〃	神明谷川	〃	154	170	14
〃 Ⅱ-20	〃	〃	根宇野南谷	根宇野	75	22	21
〃 Ⅱ-21	〃	奥猪篠川	奥猪篠川第一左支渓	猪 篠	44	59	18
〃 Ⅱ-22	〃	〃	奥猪篠川第二左支渓	〃	56	34	18
〃 Ⅱ-23	〃	〃	奥猪篠川第三左支渓	〃	88	39	22
〃 Ⅱ-24	〃	猪篠川	奥猪篠川第五左支渓	〃	16	6	14
〃 Ⅱ-25	〃	〃	下今西川谷	〃	86	32	22
〃 Ⅱ-26	〃	〃	北山川	大 山	155	95	16
〃 Ⅱ-27	〃	〃	大山谷	〃	36	12	14

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓　流　概　要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅱ-28	〃	〃	右中谷川谷	杉	13	5	9
〃 Ⅱ-29	〃	〃	吉冨川	吉　冨	34	21	13
〃 Ⅱ-30	市　川	越知川	粟賀川下谷	東柏尾	28	9	10
〃 Ⅱ-31	〃	〃	粟賀川上谷	〃	12	3	14
〃 Ⅱ-32	〃	〃	東柏尾下谷	〃	18	14	16
〃 Ⅱ-33	〃	東山川	粟賀谷	粟賀町	15	7	15
〃 Ⅱ-34	〃	越知川	福本右谷	福　本	23	23	15
〃 Ⅱ-35	〃	〃	福本中谷	〃	37	21	12
〃 Ⅱ-36	〃	〃	福本下谷	〃	8	10	7
市川-大河-Ⅰ-1	〃	市　川	渕谷	栗	91	70	23
〃 Ⅰ-2	〃	〃	本谷川	長　谷	61	58	14
〃 Ⅰ-3	〃	犬見川	犬見川	川　上	197	252	12
〃 Ⅰ-4	〃	〃	上寺谷川	〃	19	17	13
〃 Ⅰ-5	〃	〃	登り川	〃	148	164	12
〃 Ⅰ-6	〃	〃	スイ谷川	〃	50	37	16
〃 Ⅰ-7	〃	犬見川	入ミス谷川	川　上	127	58	18
〃 Ⅰ-8	〃	〃	川上左谷	〃	15	12	18
〃 Ⅰ-9	〃	〃	尾ノ瀬川	〃	205	302	11
〃 Ⅰ-10	〃	〃	長谷左谷	長　谷	79	51	7
〃 Ⅰ-11	〃	〃	長谷右谷	〃	25	12	21
〃 Ⅰ-12	〃	〃	足尾川	〃	158	164	19
〃 Ⅰ-13	〃	〃	本村谷	〃	24	10	17
〃 Ⅰ-14	〃	〃	奥村谷川	〃	45	28	14
〃 Ⅰ-15	〃	市　川	谷垣内川	〃	153	190	14
〃 Ⅰ-16	〃	〃	ミクゴ谷川	大　河	52	73	11
〃 Ⅰ-17	〃	〃	治耕川	〃	34	40	11
〃 Ⅰ-18	〃	〃	鍛治川	鍛　治	18	12	17
〃 Ⅰ-19	〃	〃	寺前谷	〃	21	7	19
〃 Ⅰ-20	〃	小田原川	大畑谷川	上小田	104	96	19
〃 Ⅰ-21	〃	〃	小田原川右谷	〃	7	12	22
〃 Ⅰ-22	〃	〃	小田原川左谷	〃	5	14	20
〃 Ⅰ-23	〃	〃	小原谷	〃	19	8	24
〃 Ⅰ-24	〃	〃	大田川	南小田	189	320	12
〃 Ⅰ-25	〃	〃	タヌキ谷川	〃	66	25	19
〃 Ⅰ-26	〃	〃	和入道谷川	〃	52	21	21
〃 Ⅰ-27	〃	〃	中谷川	〃	18	79	13
〃 Ⅰ-28	〃	〃	クズリ谷川	〃	43	47	15
〃 Ⅰ-29	〃	〃	三谷川	〃	13	6	19
〃 Ⅰ-30	〃	〃	クズリ谷川下谷	〃	30	41	17
〃 Ⅰ-31	〃	〃	古尾谷川	〃	27	49	13
〃 Ⅰ-32	〃	〃	北中谷川	宮　野	32	28	13
〃 Ⅰ-33	〃	〃	掛ヶ谷川	〃	299	290	11
〃 Ⅰ-34	〃	〃	上三山谷川	高朝田	67	129	14
〃 Ⅰ-35	〃	〃	高朝田川右谷	〃	8	21	15
〃 Ⅰ-36	〃	〃	高朝田川左谷	〃	28	14	16
〃 Ⅰ-37	〃	〃	奥田谷川	上　岩	89	128	16
〃 Ⅰ-38	〃	〃	城山谷川左谷	〃	93	41	13
〃 Ⅰ-39	〃	城山谷川	城山谷川右谷	〃	40	24	16

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓　流　概　要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-大河-Ⅰ-40	〃	〃	城山谷川右支渓	〃	15	10	16
〃 Ⅰ-41	〃	市　川	本城谷川	比　延	33	19	13
〃 Ⅰ-42	〃	〃	市川水源西脇谷川	新　野	70	52	13
〃 Ⅰ-43	市　川	市　川	西脇谷川右支渓	新　野	29	18	20
〃 Ⅰ-44	〃	〃	西脇谷川	〃	12	13	25
〃 Ⅰ-45	〃	〃	岡崎川	〃	14	24	14
〃 Ⅰ-46	〃	〃	新野谷	〃	4	11	15
〃 Ⅰ-47	〃	〃	御所谷	〃	59	86	11
市川-大河-Ⅱ-1	〃	犬見川	長谷上谷	長　谷	35	18	16
〃 Ⅱ-2	〃	市　川	梅ヶ谷川	為　信	72	93	15
〃 Ⅱ-3	〃	〃	上ノ山谷川	大　河	21	29	18
〃 Ⅱ-4	〃	〃	オベラ谷川	〃	110	101	15
〃 Ⅱ-5	〃	〃	治耕川上谷	〃	27	16	17
〃 Ⅱ-6	〃	小田原川	向山谷川右谷	上小田	78	45	15
〃 Ⅱ-7	〃	〃	向山谷川左谷	〃	24	21	17
〃 Ⅱ-8	〃	〃	高倉谷川	〃	11	2	18
〃 Ⅱ-9	〃	〃	下田川	〃	9	8	21
〃 Ⅱ-10	〃	〃	西小原川	〃	20	12	15
〃 Ⅱ-11	〃	〃	あやかし谷	南小田	63	25	19
〃 Ⅱ-12	〃	〃	かれもみ谷	〃	15	17	18
〃 Ⅱ-13	〃	〃	東高朝田谷	高朝田	4	4	16

１３．急傾斜地崩壊危険箇所一覧

１　急傾斜地崩壊危険地区

区域名	所在地			面積（ha）	指定年月日	告示番号
	郡市名	区町名	大字名			
山　田	神崎郡	神河町	山　田	1.20	昭和48年2月28日	県告第334号の2
井ノ口	〃	〃	岩　屋	2.10	〃	〃
堂河原	〃	〃	〃	1.38	〃	〃
作　畑	〃	〃	作　畑	0.48	〃	〃
新　田	〃	〃	新　田	0.36	〃	〃
上　岩	〃	〃	上　岩	0.27	〃	〃
為　信	〃	〃	長　谷	1.66	〃	〃
寺　前	〃	〃	寺　前	0.03	〃	〃
大川原	〃	〃	長　谷	4.03	〃	〃

２　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅰ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度（度）	延　長（m）	高　さ（m）
自然	(神) 1	新田	神崎郡	神河町	新田	36	80	55
〃	(神) 2	〃（1）	〃	〃	〃	50	310	60
〃	(神) 3	〃（2）	〃	〃	〃	41	175	60
〃	(神) 4	作畑	〃	〃	作畑	42	170	62
〃	(神) 5	〃（2）	〃	〃	〃	36	75	25
〃	(神) 6	大畑（1）	〃	〃	〃	30	125	75
〃	(神) 7	〃（2）	〃	〃	〃	30	175	93
〃	(神) 8	〃（3）	〃	〃	〃	33	260	95
〃	(神) 9	越知（1）	〃	〃	越知	34	295	220
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	36	290	134
〃	(神)11	〃（3）	〃	〃	〃	37	345	155
〃	(神)12	〃（4）	〃	〃	〃	34	210	95
〃	(神)13	〃（5）	〃	〃	〃	35	100	65
〃	(神)14	〃（6）	〃	〃	〃	36	135	193
〃	(神)15	岩屋（1）	〃	〃	岩屋	42	365	105
〃	(神)16	井ノ口	〃	〃	〃	38	415	215
〃	(神)17	根宇野（1）	〃	〃	根宇野	35	130	55
〃	(神)18	〃　（2）	〃	〃	〃	33	160	90
〃	(神)19	山田	〃	〃	山田	37	230	93
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	33	130	80
〃	(神)21	〃（3）	〃	〃	〃	32	240	93
〃	(神)22	猪篠（1）	〃	〃	猪篠	36	140	18
〃	(神)23	〃（2）	〃	〃	〃	35	55	7
〃	(神)24	大山（1）	〃	〃	大山	38	150	47
〃	(神)25	柏尾（1）	〃	〃	柏尾	30	210	120
〃	(神)26	〃（2）	〃	〃	〃	30	105	60
〃	(神)27	〃（3）	〃	〃	〃	33	205	290
〃	(神)28	新田（3）	〃	〃	新田	35	45	80
〃	(神)29	〃（4）	〃	〃	〃	45	190	50
〃	(神)30	作畑（3）	〃	〃	作畑	42	380	80
〃	(神)31	大畑（4）	〃	〃	大畑	35	135	165
〃	(神)32	〃（5）	〃	〃	〃	30	153	51
〃	(神)33	〃（6）	〃	〃	〃	39	35	50
〃	(神)34	上越知	〃	〃	越知上越知	32	65	40

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神)35	岩屋	神崎郡	神河町	岩屋	47	17	15
〃	(神)36	根宇野（3）	〃	〃	根宇野	34	370	110
〃	(神)37	吉冨	〃	〃	吉冨	31	180	40
〃	(神)38	大山（2）	〃	〃	大山	31	55	70
〃	(神)39	粟賀町	〃	〃	粟賀町	32	410	140
〃	(神)40	福山（1）	〃	〃	福本福山	31	117	70
〃	(神)41	〃（2）	〃	〃	〃	35	208	91
〃	(大) 1	渕	〃	〃	渕	39	245	64
〃	(大) 2	長谷（1）	〃	〃	長谷本村	36	575	48
〃	(大) 3	大川原	〃	〃	長谷大川原	40	626	134
〃	(大) 4	片角	〃	〃	川上片角	38	200	12
〃	(大) 5	林	〃	〃	川上林	31	350	84
〃	(大) 6	重行（1）	〃	〃	長谷重行	30	255	91
〃	(大) 7	〃（2）	〃	〃	〃	40	265	146
〃	(大) 8	為信	〃	〃	長谷為信	41	200	48
〃	(大) 9	〃（2）	〃	〃	〃	42	127	56
〃	(大)10	大河（1）	〃	〃	大河	36	125	145
〃	(大)11	〃（2）	〃	〃	〃	34	145	32
〃	(大)12	〃（3）	〃	〃	〃	41	150	70
〃	(大)13	〃（4）	〃	〃	〃	37	190	152
〃	(大)14	鍛治（2）	〃	〃	鍛治	31	110	90
〃	(大)15	〃（3）	〃	〃	〃	34	270	102
〃	(大)16	〃（4）	〃	〃	〃	34	120	13
〃	(大)17	南鍛治	〃	〃	鍛冶南鍛治	32	265	102
〃	(大)18	新野（1）	〃	〃	新野	42	165	112
〃	(大)19	小原（1）	〃	〃	上小田小原	36	160	37
〃	(大)20	〃（2）	〃	〃	〃	33	325	138
〃	(大)21	〃（3）	〃	〃	〃	46	160	76
〃	(大)22	〃（4）	〃	〃	〃	38	150	153
〃	(大)23	石田（1）	〃	〃	南小田石田	35	155	68
〃	(大)24	南小田	〃	〃	〃	42	210	92
〃	(大)25	日和（2）	〃	〃	南小田日和	37	204	67
〃	(大)26	宮野（1）	〃	〃	宮野	37	330	92
〃	(大)27	高朝田（1）	〃	〃	高朝田	33	355	142
〃	(大)28	宮野（2）	〃	〃	宮野	37	165	130
〃	(大)29	高朝田（2）	〃	〃	高朝田	39	220	74
〃	(大)30	上岩	〃	〃	上岩	30	225	85
〃	(大)31	長谷（2）	〃	〃	長谷	33	385	257
〃	(大)32	本村（1）	〃	〃	長谷本村	37	65	83
〃	(大)33	〃（2）	〃	〃	〃	42	295	28
〃	(大)34	川上（1）	〃	〃	川上	34	80	20
〃	(大)35	〃（2）	〃	〃	〃	35	140	42
〃	(大)36	〃（3）	〃	〃	〃	47	190	56
〃	(大)37	〃（4）	〃	〃	〃	31	235	18
〃	(大)38	〃（5）	〃	〃	〃	38	610	176
〃	(大)39	長谷（3）	〃	〃	長谷	35	230	68
〃	(大)40	〃（4）	〃	〃	〃	39	70	40
〃	(大)41	長谷	〃	〃	大河	41	97	51
〃	(大)42	鍛治（1）	〃	〃	鍛治	32	135	66

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)43	平野（１）	神崎郡	神河町	上小田平野	38	50	14
〃	(大)44	〃（２）	〃	〃	上小田平野	44	365	90
〃	(大)45	上小田（１）	〃	〃	上小田	36	243	190
〃	(大)46	〃　（２）	〃	〃	〃	49	95	11
〃	(大)47	〃　（３）	〃	〃	〃	38	110	75
〃	(大)48	横瀬	〃	〃	南小田横瀬	37	253	70
〃	(大)49	石田（２）	〃	〃	南小田石田	53	45	16
〃	(大)50	〃（３）	〃	〃	〃	42	55	82
〃	(大)51	〃（４）	〃	〃	〃	39	172	82
〃	(大)52	日和（１）	〃	〃	南小田日和	33	191	64
〃	(大)53	上岩（２）	〃	〃	上岩	44	200	53
〃	(大)54	新野（２）	〃	〃	新野	44	150	56
〃	(大)55	〃（３）	〃	〃	〃	33	200	36
〃	(大)56	〃（４）	〃	〃	〃	45	270	50
〃	(大)57	〃（５）	〃	〃	新野	33	30	7
人工	(大)58	寺前	〃	〃	寺前	35	40	10
〃	(大)59	長谷	〃	〃	長谷	51	35	61
〃	(大)60	横瀬	〃	〃	南小田横瀬	30	35	26

3　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅱ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神) 1	堂河原	神崎郡	神河町	岩屋	33	320	166
〃	(神) 2	新田（1）	〃	〃	新田	35	50	55
〃	(神) 3	〃（2）	〃	〃	〃	41	110	62
〃	(神) 4	〃（3）	〃	〃	〃	39	65	115
〃	(神) 5	〃（4）	〃	〃	〃	40	115	60
〃	(神) 6	〃（5）	〃	〃	〃	35	80	70
〃	(神) 7	〃（6）	〃	〃	〃	33	160	80
〃	(神) 8	作畑（1）	〃	〃	作畑	50	100	24
〃	(神) 9	〃（2）	〃	〃	〃	34	105	40
〃	(神)10	〃（3）	〃	〃	〃	39	50	60
〃	(神)11	〃（4）	〃	〃	〃	36	30	25
〃	(神)12	〃（5）	〃	〃	〃	37	55	60
〃	(神)13	〃（6）	〃	〃	〃	45	45	10
〃	(神)14	〃（7）	〃	〃	〃	37	30	30
〃	(神)15	〃（8）	〃	〃	〃	35	55	35
〃	(神)16	大畑（1）	〃	〃	大畑	34	45	10
〃	(神)17	〃（2）	〃	〃	〃	37	200	110
〃	(神)18	〃（3）	〃	〃	〃	34	63	30
〃	(神)19	〃（4）	〃	〃	〃	31	90	80
〃	(神)10	〃（5）	〃	〃	〃	41	40	50
〃	(神)21	〃（6）	〃	〃	〃	36	125	290
〃	(神)22	〃（7）	〃	〃	〃	33	28	50
〃	(神)23	〃（8）	〃	〃	〃	30	52	50
〃	(神)24	〃（9）	〃	〃	〃	40	40	12
〃	(神)25	〃（１０）	〃	〃	〃	32	50	20
〃	(神)26	〃（１１）	〃	〃	〃	40	73	64

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神)27	上越知	神崎郡	神河町	越知上越知	33	30	25
〃	(神)28	越知（1）	〃	〃	越知	38	55	121
〃	(神)29	〃（2）	〃	〃	〃	45	100	103
〃	(神)30	〃（3）	〃	〃	〃	33	58	79
〃	(神)31	〃（4）	〃	〃	〃	34	130	100
〃	(神)32	岩屋（1）	〃	〃	岩屋	33	260	320
〃	(神)33	〃（2）	〃	〃	〃	30	125	120
〃	(神)34	〃（3）	〃	〃	〃	31	60	60
〃	(神)35	〃（4）	〃	〃	〃	38	50	55
〃	(神)36	〃（5）	〃	〃	〃	39	20	50
〃	(神)37	根宇野（1）	〃	〃	根宇野	35	38	35
〃	(神)38	〃　（2）	〃	〃	〃	34	45	50
〃	(神)39	〃　（3）	〃	〃	〃	41	60	60
〃	(神)40	〃　（4）	〃	〃	〃	46	40	60
〃	(神)41	山田（1）	〃	〃	山田	49	45	70
〃	(神)42	〃（2）	〃	〃	〃	39	110	95
〃	(神)43	〃（3）	〃	〃	〃	37	75	195
〃	(神)44	〃（4）	〃	〃	〃	32	73	60
〃	(神)45	〃（5）	〃	〃	〃	40	55	60
〃	(神)46	奥猪篠（1）	〃	〃	猪篠奥猪篠	41	40	30
〃	(神)47	〃　（2）	〃	〃	〃	30	45	20
〃	(神)48	大山（1）	〃	〃	大山	33	80	80
〃	(神)49	〃（2）	〃	〃	〃	33	35	40
〃	(神)50	杉	〃	〃	杉	31	80	50
〃	(神)51	吉冨（1）	〃	〃	吉冨	40	45	40
〃	(神)52	〃（2）	〃	〃	〃	37	40	30
〃	(神)53	〃（3）	〃	〃	〃	40	50	50
〃	(神)54	〃（4）	〃	〃	〃	52	90	20
〃	(神)55	〃（5）	〃	〃	〃	52	60	60
〃	(神)56	〃（6）	〃	〃	〃	38	94	50
〃	(神)57	中村（1）	〃	〃	中村	35	33	40
〃	(神)58	〃（2）	〃	〃	〃	35	80	61
〃	(神)59	東柏尾（1）	〃	〃	東柏尾	34	40	101
〃	(神)60	〃　（2）	〃	〃	〃	33	45	60
〃	(神)61	〃　（3）	〃	〃	〃	37	64	60
〃	(神)62	〃　（4）	〃	〃	〃	36	57	40
〃	(神)63	〃　（5）	〃	〃	〃	45	70	10
〃	(神)64	柏尾（1）	〃	〃	柏尾	38	123	43
〃	(神)65	福山	〃	〃	福本福山	45	50	11
〃	(大) 1	鍛治	〃	〃	鍛治	44	90	25
〃	(大) 2	日和（1）	〃	〃	南小田日和	36	100	110
〃	(大) 3	渕	〃	〃	渕	36	55	33
〃	(大) 4	赤田	〃	〃	長谷赤田	32	100	83
〃	(大) 5	栗	〃	〃	栗比ノ原	41	70	64
〃	(大) 6	長谷（1）	〃	〃	長谷	30	110	42
〃	(大) 7	川上	〃	〃	川上	50	120	126
〃	(大) 8	大川原	〃	〃	長谷大川原	32	105	27
〃	(大) 9	為信	〃	〃	長谷為信	34	125	190
〃	(大)10	長谷（2）	〃	〃	長谷	30	45	37

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)11	平野（1）	神崎郡	神河町	上小田平野	54	64	45
〃	(大)12	〃（2）	〃	〃	〃	45	55	15
〃	(大)13	〃（3）	〃	〃	〃	34	46	27
〃	(大)14	上小田（1）	〃	〃	上小田	43	50	49
〃	(大)15	小原	〃	〃	上小田小原	43	85	54
〃	(大)16	横瀬（1）	〃	〃	南小田横瀬	36	108	86
〃	(大)17	〃（2）	〃	〃	〃	34	152	94
〃	(大)18	石田（1）	〃	〃	南小田石田	38	218	66
〃	(大)19	南小田（1）	〃	〃	〃	45	46	28
〃	(大)20	〃（2）	〃	〃	〃	42	71	44
〃	(大)21	宮野（1）	〃	〃	宮野	41	42	82
〃	(大)22	〃（2）	〃	〃	〃	37	125	48
〃	(大)23	高朝田	〃	〃	高朝田	39	100	110
人工	(大)24	上小田（2）	〃	〃	上小田	35	35	6
〃	(大)25	石田（2）	〃	〃	南小田石田	52	72	6

4　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅲ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神) 1	新田（1）	神崎郡	神河町	新田	43	170	135
〃	(神) 2	〃（2）	〃	〃	〃	37	150	80
〃	(神) 3	大畑（1）	〃	〃	大畑	52	155	160
〃	(神) 4	〃（2）	〃	〃	〃	36	190	175
〃	(神) 5	越知（1）	〃	〃	越知	34	158	190
〃	(神) 6	〃（2）	〃	〃	〃	39	148	144
〃	(神) 7	〃（3）	〃	〃	〃	37	150	125
〃	(神) 8	岩屋	〃	〃	岩屋	39	127	107
〃	(神) 9	山田（1）	〃	〃	山田	38	166	98
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	35	175	113
〃	(神)11	奥猪篠	〃	〃	猪篠奥猪篠	31	185	60
〃	(神)12	猪篠	〃	〃	〃	32	300	105
〃	(神)13	大山	〃	〃	大山	35	270	68
〃	(神)14	東柏尾	〃	〃	東柏尾	32	203	70
〃	(神)15	柏尾	〃	〃	柏尾	32	175	85
〃	(神)16	福本	〃	〃	福本	34	140	100
〃	(大) 1	比ノ原（1）	〃	〃	栗比ノ原	36	266	115
〃	(大) 2	〃（2）	〃	〃	〃	42	145	50
〃	(大) 3	片角	〃	〃	川上片角	39	180	120
〃	(大) 4	本村	〃	〃	長谷本村	36	262	144
〃	(大) 5	用田	〃	〃	大河用田	35	179	98
〃	(大) 6	大河	〃	〃	〃	43	145	62
〃	(大) 7	小原（1）	〃	〃	上小田小原	37	267	120
〃	(大) 8	〃（2）	〃	〃	〃	35	355	188
〃	(大) 9	横瀬（1）	〃	〃	南小田横瀬	35	129	114
〃	(大)10	〃（2）	〃	〃	〃	40	236	100
〃	(大)11	日和（1）	〃	〃	南小田日和	41	530	103
〃	(大)12	〃（2）	〃	〃	〃	40	200	92
〃	(大)13	宮野	〃	〃	宮野	41	593	172

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)14	高朝田	神崎郡	神河町	高朝田	42	123	113
〃	(大)15	上岩	〃	〃	上岩	39	326	128
〃	(大)16	比延	〃	〃	比延	40	123	46
〃	(大)17	新野	〃	〃	新野	36	178	207

5　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	粟賀町	粟賀町	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠	猪篠（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠	猪篠（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	井ノ口	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（4）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	堂河原	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋（5）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大河	大河	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河（3）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河（4）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	長谷	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河用田	用田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大畑	大畑（1） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（1） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（10） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（11） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（2） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（2） Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（3） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（3） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（4） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（5） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	大畑	大畑（5） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（6） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（6） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（7） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（8） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑（9） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大山	大山	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（4）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（4）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（5）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知（6）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知上越知	上越知	兵庫県告示第 1089 号
神河町	鍛冶	鍛冶	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶（3）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶（4）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	柏尾	柏尾	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	鍛冶南鍛冶	南鍛冶	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上小田	小原（1） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（1） Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	上小田	小原（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（2） Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（3） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（4） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（1） Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（2） Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（3） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（1） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（1） Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（2） Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（3） Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（1） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（3） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（4） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（5） Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	片角Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	片角Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	林Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	栗比ノ原	栗	兵庫県告示第 1090 号
神河町	栗比ノ原	比ノ原（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	栗比ノ原	比ノ原（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	作畑	作畑（1） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（2） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（3） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（3） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（4） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（5） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（6） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（7） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（8） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1） Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1） Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（2） Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	新田	新田 (2) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (2) Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (4) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (5) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (6) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新野	新野	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (5)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	寺前	寺前	兵庫県告示第 1090 号
神河町	中村	中村 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	中村	中村 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	長谷	長谷	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷赤田	赤田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷大川原	大川原	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷大川原	大川原	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷重行	重行 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷重行	重行 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	長谷 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	本村	兵庫県告示第 1090 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	長谷本村	本村（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	本村（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	東柏尾	東柏尾	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（4）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（5）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	福本福山	福山（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	福本福山	福山（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	淵	淵	兵庫県告示第 1090 号
神河町	渕	渕	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（4）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	山田	山田	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（3）	兵庫県告示第 1089 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	山田	山田 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (6)	兵庫県告示第 1089 号

１４．地すべり危険箇所一覧

1　地すべり危険箇所（農林水産部関係）

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)	指定年月日 備　考
		市　郡	区　町	大字小字		
441-地-1	越　知	神崎郡	神河町	越知川井	4.2	
445-地-1	上小田	〃	〃	上小田上ノ山	14.0	
445-地-2	栗	〃	〃	栗下賀谷	17.5	

2　土砂災害警戒区域（地すべり）

町名	大字名	小字名	公示番号
神河町	川上	林	兵庫県告示第 159 号
神河町	上小田	高倉	兵庫県告示第 159 号

１５．山地災害危険地区一覧

１　山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	位置				面積 (ha)	備考
		市・郡	区・町	大字	小字		
446　-1	柏尾（１）	神崎郡	神河町	柏尾	大嶽山	4.0	
-2	柏尾（２）	〃	〃	柏尾	大嶽山	15.0	
-3	東柏尾（１）	〃	〃	東柏尾	尾崎	2.0	
-4	東柏尾（２）	〃	〃	東柏尾		2.0	
-5	東柏尾（３）	〃	〃	東柏尾	大三角	2.0	
-6	猪篠	〃	〃	猪篠	東山田	17.0	
-7	山田	〃	〃	山田	米山	27.0	
-8	根宇野	〃	〃	根宇野	西次岩	8.0	
-9	岩屋（１）	〃	〃	岩屋		30.0	
-10	岩屋（２）	〃	〃	岩屋	椋谷	7.0	
-11	岩屋（３）	〃	〃	岩屋	椋谷	7.0	
-12	越知（１）	〃	〃	越知		7.0	
-13	越知（２）	〃	〃	越知		2.0	
-14	越知（３）	〃	〃	越知	荒田・垣内	5.0	
-15	越知（４）	〃	〃	越知	森坂	8.0	
-16	大畑（１）	〃	〃	大畑	仲山	8.0	
-17	大畑（２）	〃	〃	大畑	仲山	17.0	
-18	大畑（３）	〃	〃	大畑	宮ノ上	27.0	
-19	作畑（１）	〃	〃	作畑	ワリササ	4.0	
-20	作畑（２）	〃	〃	作畑	猪野・垣内	2.0	
-21	新田（１）	〃	〃	新田	火打野	6.0	
-22	新田（２）	〃	〃	新田	水ヶ原	4.0	
-23	作畑（３）	〃	〃	作畑	的場	2.0	
-24	大畑（４）	〃	〃	大畑	谷山	8.0	
-25	越知（５）	〃	〃	越知		6.0	
-26	岩屋　１	〃	〃	岩屋	種林	16.0	
-27	岩屋　２	〃	〃	岩屋	本谷	9.0	
-28	福本	〃	〃	福本	錦谷	4.0	
-29	新野（１）	〃	〃	新野	清水山	5.0	
-30	新野（２）	〃	〃	新野	松茸山	2.0	
-31	上小田（１）	〃	〃	上小田	向イ山	34.0	
-32	上小田（２）	〃	〃	上小田	久保	6.0	
-33	上小田（３）	〃	〃	上小田		4.0	
-34	上小田（４）	〃	〃	上小田	小原	16.0	
-35	南小田（１）	〃	〃	南小田	岩嶽	13.0	
-36	南小田（２）	〃	〃	南小田	クズリ	12.0	
-37	南小田（３）	〃	〃	南小田	東山	7.0	
-38	南小田（４）	〃	〃	南小田	日和山	3.0	
-39	宮野	〃	〃	宮野	壱谷	6.0	
-40	高朝田（１）	〃	〃	高朝田	イケヤ谷	20.0	
-41	高朝田（２）	〃	〃	高朝田	大ヘラ	15.0	
-42	高朝田（３）	〃	〃	高朝田	上山	6.0	
-43	寺前	〃	〃	寺前	白山	11.0	
-44	鍛治（１）	〃	〃	鍛治	西山根	6.0	
-45	鍛治（２）	〃	〃	鍛治	〃	7.0	
-46	大河（１）	〃	〃	大河	タラヤノ谷	6.0	
-47	長谷（１）	〃	〃	長谷	ヒラキ	11.0	
-48	長谷（２）	〃	〃	長谷	重林	8.0	

地区番号	地区名	位置				面積（ha）	備考
		市・郡	区・町	大字	小字		
446 -49	川上（1）	神崎郡	神河町	川上	モチノキ磯	11.0	
-50	川上（2）	〃	〃	川上	西ノ山	8.0	
-51	長谷（3）	〃	〃	長谷	笹野	11.0	
-52	長谷（4）	〃	〃	長谷	畔上	10.0	
-53	長谷（5）	〃	〃	長谷	西山	6.0	
-54	渕（1）	〃	〃	渕	向山	16.0	
-55	渕（2）	〃	〃	渕	日向山	6.0	
-56	栗	〃	〃	栗	浦林	7.0	
-57	大河	〃	〃	大河	才谷ノ下	14.0	
-58	鍛治	〃	〃	鍛治	八重ノ上	3.0	
-59	川上	〃	〃	川上	ナガソウ	9.0	
-60	長谷	〃	〃	長谷	下り松	1.0	
-61	南小田	〃	〃	南小田	峰山	15.0	
-62	大山	〃	〃	大山	内畑	5.0	
-63	山田	〃	〃	山田	大瀬山	2.0	
-65	岩屋　6	〃	〃	岩屋	赤岩ほか	100.0	
-66	越知　5	〃	〃	越知	荒田垣内	1.0	
-67	新田　3	〃	〃	新田	南水谷	2.0	
-68	比延	〃	〃	比延	久保田	3.0	
-69	越知　6	〃	〃	越知	深ダニ	55.0	
-70	上小田　5	〃	〃	上小田	尾原	16.0	
-71	作畑　4	〃	〃	作畑	マカリ谷	6.0	

2　崩壊土砂流出危険区域

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小　字	延長（m）	面積（ha）	
446 -1	柏尾（1）	神河町	柏尾	滝ノ奥	780	1.17	
-2	柏尾（2）	〃	柏尾	深谷	320	0.48	
-3	東柏尾（1）	〃	東柏尾	いしろ谷	550	0.83	
-4	東柏尾（2）	〃	東柏尾	宮ノ谷	930	1.40	
-5	東柏尾（3）	〃	東柏尾	市場山	680	2.04	
-6	杉（1）	〃	杉	入炭	1,830	5.49	
-7	杉（2）	〃	杉		1,540	4.62	
-8	大山（1）	〃	大山	小谷	1,410	5.08	
-9	大山（2）	〃	大山		1,130	1.36	
-10	猪篠（1）	〃	猪篠	今西	570	1.37	
-11	猪篠（2）	〃	猪篠	西山	1,080	3.24	
-12	猪篠（3）	〃	猪篠	峠	1,860	2.79	
-13	猪篠（4）	〃	猪篠	奥山	320	0.96	
-14	猪篠（5）	〃	猪篠	堂山	1,060	4.13	
-15	猪篠（6）	〃	猪篠	奥山	1,900	5.70	
-16	越知（1）	〃	越知	深ダワ	1,100	3.30	
-17	猪篠（7）	〃	猪篠	東山田	760	2.28	
-18	大山（3）	〃	大山	宮谷	620	0.93	
-19	大山（4）	〃	大山	中尾	1,570	5.65	
-20	山田	〃	山田	中野	2,160	7.13	
-21	根宇野　1	〃	山田	根宇野	560	1.68	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小 字	延長 (m)	面積 (ha)	
446-22	根宇野　2	〃	根宇野	西次岩	2,270	6.81	
-23	根宇野（3）	神河町	根宇野	宮の尾	1,760	5.28	
-24	岩屋（1）	〃	岩屋	宮ノ谷	580	0.87	
-25	越知（2）	〃	越知		320	0.52	
-26	越知（3）	〃	越知	荒田垣内	300	0.63	
-27	越知（4）	〃	越知	加寺	710	2.13	
-28	大畑（1）	〃	大畑	水井谷	1,320	3.96	
-29	大畑（2）	〃	大畑	〃	1,120	2.69	
-30	作畑（1）	〃	作畑	長谷	1,120	3.36	
-31	新田（1）	〃	新田	上垣内	990	1.49	
-32	新田（2）	〃	新田	センタニノキ	550	1.56	
-33	新田（3）	〃	新田	火打原	800	3.60	
-34	新田（4）	〃	新田	水無し	390	0.94	
-35	新田（5）	〃	新田		930	1.95	
-36	作畑（2）	〃	作畑	持谷	1,520	4.56	
-37	作畑（3）	〃	作畑	俵野	900	2.70	
-38	作畑（4）	〃	作畑	火釜	710	2.13	
-39	大畑（3）	〃	大畑	谷山	2,290	6.87	
-40	大畑（4）	〃	大畑	南山	1,090	3.27	
-41	岩屋（2）	〃	岩屋	福岩	520	1.56	
-42	根宇野（4）	〃	根宇野	明神谷	1,970	6.50	
-43	根宇野（5）	〃	根宇野	大滑	1,540	5.08	
-44	根宇野（6）	〃	根宇野	大滑	870	1.83	
-45	根宇野（7）	〃	根宇野	太代尾	420	0.63	
-46	根宇野（8）	〃	根宇野	笠形山	2,210	3.58	
-47	中村（1）	〃	中村	大滑	1,790	5.37	
-48	中村（2）	〃	中村	城山	1,020	2.45	
-49	福本	〃	福本	十里谷	670	2.01	
-50	作畑	〃	作畑	朝ヶ谷	1,360	2.45	
-51	福本　3	〃	福本	中茶屋山	210	0.13	
-52	越知　5	〃	越知	大蔵	1,390	2.92	
-53	吉富　1	〃	吉冨	焼ヶ谷	1,860	1.12	
-54	吉富　2	〃	吉冨	イギロ	740	0.44	
-55	吉富　3	〃	吉冨	ナメラ	380	0.46	
-56	新田（6）	〃	新田	俵野	220	0.36	
-57	新野（1）	〃	新野	内山	1,130	2.71	
-58	新野（2）	〃	新野	ニガ谷	270	0.65	
-59	新野（3）	〃	新野	大谷山	930	1.40	
-60	比延	〃	比延	本城	630	4.73	
-61	上岩	〃	上岩		1,430	5.15	
-62	高朝田（1）	〃	高朝田	奥山	1,430	4.29	
-63	高朝田　2	〃	高朝田	高ノ尾	1,420	4.69	
-64	宮野（1）	〃	宮野	岩ヶ谷	2,000	12.60	
-65	宮野（2）	〃	宮野	東山	900	1.35	
-66	南小田（1）	〃	南小田	片岡谷	350	0.53	
-67	南小田（2）	〃	南小田	本谷	760	1.82	
-68	南小田（3）	〃	南小田	和入道	870	1.57	
-69	南小田（4）	〃	南小田	和入道	1,090	1.64	
-70	南小田（5）	〃	南小田	和入道	10	0.01	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小字	延長(m)	面積(ha)	
446-71	南小田（６）	〃	南小田	榊谷	1,730	5.19	
-72	上小田（１）	〃	上小田	ヲソ谷	500	1.50	
-73	上小田（２）	神河町	上小田	ヲソ谷	1,210	2.18	
-74	上小田（３）	〃	上小田	ヲソ谷	1,480	4.44	
-75	上小田（４）	〃	上小田	向イ山	1,470	4.41	
-76	上小田（５）	〃	上小田		1,110	2.66	
-77	上小田（６）	〃	上小田	大畑	560	1.18	
-78	上小田（７）	〃	上小田	大畑	1,190	3.57	
-79	上小田（８）	〃	上小田	久保	280	0.42	
-80	上小田（９）	〃	上小田	上ノ山	480	7.08	
-81	上小田（１０）	〃	上小田	宮ノ谷	440	1.06	
-82	上小田（１１）	〃	上小田	尾原	850	2.55	
-83	南小田（７）	〃	南小田	東山	120	0.18	
-84	南小田（８）	〃	南小田	東山	610	0.92	
-85	渕	〃	渕	石穴	510	1.22	
-86	南小田（９）	〃	南小田	古屋敷	630	0.95	
-87	南小田（１０）	〃	南小田	庚申谷	530	1.27	
-88	高朝田（３）	〃	高朝田	滝山	710	1.70	
-89	高朝田（４）	〃	高朝田	奥ノ谷	440	0.66	
-90	寺前	〃	寺前	城山	850	2.55	
-91	鍛治（１）	〃	鍛治		220	0.33	
-92	鍛治（２）	〃	鍛治	西山根	770	1.16	
-93	大河（１）	〃	大河	西山	620	1.49	
-94	大河（２）	〃	大河	ミクゴ	1,300	3.90	
-95	長谷（１）	〃	長谷	狐場	430	1.03	
-96	長谷（２）	〃	長谷	狐場	440	1.06	
-97	長谷（３）	〃	長谷	カラ谷	780	1.17	
-98	長谷（４）	〃	長谷	ムク谷	1,100	2.31	
-99	川上（１）	〃	川上	犬山	1,020	3.06	
-100	川上（２）	〃	川上	オノセ谷	1,670	5.01	
-101	川上（３）	〃	川上	小屋ヶ谷	820	1.23	
-102	川上（４）	〃	川上	ハタギリ	1,230	3.69	
-103	川上（５）	〃	川上	寺谷	460	0.69	
-104	川上（６）	〃	川上	チメラ谷	1,330	3.99	
-105	川上（７）	〃	川上	シキオドシ	1,440	4.32	
-106	川上（８）	〃	川上	石ノ元	740	1.11	
-107	川上（９）	〃	川上	水谷	980	2.06	
-108	川上（１０）	〃	川上	入スミ	1,160	1.74	
-109	川上（１１）	〃	川上	片角	610	1.46	
-110	川上（１２）	〃	川上	東ハラジ	1,120	1.68	
-111	長谷（５）	〃	長谷	滝谷	1,430	4.29	
-112	長谷（６）	〃	長谷	滝谷	1,520	0.46	
-113	長谷（７）	〃	長谷	奥林	960	1.44	
-114	南小田（１１）	〃	南小田	石原	1,320	1.98	
-115	長谷（８）	〃	長谷	梅ヶ谷	1,240	3.72	
-116	大河（３）	〃	大河	箱殿畠	1,820	8.74	
-117	川上（１３）	〃	川上	ヲノセ谷	700	1.13	
-118	新野（４）	〃	新野	小谷	320	0.52	
-119	長谷（９）	〃	長谷	本谷	1,000	0.90	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小字	延長（m）	面積（ha）	
446-120	長谷	〃	長谷	タカム子	850	0.77	
-121	岩屋	〃	岩屋	馬渕	970	0.87	
-122	東柏尾	〃	東柏尾	市場山	770	0.69	
-123	福本	神河町	福本	久保谷	580	0.35	
-124	大山	〃	大山	大谷	1,580	2.56	
-125	作畑（１）	〃	作畑	水谷	250	0.15	
-125	中村（３）	〃	中村	横谷	480	0.92	
-126	作畑（２）	〃	作畑	水谷	400	0.24	
-126	中村（４）	〃	中村	トカノ尾	1,360	0.82	
-127	作畑（３）	〃	作畑	水谷	490	0.29	
-127	大山（６）	〃	大山	間谷	870	0.52	
-128	大河（３）	〃	大河	東山	880	0.53	
-129	川上（４）	〃	川上	ハタギリ	450	0.41	
-130	カベス	〃	新田	カベス	210	0.25	
-131	川上	〃	川上	ナガソウ	360	1.08	

１６．土砂災害（特別）警戒区域一覧　※「●」は、土砂災害特別警戒区域を示す

１　急傾斜地の崩壊

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
林Ⅰ	134020001	川上	●
川上(3)Ⅰ	134020002	川上	●
川上(1)Ⅰ	134020003	川上	●
川上(2)Ⅰ	134020004	川上	●
川上(5)Ⅰ	134020005	川上	●
川上(4)Ⅰ	134020006	川上	●
片角Ⅰ	134020007	川上	
片角Ⅲ	134020008	川上	●
川上Ⅱ	134020009	川上	●
平野(1)Ⅰ	134020010	上小田	
平野(1)Ⅱ	134020011	上小田	
平野(2)Ⅱ	134020012	上小田	●
平野(3)Ⅱ	134020013	上小田	
平野(2)Ⅰ	134020014	上小田	●
上小田(2)Ⅰ	134020015	上小田	
上小田(3)Ⅰ	134020016	上小田	
小原(3)Ⅰ	134020017	上小田	●
上小田(2)Ⅱ	134020018	上小田	
小原(1)Ⅲ	134020019	上小田	●
小原(4)Ⅰ	134020020	上小田	●
上小田(1)Ⅱ	134020021	上小田	●
小原(2)Ⅰ	134020022	上小田	●
小原Ⅱ	134020023	上小田	
小原(2)Ⅲ	134020024	上小田	●
小原(1)Ⅰ	134020025	上小田	●
新田Ⅰ	134010001	新田	●
新田(1)Ⅲ	134010002	新田	●
新田(1)Ⅱ	134010003	新田	●
新田(2)Ⅱ	134010004	新田	●
新田(2)Ⅰ	134010005	新田	●
新田(1)Ⅰ	134010006	新田	●
新田(2)Ⅲ	134010007	新田	●
新田(4)Ⅰ	134010008	新田	●
新田(6)Ⅱ	134010009	新田	●
新田(5)Ⅱ	134010010	新田	●
作畑Ⅰ	134010011	作畑	●
作畑(1)Ⅱ	134010012	作畑	●
作畑(3)Ⅰ	134010013	作畑	●
作畑(2)Ⅱ	134010014	作畑	●
作畑(3)Ⅱ	134010015	作畑	●
作畑(4)Ⅱ	134010016	作畑	●
作畑(5)Ⅱ	134010017	作畑	●
作畑(6)Ⅱ	134010018	作畑	●
作畑(7)Ⅱ	134010019	作畑	●
作畑(2)Ⅰ	134010020	作畑	●
作畑(8)Ⅱ	134010021	作畑	●
大畑(1)Ⅱ	134010022	大畑	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
大畑(2)Ⅱ	134010023	大畑	●
大畑(3)Ⅱ	134010024	大畑	●
大畑(5)Ⅱ	134010025	大畑	●
大畑(4)Ⅰ	134010026	大畑	●
大畑(5)Ⅰ	134010027	大畑	●
大畑(6)Ⅱ	134010028	大畑	●
大畑(2)Ⅰ	134010029	大畑	●
大畑(7)Ⅱ	134010030	大畑	●
大畑(8)Ⅱ	134010031	大畑	●
大畑(3)Ⅰ	134010032	大畑	●
大畑(1)Ⅰ	134010033	大畑	●
大畑(9)Ⅱ	134010034	大畑	●
大畑(10)Ⅱ	134010035	大畑	●
大畑(6)Ⅰ	134010036	大畑	●
大畑(2)Ⅲ	134010037	大畑	●
大畑(11)Ⅱ	134010038	大畑	●
澤Ⅲ	135000131	新野	
上越知Ⅰ	134010039	越知	●
越知 (3) Ⅰ	134010040	越知	●
越知 (4) Ⅰ	134010041	越知	●
越知 (6) Ⅰ	134010042	越知	●
越知 (2) Ⅰ	134010043	越知	●
越知 (5) Ⅰ	134010044	越知	●
越知 (1) Ⅰ	134010045	越知	●
越知 (1) Ⅱ	134010046	越知	
越知 (2) Ⅱ	134010047	越知	●
越知 (3) Ⅱ	134010048	越知	●
越知 (4) Ⅱ	134010049	越知	●
越知 (1) Ⅲ	134010050	越知	●
越知 (2) Ⅲ	134010051	越知	●
越知 (3) Ⅲ	134010052	越知	●
猪篠 (1) Ⅰ	134010053	猪篠	●
猪篠 (2) Ⅰ	134010054	猪篠	
奥猪篠 (1) Ⅱ	134010055	猪篠	●
奥猪篠 (2) Ⅱ	134010056	猪篠	●
奥猪篠Ⅲ	134010057	猪篠	●
大山 (2) Ⅰ	134010058	大山	●
大山 (1) Ⅰ	134010059	大山	●
大山 (1) Ⅱ	134010060	大山	●
大山 (2) Ⅱ	134010061	大山	●
大山Ⅲ	134010062	大山	●
岩屋 (1) Ⅰ	134010063	岩屋	●
井ノ口Ⅰ	134010064	岩屋	●
岩屋Ⅰ	134010065	岩屋	
岩屋 (1) Ⅱ	134010066	岩屋	●
岩屋 (2) Ⅱ	134010067	岩屋	●
岩屋 (3) Ⅱ	134010068	岩屋	●
岩屋 (4) Ⅱ	134010069	岩屋	●
堂河原Ⅱ	134010070	岩屋	●
岩屋 (5) Ⅱ	134010071	岩屋	●
岩屋Ⅲ	134010072	岩屋	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
根宇野（2） Ⅰ	134010073	根宇野	●
根宇野（1） Ⅰ	134010074	根宇野	●
根宇野（3） Ⅰ	134010075	根宇野	●
根宇野（1） Ⅱ	134010076	根宇野	
根宇野（2） Ⅱ	134010077	根宇野	●
根宇野（3） Ⅱ	134010078	根宇野	●
根宇野（4） Ⅱ	134010079	根宇野	●
山田（2） Ⅰ	134010080	山田	●
山田Ⅰ	134010081	山田	●
山田（3） Ⅰ	134010082	山田	●
山田（1） Ⅱ	134010083	山田	●
山田（2） Ⅱ	134010084	山田	●
山田（3） Ⅱ	134010085	山田	●
山田（4） Ⅱ	134010086	山田	
山田（5） Ⅱ	134010087	山田	●
山田（1） Ⅲ	134010088	山田	●
山田（2） Ⅲ	134010089	山田	●
中村（1） Ⅱ	134010090	中村	●
中村（2） Ⅱ	134010091	中村	●
吉冨Ⅰ	134010092	吉冨	●
吉冨（1） Ⅱ	134010093	吉冨	
吉冨（2） Ⅱ	134010094	吉冨	●
吉冨（6） Ⅱ	134010095	吉冨	●
吉冨（4） Ⅱ	134010096	吉冨	●
吉冨（5） Ⅱ	134010097	吉冨	●
東柏尾Ⅲ	134010098	東柏尾	
東柏尾（2） Ⅱ	134010099	東柏尾	●
東柏尾（3） Ⅱ	134010100	東柏尾	●
東柏尾（4） Ⅱ	134010101	東柏尾	●
東柏尾（5） Ⅱ	134010102	東柏尾	●
粟賀町Ⅰ	134010103	粟賀町	●
柏尾Ⅲ	134010104	柏尾	●
柏尾（3） Ⅰ	134010105	柏尾	●
柏尾（1） Ⅰ	134010106	柏尾	●
柏尾（2） Ⅰ	134010107	柏尾	●
柏尾（1） Ⅱ	134010108	柏尾	●
福山（2） Ⅰ	134010109	福本	●
福山（1） Ⅰ	134010110	福本	
渕Ⅰ	134020026	渕	●
渕Ⅱ	134020027	渕	●
栗Ⅱ	134020028	長谷	●
比ノ原（1） Ⅲ	134020029	長谷	●
比ノ原（2） Ⅲ	134020030	長谷	●
長谷Ⅰ	134020031	長谷	
長谷（3） Ⅰ	134020032	長谷	●
長谷（4） Ⅰ	134020033	長谷	●
大川原Ⅰ	134020034	長谷	●
本村（2） Ⅰ	134020035	長谷	●
長谷（1） Ⅰ	134020036	長谷	
本村（1） Ⅰ	134020037	長谷	●
長谷（2） Ⅰ	134020038	長谷	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
重行（2）Ⅰ	134020039	長谷	●
重行（1）Ⅰ	134020040	長谷	●
為信Ⅰ	134020041	長谷	●
為信（2）Ⅰ	134020042	長谷	●
大川原Ⅱ	134020043	長谷	●
赤田Ⅱ	134020044	長谷	●
長谷（1）Ⅱ	134020045	長谷	●
為信Ⅱ	134020046	長谷	●
長谷（2）Ⅱ	134020047	長谷	●
本村Ⅲ	134020048	長谷	●
横瀬Ⅰ	134020049	南小田	
横瀬Ⅰ	134020050	南小田	●
石田（2）Ⅰ	134020051	南小田	●
石田（1）Ⅰ	134020052	南小田	●
石田（4）Ⅰ	134020053	南小田	●
南小田Ⅰ	134020054	南小田	●
日和（2）Ⅰ	134020055	南小田	●
日和（1）Ⅰ	134020056	南小田	
横瀬（1）Ⅱ	134020057	南小田	
横瀬（2）Ⅱ	134020058	南小田	●
石田（1）Ⅱ	134020059	南小田	●
石田（2）Ⅱ	134020060	南小田	
南小田（1）Ⅱ	134020061	南小田	●
南小田（2）Ⅱ	134020062	南小田	
日和（1）Ⅱ	134020063	南小田	●
横瀬（1）Ⅲ	134020064	南小田	●
日和（1）Ⅲ	134020065	南小田	●
日和（2）Ⅲ	134020066	南小田	●
大河（3）Ⅰ	134020067	大河	
大河（4）Ⅰ	134020068	大河	●
長谷Ⅰ	134020069	大河	●
大河（1）Ⅰ	134020070	大河	●
大河（2）Ⅰ	134020071	大河	●
用田Ⅲ	134020072	大河	●
大河Ⅲ	134020073	大河	●
宮野（1）Ⅰ	134020074	宮野	●
宮野（2）Ⅰ	134020075	宮野	●
宮野（1）Ⅱ	134020076	宮野	●
宮野（2）Ⅱ	134020077	宮野	●
鍛冶（2）Ⅰ	134020078	鍛冶	●
鍛冶（3）Ⅰ	134020079	鍛冶	
鍛冶（1）Ⅰ	134020080	鍛冶	●
鍛冶（4）Ⅰ	134020081	鍛冶	●
南鍛冶Ⅰ	134020082	鍛冶	●
鍛冶Ⅱ	134020083	鍛冶	●
高朝田（2）Ⅰ	134020084	高朝田	●
高朝田（1）Ⅰ	134020085	高朝田	●
高朝田Ⅱ	134020086	高朝田	●
上岩（2）Ⅰ	134020087	上岩	
上岩Ⅰ	134020088	上岩	●
上岩Ⅲ	134020089	上岩	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
寺前Ⅰ	134020090	寺前	
新野（2）Ⅰ	134020091	比延	●
新野（3）Ⅰ	134020092	新野	●
新野（1）Ⅰ	134020093	新野	●
新野（4）Ⅰ	134020094	新野	●
新野（5）Ⅰ	134020095	新野	●
新野Ⅲ	134020096	新野	●

2　土石流

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
登り川Ⅰ	234020001	川上	
上寺谷川Ⅰ	234020002	川上	
犬見川Ⅰ	234020003	川上	●
スイ谷川Ⅰ	234020004	川上	
入ミス谷川Ⅰ	234020005	川上	
川上左谷Ⅰ	234020006	川上	●
尾ノ瀬川Ⅰ	234020007	川上	●
大畑谷川Ⅰ	234020008	上小田	
高倉谷川Ⅱ	234020009	上小田	
向山谷川左谷Ⅱ	234020010	上小田	●
向山谷川右谷Ⅱ	234020011	上小田	
上小田川右谷Ⅰ	234020012	上小田	
上小田川左谷Ⅰ	234020013	上小田	
下田川Ⅱ	234020014	上小田	
小原谷Ⅰ	234020015	上小田	
西小原谷Ⅱ	234020016	上小田	
曲谷川Ⅰ	234010001	新田	●
新田川Ⅱ	234010002	新田	●
新田上谷Ⅰ	234010003	新田	
新田中谷Ⅱ	234010004	新田	
新田下谷Ⅱ	234010005	新田	
作畑上谷Ⅱ	234010006	作畑	●
作畑東谷Ⅰ	234010007	作畑	●
石風呂川Ⅰ	234010008	作畑	
作畑中谷Ⅱ	234010009	作畑	●
吹上谷川東谷Ⅱ	234010010	作畑	
吹上谷川Ⅰ	234010011	作畑	●
吹上川Ⅰ	234010012	作畑	●
作畑下谷Ⅱ	234010013	作畑	●
下村谷Ⅰ	234010014	作畑	
近松川Ⅰ	234010015	作畑	
大畑北谷Ⅱ	234010016	大畑	●
大畑上谷Ⅱ	234010017	大畑	●
長谷Ⅱ	234010018	大畑	
長谷南谷Ⅱ	234010019	大畑	●
谷山川北谷Ⅰ	234010020	大畑	●
谷山川南谷Ⅰ	234010021	大畑	
谷山川Ⅰ	234010022	大畑	
大畑西谷Ⅰ	234010023	大畑	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
飯森谷Ⅱ	234010024	大畑	
上越知上谷Ⅰ	234010025	越知	
上越知右谷Ⅰ	234010026	越知	
東別谷Ⅰ	234010027	越知	
大畑下谷Ⅱ	234010028	越知	
上越知左谷Ⅱ	234010029	越知	
上越知右支渓Ⅱ	234010030	越知	
上越知下谷Ⅱ	234010031	越知	
追上川北谷Ⅰ	234010032	猪篠	●
追上川中谷Ⅰ	234010033	猪篠	
追上川東谷Ⅰ	234010034	猪篠	
上追上川左支渓Ⅰ	234010035	猪篠	●
上追上川Ⅰ	234010036	猪篠	●
追上川南谷Ⅰ	234010037	猪篠	
今西川Ⅰ	234010038	猪篠	●
奥猪篠川Ⅰ	234010039	猪篠	
奥猪篠川第一右支渓Ⅰ	234010040	猪篠	
奥猪篠川第二右支渓Ⅰ	234010041	猪篠	●
奥猪篠川第三右支渓Ⅰ	234010042	猪篠	
奥猪篠川第四右支渓Ⅰ	234010043	猪篠	
奥猪篠川第六右支渓Ⅰ	234010044	猪篠	
奥猪篠川第七右支渓Ⅰ	234010045	猪篠	
奥猪篠川第一左支渓Ⅱ	234010046	猪篠	●
奥猪篠川第二左支渓Ⅱ	234010047	猪篠	●
奥猪篠川第三左支渓Ⅱ	234010048	猪篠	●
奥猪篠川第五右支渓Ⅱ	234010049	猪篠	
下今西川谷Ⅱ	234010050	猪篠	●
大山北谷Ⅰ	234010051	大山	●
大山上谷Ⅰ	234010052	大山	
小谷川Ⅰ	234010053	大山	
大山下谷Ⅰ	234010054	大山	●
北山川Ⅱ	234010055	大山	●
大山谷Ⅱ	234010056	大山	
南上川Ⅰ	234010057	杉	●
中の谷川左支渓Ⅰ	234010058	杉	●
中の谷川Ⅰ	234010059	杉	
かづら谷Ⅰ	234010060	杉	
右中谷川谷Ⅱ	234010061	杉	
岩屋上谷Ⅰ	234010062	岩屋	
段条川Ⅰ	234010063	岩屋	
奥谷川下谷Ⅰ	234010064	岩屋	
奥谷川中谷Ⅰ	234010065	岩屋	
岩屋下谷Ⅰ	234010066	岩屋	
高坂川Ⅱ	234010067	岩屋	
奥谷川上谷Ⅱ	234010068	岩屋	●
神明谷川Ⅱ	234010069	岩屋	
根宇野東谷Ⅰ	234010070	根宇野	
根宇野西谷Ⅰ	234010071	根宇野	
野尻谷川Ⅰ	234010072	根宇野	
石枕川Ⅰ	234010073	根宇野	
根宇谷川Ⅰ	234010074	根宇野	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
根宇谷川右支渓Ⅰ	234010075	根宇野	
根宇野南谷Ⅱ	234010076	根宇野	
中島川Ⅰ	234010077	山田	
午房谷川Ⅰ	234010078	山田	
山田上谷Ⅰ	234010079	山田	
山田下谷Ⅰ	234010080	山田	●
東山谷川Ⅰ	234010081	中村	
東山谷川第一左支渓Ⅰ	234010082	中村	
東山谷川第二左支渓Ⅰ	234010083	中村	●
東山谷川第三左支渓Ⅰ	234010084	中村	
東山谷川第四左支渓Ⅰ	234010085	中村	
野上川Ⅰ	234010086	吉冨	
春日神社谷Ⅰ	234010087	吉冨	
吉冨川左支渓Ⅰ	234010088	吉冨	
法楽寺西谷Ⅰ	234010089	吉冨	
吉冨川Ⅱ	234010090	吉冨	
東柏尾上谷Ⅰ	234010091	東柏尾	
桜華谷Ⅰ	234010092	東柏尾	
粟賀川下谷Ⅱ	234010093	東柏尾	
粟賀川上谷Ⅱ	234010094	東柏尾	
東柏尾下谷Ⅱ	234010095	東柏尾	●
粟賀谷Ⅱ	234010096	粟賀町	
柏尾川Ⅰ	234010097	柏尾	
福本川Ⅰ	234010098	福本	
福本上谷Ⅰ	234010099	福本	
中茶屋川Ⅰ	234010100	福本	
福山川Ⅰ	234010101	福本	
福本右谷Ⅱ	234010102	福本	●
福本中谷Ⅱ	234010103	福本	●
福本下谷Ⅱ	234010104	福本	●
渕谷Ⅰ	234020017	栗	●
長谷左谷Ⅰ	234020018	長谷	●
長谷右谷Ⅰ	234020019	長谷	
足尾川Ⅰ	234020020	長谷	●
本村谷Ⅰ	234020021	長谷	●
奥村谷川Ⅰ	234020022	長谷	
本谷川Ⅰ	234020023	長谷	
谷垣内川Ⅰ	234020024	長谷	
長谷上谷Ⅱ	234020025	長谷	●
梅ヶ谷川Ⅱ	234020026	長谷	●
大田川Ⅰ	234020027	南小田	●
タヌキ谷川Ⅰ	234020028	南小田	●
和入道谷川Ⅰ	234020029	南小田	
中谷川Ⅰ	234020030	南小田	
クズリ谷川Ⅰ	234020031	南小田	
三谷川Ⅰ	234020032	南小田	●
クズリ谷川下谷Ⅰ	234020033	南小田	
古尾谷川Ⅰ	234020034	南小田	
あやかし谷Ⅱ	234020035	南小田	
かれもみ谷Ⅱ	234020036	南小田	
ミクゴ谷川Ⅰ	234020037	大河	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
治耕川Ⅰ	234020038	大河	●
上ノ山谷川Ⅱ	234020039	大河	
オベラ谷川Ⅱ	234020040	大河	●
治耕川上谷Ⅱ	234020041	大河	
北中谷川Ⅰ	234020042	宮野	
掛ヶ谷川Ⅰ	234020043	宮野	
鍛冶川Ⅰ	234020044	鍛冶	
寺前谷Ⅰ	234020045	鍛冶	
上三山谷川Ⅰ	234020046	高朝田	●
高朝田川右谷Ⅰ	234020047	高朝田	
高朝田川左谷Ⅰ	234020048	高朝田	
東高朝田谷Ⅱ	234020049	高朝田	
城山谷川左谷Ⅰ	234020050	上岩	●
城山谷川右谷Ⅰ	234020051	上岩	
城山谷川右支渓Ⅰ	234020052	上岩	
奥田谷川Ⅰ	234020053	上岩	●
本城谷川Ⅰ	234020054	比延	
市川水源西脇谷川Ⅰ	234020055	新野	
西脇谷川右支渓Ⅰ	234020056	新野	
西脇谷川Ⅰ	234020057	新野	
岡崎川Ⅰ	234020058	新野	
新野谷Ⅰ	234020059	新野	
御所谷Ⅰ	234020060	新野	

3　地滑り

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
林	334020001	川上	
高倉	334020002	上小田	

１７．神河町消防団の組織及び担当区域

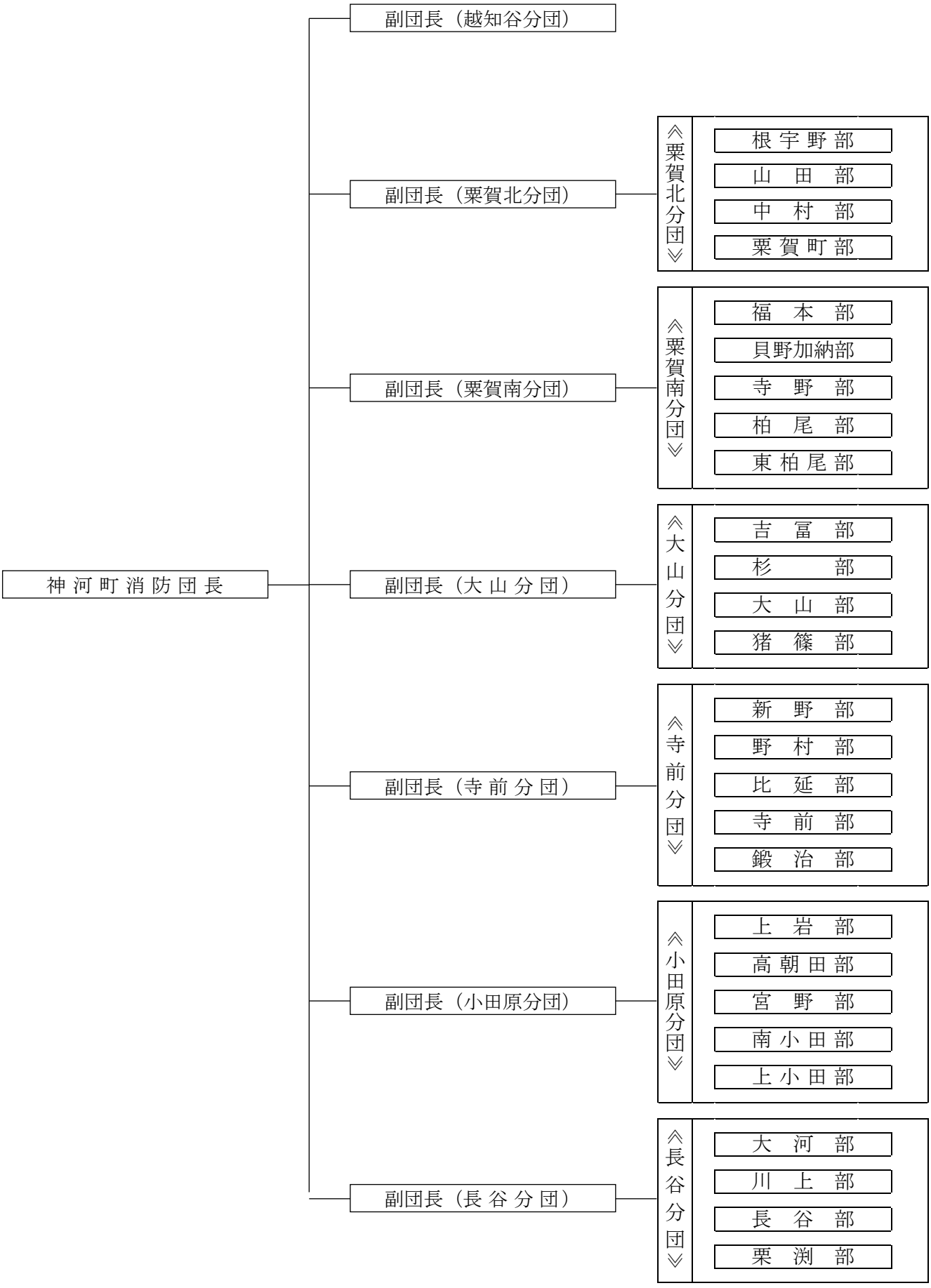

１８．水防倉庫資機材備蓄状況一覧

（令和７年２月１日）

	土のう袋 枚	なわ 巻	杭 本	番線 本	ロープ m	玄翁 丁	掛矢 丁	角スコップ 丁	剣スコップ 丁	ノコギリ 丁	なた 丁	じょれん 丁	つるはし 丁	ペンチ 丁
本部防災倉庫	5,600				90	2	3	11	19			16	8	
神崎水防倉庫	0	10	200	400	90		3	10	10			10	3	
長谷水防倉庫	600				90		5	10	10			10	5	
越知水防倉庫	2,400	10	200	400	60		10	10	10	5	5	10	10	5

	箕	ハンマー 丁	クリッパー 丁	バール 丁	一輪車 台	水中ポンプ 台	チェンソー 台	油圧カッター(手動式) 台	エンジンカッタ 台
本部防災倉庫	8			5	4	1	7	1	5
神崎水防倉庫				6	4				
長谷水防倉庫				5	4				
越知水防倉庫		1	5	5	4				

１９．防災倉庫資機材備蓄状況一覧

１　本部防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　名	数　量	仕　様　等
主食	１，６６０	アルファー化米５年保存（五目御飯ほか）
かゆ	５５０	アルファー化米５年保存（梅粥）
毛布	３０	1.9m･1.4m
発電機付投光器	1	メタルハライド２灯式投光器
発電機付投光器	1	ＬＥＤバルーン投光器（総務省貸与品）
懐中電灯	３０	日立強力ライト（単一6個）
キャップライト	２０	
浄水装置	1	ＨＯＮＤＡ　ＷＢ１０
発電機	2	ヤマハＥＦ7Ｈ、マキタＧＩ1200Ａ
手動式油圧カッター	1	ホルマト社製ＨＣＴ4120（総務省貸与品）
エンジンカッター	5	新ダイワＥＣ90、ハスクバーナーK760（総務省貸与品）･2機 ハスクバーナ製　K760N 14 インチ×2 機
チェーンソー	7	ハスクバーナー240ｅ･2機、445ｅｌｌ（総務省貸与品）･2機 新ダイワ製　E1427S 300㎜×3機
ストライカー	1	携帯用コンクリート破砕器具（総務省貸与品）
パイプテント	１２	２間･３間、３間･４間
簡易テント	１１	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	４６	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
簡易ベッド	１１	ホシノ　BDK-174
大型エアーテント	1	発電機、暖房機及び照明付（総務省貸与品）
スポットクーラー	2	総務省貸与品
石油ストーブ	1	総務省貸与品
組立トイレ（便槽型）	5	ライジングファーム　ドーント・コイ
災害弱者用仮設トイレ	1	木村技研ベンクイック
携帯トイレ	１，８５０	災害用排便処理袋セット　G−200M
マスク	１８，３００	不織布マスク
ウェットティッシュ	４０	アルコール製
おしりふき	１３６	乳幼児用　１００枚入り
哺乳瓶消毒液	１３	乳幼児用乳首除菌剤
哺乳瓶消毒ケース	１２	乳幼児用
哺乳瓶	５５	乳幼児用　使い捨て
ブルーシート	１１	3.6*5.4
バケツ	１２	

カイロ	２１０	桐灰貼るカイロ
担架	2	
救命胴衣	8	
バリケード	５０	

2　神河中学校備蓄倉庫　（令和７年２月１日）

品　名	数　量	仕　様　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア他　500mℓ
毛布	３１７	1.9m･1.4m
タオル	１７０	10枚･17
トイレ紙	９６	12ロール･8
ポリバケツ	６０	タフバケツ13型　30･3箱
生理用品	１，００６	ナプキン　24個･39パック　43個･10パック
子ども用おむつ	４８０	Mサイズ60枚･10パック
大人用おむつ	１８０	Mサイズ20枚･9パック
仮設トイレ	5	ライジングファーム　ドーント・コイ
簡易トイレ	1	スケットイレ用便座
簡易トイレ用テント	1	スケットイレ用テント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
簡易トイレ	５００	スケットイレ（５セット･１０個）
災害弱者用仮設トイレ	2	木村技研ベンクイック
ポリタンク	２９	非常用水　20Ｌ
哺乳瓶消毒ケース	6	乳幼児用
三角巾	１００	応急救護用三角巾
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットポンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500mℓ
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500mℓ
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	9	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	３０	桐灰貼るカイロ
特設公衆電話	2	Panasonic　VE-F04-W
組立式応急給水ﾀﾝｸ（LCｺﾝﾃﾅ）	1	全天候性　1,000□

3　神崎水防倉庫　（令和７年２月１日）

品　名	数　量	仕　様
粉ミルク	６２４	48袋（27ｇ/袋）･13箱
離乳食	１０５	キューピーベビーフード　（5カ月～、7カ月～、9カ月）

飲料	２４	キンパイアクア　500㎖
哺乳瓶	６６	Clovis Babyステリボトル
毛布	２４７	1.9m･1.4m
タオル	３００	85cm･33cm
トイレ紙	１２０	（6ロール･10袋）･2箱（12ロールで1セット）
非常用飲料水袋	２００	６ﾘｯﾄﾙ用背負い式兼用
生理用品	１，４０４	（39個･2パック）･18箱
子ども用おむつ（Big）	１１４	
子ども用おむつ（L）	２２０	
子ども用おむつ（M）	２５２	63枚･4箱
大人用おむつ	２７０	30枚･7パック、パット24枚･7パック
懐中電灯	４０	ユアサ強力ライト（単一6個）
災害弱者用仮設トイレ	５	木村技研ベンクイック
三角巾	４０	
血圧計	９	
医療用マスク	１０	ハイラック350
感染防護対策キット	３	アゼアス　λサイズ
感染防護対策キット	７	アゼアス　Mサイズ
ワンタッチテント	４	NEED製　プライベートルーム

４　越知谷アクティブセンター防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　名	数　量	仕　様　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア他　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	１	調理用
カセットボンベ	１	調理用
ランタン	２	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	４	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	２	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	５	ニュー簡太くんα　間仕切り付
間仕切り	２４	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	４	隔離用ワンタッチパーテーションテント
簡易テント	２	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用サイドウォール	８	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
非常用照明	１	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	１	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	６	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	３	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	３	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	３	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	３	100枚/袋
嘔吐物処理セット	３	感染対策用
非接触型体温計	１	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	６	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	１	エレファウェットティッシュ
生理用品	４３０	（昼用28枚・夜用15枚/1パック）*10パック
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	９	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	３０	桐灰貼るカイロ
テレビ	１	Hisense 25インチ
特設公衆電話	１	Panasonic　VE-F04-W
戸別受信機	１	NEC　JR2F1-７A
組立式応急給水ﾀﾝｸ（LCｺﾝﾃﾅ）	１	全天候性　1,000□

５　神崎小学校防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ–455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα　間仕切り付
間仕切り	３５	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ－1.5ＫＧ
マット	8	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ－01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ
生理用品	４３０	（昼用28枚・夜用15枚/1パック）*10パック
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	１２	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	６０	桐灰貼るカイロ
特設公衆電話	2	Panasonic　VE-F04-W
組立式応急給水ﾀﾝｸ（LCｺﾝﾃﾅ）	1	全天候性　1,000□

６　寺前小学校防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア他　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ–455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα　間仕切り付
間仕切り	２４	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ－1.5ＫＧ
マット	6	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚

マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500mℓ
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500mℓ
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ－01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ
生理用品	４３０	（昼用28枚・夜用15枚/1パック）*10パック
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	１０	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	６０	桐灰貼るカイロ
特設公衆電話	2	Panasonic　VE-F04-W
組立式応急給水ﾀﾝｸ（LCｺﾝﾃﾅ）	1	全天候性　1,000□

7　旧南小田小学校体育館防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア他　500mℓ
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα　間仕切り付
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ－1.5ＫＧ
マット	4	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500mℓ
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500mℓ
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ－01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ
生理用品	４３０	（昼用28枚・夜用15枚/1パック）*10パック
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	8	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	３０	桐灰貼るカイロ
テレビ	1	Hisense 25インチ
特設公衆電話	1	Panasonic　VE-F04-W
戸別受信機	1	NEC　JR2F1-７A
組立式応急給水ﾀﾝｸ（LCｺﾝﾃﾅ）	1	全天候性　1,000□

8　センター長谷防災倉庫

（令和７年２月１日）

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	２５０	アルファー化米５年保存
飲料	２４０	災害用飲料水　キンパイアクア他　500mℓ

毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα　間仕切り付
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
簡易テント用仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	2	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	２５０	不織布マスク*5箱
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ
生理用品	４３０	（昼用28枚・夜用15枚/1パック）*10パック
携帯トイレ	４００	ＮＥＥＤ製　災害用排便処理袋
養生テープ	3	50ｍｍ*25ｍ巻
カイロ	３０	桐灰貼るカイロ
テレビ	1	Hisense 25インチ
特設公衆電話	2	Panasonic　VE-F04-W
戸別受信機	1	NEC　JR2F1-７A
組立式応急給水ﾀﾝｸ（ＬＣｺﾝﾃﾅ）	1	全天候性　1,000□

２０．庁用自動車一覧（町有車両一覧）

令和７年２月現在

庁 用 自 動 車 一 覧 表

令和6年4月1日

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
1	危機管理対策班	指令車ﾌｫﾚｽﾀｰ	800	す	6670	平成30年 2月	普通	5人	住民生活課
2		指令車ﾃﾞﾘｶ	832	て	119	令和元年 9月	普通	8人	住民生活課
3	総務班	ｸﾗｳﾝ	301	た	5860	令和2年 6月	普通	5人	総務課
4		ｶﾑﾘ	300	ゆ	7134	平成26年 5月	普通	5人	議会事務局
5	資材輸送班	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ	400	つ	9608	平成13年 8月	普通	3(6)人	集中管理
6		ｴﾌﾞﾘｲMT	480	え	970	平成19年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
7		ｴﾌﾞﾘｲNo.1	480	せ	9837	平成27年 5月	軽自動車	2(4)人	集中管理
8		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	8612	平成28年 4月	軽自動車	2(4)人	集中管理
9		軽ﾀﾞﾝﾌﾟ	480	て	6812	令和2年 5月	軽自動車	2人	集中管理
10		ﾃﾞｭﾄﾛ	800	す	1147	平成21年 9月	普通	3人	集中管理
11	現地対策班	ﾗﾝｸﾙ	800	さ	2294	平成12年12月	普通	2(5)人	建設課
12		ﾗﾝｸﾙ	100	さ	7020	平成16年 8月	普通	(5) 2(5)人	建設課
13		ﾗﾝｸﾙ	800	す	4013	平成14年10月	普通	5人	建設課
14		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7085	平成16年 5月	普通	(2) 2(5)人	建設課
15		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7125	平成16年 4月	普通	(2) 2(5)人	建設課
16		ｼﾞﾑﾆｰ	580	ひ	1817	平成24年 2月	軽自動車	4人	地籍課
17		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9094	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
18		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	3681	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	建設課
19		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.1	480	そ	613	平成27年 6月	軽自動車	2人	集中管理
20		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.2	480	そ	8613	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
21		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.3	480	ち	8248	平成30年 5月	軽自動車	2人	集中管理
22	教育情報班	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	そ	3372	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	集中管理
23		ﾐﾗｲｰｽ	581	は	3315	令和3年 7月	軽自動車	4人	集中管理
24		エブリィAT	480	え	969	平成19年 3月	軽自動車	2(4)人	中央公民館
25	上下水道対策班	ﾊｲｾﾞｯﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	480	き	7729	平成21年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
26		ﾊｲｾﾞｯﾄﾘﾌﾄ	480	な	5372	令和4年7月	軽自動車	2人	上下水道課
27		ﾊｲｾﾞｯﾄｼﾞｬﾝﾎﾞ	480	な	4480	令和4年6月	軽自動車	2人	上下水道課
28		ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	せ	1704	平成26年 7月	軽自動車	2(4)人	上下水道課
29		ｷｬﾝﾀｰﾀﾞﾝﾌﾟ	11	ま	4453	平成10年 1月	普通	3人	上下水道課

庁 用 自 動 車 一 覧 表

令和6年4月1日

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
30	要援護者支援班	ハイゼットバン	480	ち	3069	平成29年 10月	軽自動車	2(4)人	健康福祉課
31		ﾐﾆｶﾄｯﾎﾟ	50	ゆ	4224	平成13年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
32		ﾐﾆｶﾄｯﾎﾟ	50	ゆ	4225	平成13年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
33		ﾑｰｳﾞ	51	く	3899	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
34		ﾑｰｳﾞ	51	く	3900	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
35		ﾑｰｳﾞ	581	に	9422	令和2年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
36		ﾐﾗ	580	い	4075	平成17年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
37		ｱﾄﾚｰ	880	あ	1977	平成29年 8月	軽自動車	4人	健康福祉課
38		ﾐﾗｲｰｽ	581	た	584	平成30年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
39		ﾐﾗｲｰｽ	581	て	1726	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
40		ﾐﾗｲｰｽ	581	て	1727	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
41		ﾐﾗｲｰｽ	581	に	7250	令和2年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
42		ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ	500	て	2697	平成13年 4月	小型	5人	健康福祉課
43	避難者輸送用	ｴｽﾃｨﾏ	301	さ	5311	平成29年 6月	普通	8人	集中管理
44		ﾊｲｴｰｽ(宝くじ号)	300	も	7911	平成24年11月	普通	10人	集中管理
45	避難場所移動用	ｻｸｼｰﾄﾞ	500	は	3319	平成15年 6月	小型	5人	集中管理
46		ｱｸｱ	501	は	2531	平成29年 5月	小型	5人	集中管理
47		ヴｨｯﾂ	501	ふ	9898	令和1年 7月	小型	5人	集中管理
48		ﾌﾟﾘｳｽ'09	300	ま	4099	平成21年 6月	普通	5人	集中管理
49		日赤ﾗﾝｻｰｶｰｺﾞ	400	た	8248	平成20年 3月	小型	2(5)人	集中管理
50		日赤箱ﾊﾞﾝ	480	と	3231	令和3年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
51		ｼﾞﾑﾆｰ	50	を	312	平成14年 5月	軽自動車	4人	集中管理
52		ｻﾝﾊﾞｰ(消費者号)	480	け	6586	平成23年 2月	軽自動車	2(4)人	住民生活課
53		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9095	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
54		ｼﾞﾑﾆｰAT	581	あ	8573	平成27年 2月	軽自動車	4人	地籍課
55		ハイエース4WD	301	せ	1441	平成30年 8月	普通	10人	集中管理

２１．神河町自主防災組織編成

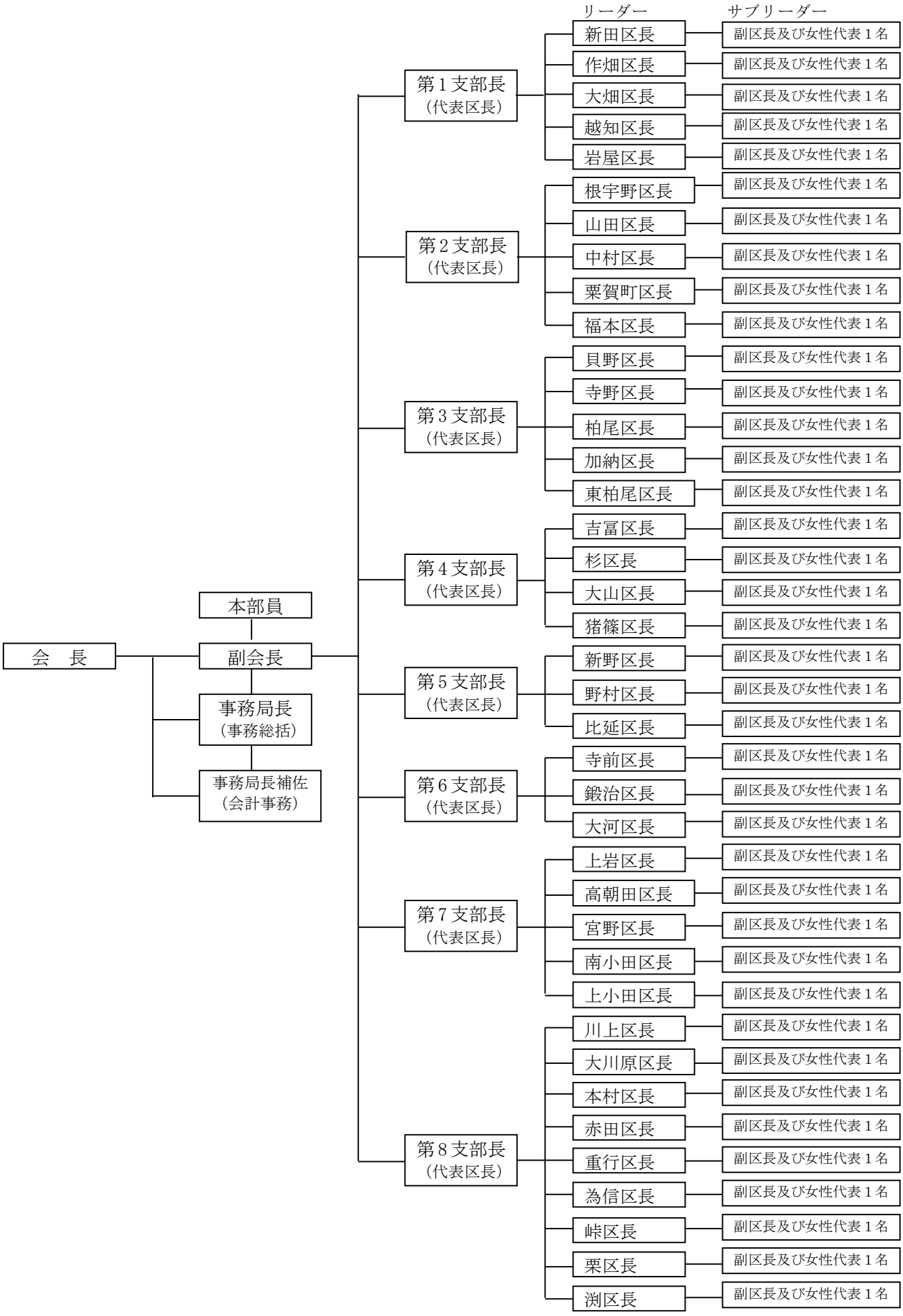

２２．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所　在　地	離着陸場適地名	施設管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ（延長×幅）
1	神河町中村 28 番地の 1	神河町町民グラウンド	神河町長（神河町教育委員会）	0790-34-1681	川崎 CH-47J	150×85
2	神河町根宇野 1019 番地の 13	グリーンエコー笠形野球場	株式会社ドリームアウェイ	0790-32-1307	川崎バートル KV-107V	130×130（扇形）
3	神河町寺前 25 番地	神河町ふるさと広場	神河町長（神河町総務課）	0790-34-0001	川崎 CH-47J	90×90
4	神河町長谷 647 番地	長谷小学校グランド	神河町長（神河町教育委員会）	0790-35-0012	ドクターヘリ	85×46
5	神河町新田 340 番地の 1	新田ふるさと村オートフリーサイト	株式会社マックアース	0790-34-0001	ドクターヘリ	62×64
6	神河町上小田 881 番地の 146	峰山高原リゾート第 2 駐車場	株式会社マックアース	0790-34-1516	ドクターヘリ	84×34
7	神河町上小田 881 番地の 146	峰山高原リゾート第 3 駐車場	株式会社マックアース	0790-34-1516	ドクターヘリ	94×75
8	神河町猪篠 1868	神崎農村公園ヨーデルの森第 2 駐車場	株式会社クラウデイト	0790-32-2911	ドクターヘリ	104×45
9	神河町猪篠 1869	神崎農村公園ヨーデルの森第 3 駐車場	株式会社クラウデイト	0790-32-2911	ドクターヘリ	112×63（三角形）

２３．自衛隊災害派遣要請連絡先

区　　分		電　話　番　号	
		時　間　内	時　間　外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	（078）362-9900（時間内外とも） FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策局災害対策課	（078）362-9988 FAX（078）362-9911～9912	（078）362-9988 FAX（078）362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊第 3 師団 （第 3 部防衛班）	(072) 781-0021 内　線　3734,3725 FAX　3724	(072) 781-0021 内　線　3301（司令部当直） FAX　3301
	中部方面特科連隊 （第 3 科）	(0792) 22-4001 内　線　650・238 FAX　239	(0792) 22-4001 内　線　302（当直司令） FAX　398
	陸上自衛隊第 36普通科連隊 （第 3 科）	(072)782-0001 内　線　4031・4032 FAX　4034	(0727) 82-0001 内　線　4004（当直司令） FAX　4034
	海上自衛隊阪神基地隊 （警備科）	(078) 441-1001 内　線　230 FAX　239	(078) 441-1001 内　線　220（当直幹部） FAX　389

（注）緊急文書を FAX で送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

２４．避難所及び収容人員一覧

資料編「６．神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル）」参照

２５．災害時要援護者利用施設一覧

施設	住所	電話番号	土砂災害警戒区域	浸水想定区域
神河中学校	神河町上岩 25-1	0790-34-0030		○
神崎小学校	神河町粟賀町６１１	0790-32-0025		○
寺前小学校	神河町寺前４３５－１	0790-34-0024		
長谷小学校	神河町長谷６４７	0790-35-0012	○	
神崎幼稚園	神河町粟賀町６１１	0790-32-2170		○
寺前幼稚園	神河町寺前１９２	0790-34-0724		
神崎保育園	神河町中村３３	0790-32-0284	○	○
寺前保育所	神河町寺前３９６	0790-34-1538		
介護老人保健施設　かみかわ	神河町粟賀町 422	0790-31-3880		○
特別養護老人ホーム　あやめ苑	神河町比延 277	0790-34-1800	○	
特別養護老人ホーム　うぐいす荘／グループホームゆうゆう	神河町福本 1241-3	0790-32-2257		
アキタケメディカル　さくら介護センター	神河町吉富 1597-1	0790-32-3690	○	
Ｒesort によん in かみかわ	神河町南小田 1233-2	0790-34-1824		○
デイサービスセンター蓮／つなぐ	神河町福本 334	0790-32-0995	○	
リハビリデイサービス心	神河町粟賀町 363 マックスバリュ神河店内	0790-32-2500		○
公立神崎総合病院	神河町粟賀町 385	0790-32-1331		○
ケアステーションかんざき	神河町粟賀町 385	0790-32-1910		○
デイサービス　ゆる結す	神河町東柏尾 79	0790-32-3020	○	
グループホームふれんど	神河町福本 521	0790-26-2428	○	
多機能型事業所　ひと花	神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120		○

２６．神河町指定文化財一覧

【県・町指定文化財】

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
1	春日神社　弊殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・16	吉冨 1878	春日神社	江戸時代 （県登録）
2	ええじゃないか図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	昭和 62・3・24	東柏尾 718	薬王子神社	江戸時代 （県指定）
3	伯牙弾琴八花鏡	有形文化財 美術工芸品	昭和 63・3・22	大山 110	七寶寺	平安期と推定 （県指定）
4	大畑大歳神社大スギ	記念物 天然記念物	平成 17・03・17	大畑 550	大畑大歳神社	推定樹齢 800 年（県指定）
5	徹心寺　本堂	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	福本 402	徹心寺	江戸時代 （県指定）
6	徹心寺　山門	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	福本 402	徹心寺	江戸時代 （県指定）
7	法楽寺　本堂	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	中村 1048	法楽寺	江戸時代 （県指定）
8	法楽寺　春日社	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	中村 1048	法楽寺	江戸時代 （県指定）
9	福本遺跡	記念物 史跡	平成 21・03・19	福本	神河町	旧石器時代 から奈良時代 （県指定）
１０	春日神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・28	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 （県指定）
１１	春日神社　拝殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・28	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 （県指定）
１２	高畑通群集墳一号墳	記念物 史跡	昭和 56・12・16	東柏尾 181	東柏尾生産森林組合	古墳時代
１３	磨製石剣	有形文化財 美術工芸品	昭和 56・12・16	中村 10	根宇野区・ 管理者：教育委員会	弥生時代
１４	法楽寺梵鐘	有形文化財 美術工芸品	昭和 56・12・16	中村 1048	法楽寺	江戸時代
１５	福本石造五輪塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	福本 998	福本区	南北朝と推定
１６	福本石造宝篋印塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	福本 998	福本区	南北朝と推定
１７	加納石造五輪塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	加納 211	加納区	鎌倉期と推定
１８	根宇野獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 01・02・17	根宇野 163	根宇野獅子舞保存会	江戸時代
１９	中村獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 01・02・17	中村 163	中村獅子舞保存会	江戸時代
２０	羽柴秀吉制札	有形文化財 美術工芸品	平成 06・05・09	柏尾 454	柏尾区	織豊
２１	猪篠浄徳寺 ヒダリマキカヤ	記念物 天然記念物	平成 09・10・08	猪篠 1346	浄徳寺	推定樹齢 450 年

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
２２	正法寺　扁額	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２３	正法寺　聯書	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２４	正法寺　輿	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２５	御所谷宝篋印塔	有形文化財 建造物	平成 12・02・14	新野字御所谷	新野地区・ 新野地区住民	南北朝時代
２６	大河五輪塔	有形文化財 建造物	平成 12・02・14	大河 294-1	吉岡哲男	鎌倉中期と推定
２７	長谷市原神社 ツクバネガシ	記念物 天然記念物	平成 12・02・14	長谷 1610	市原神社	
２８	宮野立岩神社フジ木	記念物 天然記念物	平成 12・02・14	宮野 390	立岩神社	
２９	長楽寺 十一面観世音菩薩像	有形文化財 美術工芸品	平成 12・02・14	新野 203	寺岡恵日丸	平安中期と推定
３０	市原神社獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	長谷 1610	市原神社獅子舞 保存会	江戸時代
３１	川上地区　花だんご	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	川上地内	川上地区・ 川上地区住民	不明
３２	川上地区　くまびきうち	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	川上大歳神社	川上地区・ 川上地区住民	不明
３３	寺前城山群集墳	有形文化財 史跡	平成 13・03・02	寺前字城山	木村八山・最明寺	古墳時代
３４	旧福本藩池田家陣屋庭園	有形文化財 名勝	平成 26･3・13	福本	福本大歳神社・ 福本区	江戸時代 (県指定)
３５	福本藩歴代藩主墓所	有形文化財 建造物	平成 15・05・29	福本 406	池田洋一・徹心時	江戸時代
３６	法楽寺　山門	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３７	法楽寺　庫裡	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３８	法楽寺　鐘楼	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３９	法楽寺　開山堂	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
４０	中村埋田神社本殿	有形文化財 建造物	平成 17・07・28	中村 629-1	中村埋田神社	江戸時代
４１	大畑大日堂	有形文化財 建造物	平成 17・07・28	大畑 548-1	西光寺	江戸時代
４２	法楽寺神馬図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	中村 1048	法楽寺	江戸時代
４３	福本大歳神社神馬図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	福本 528-1	福本大歳神社	江戸時代
４４	福本大歳神社祭礼図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	福本 528-1	福本大歳神社	幕末から明治 初年と推定

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
４５	中村埋田神社四季農耕図絵馬及び祭礼図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	中村 629-1	埋田神社	江戸時代
４６	大歳神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 19・03・13	猪篠 1936-1	猪篠大歳神社	江戸時代
４７	八幡神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 19・03・13	猪篠 1113	猪篠八幡神社	江戸時代
４８	木造薬師如来坐像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885-1	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
４９	木造日光菩薩立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５０	木造不動明王立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５１	木造毘沙門天立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５２	越知薬師堂	有形文化財 建造物	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	江戸時代と推定
５３	生野鉱山寮馬車道	有形文化財 史跡	令和 2.1.29	吉冨	―	明治時代
５４	市原神社　稲荷社	有形文化材 建造物	令和 3.5.6	長谷 1610	市原神社	江戸時代

【国・県登録文化財】

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
1	旧難波酒造店舗兼主屋	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
2	旧難波酒造茶室	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
3	旧難波酒造土蔵	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
4	旧難波酒造醸造蔵	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
5	春日神社　幣殿	登録有形文化財 建造物	平成 23.8.4	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 県登録文化財

２７．防災行政無線関係局位置一覧

局名	種別	住所	東経	北緯
神河町役場	―	寺前６４	134° 73′ 97.7″	35° 06′ 42.3″
大嶽山中継所	基地局	柏尾字大嶽山７６８番１	134° 75′ 13.1″	35° 06′ 55.8″
越知谷簡易中継局	再送信子局	越知１０８３－２	134° 83′ 37.5″	35° 11′ 86.0″
作畑(観音堂)	再々送信子局	作畑５９４	134° 51′ 30.4″	35° 09′ 13.8″
猪篠集落センター	再送信子局	猪篠１４０７	134° 47′ 32.1″	35° 07′ 34.7″
上小田活動促進センター	再送信子局	上小田４１２－１	134° 40′ 36.9″	35° 06′ 39.3″
川上文化会館	再送信子局	川上４７７－３	134° 42′ 36.4″	35° 09′ 18.2″
栗区公民館	再送信子局	栗１２－１	134° 52′ 49.4″	35° 10′ 09.8″
新田ふるさと村	屋外拡声子局	新田340番地1	134° 52′ 24.4″	35° 09′ 42.8″
新田公民館	屋外拡声子局	新田126番地	134° 51′ 08.0″	35° 07′ 46.9″
大畑コミュニティーセンター	屋外拡声子局	大畑319番地1	134° 50′ 12.2″	35° 07′ 01.0″
越知区公民館	屋外拡声子局	越知305番地1	134° 50′ 14.0″	35° 07′ 35.2″
上越知停留所	屋外拡声子局	越知880番地5	134° 50′ 12.0″	35° 05′ 46.2″
岩屋区公民館	屋外拡声子局	岩屋141番地1	134° 49′ 12.4″	35° 05′ 01.0″
センター根宇野	屋外拡声子局	根宇野532番地4	134° 47′ 37.6″	35° 04′ 33.4″
山田区新生館	屋外拡声子局	山田522番地	134° 46′ 33.1″	35° 04′ 02.0″
粟賀区公民館	屋外拡声子局	粟賀町389番地	134° 46′ 56.2″	35° 04′ 14.8″
中村ドリームホール	屋外拡声子局	中村426番地1	134° 46′ 25.4″	35° 03′ 25.6″
福本揚羽ホール	屋外拡声子局	福本534番地	134° 46′ 58.5″	35° 02′ 48.5″
福山団地バス停付近	屋外拡声子局	福本534番地	134° 45′ 51.3″	35° 02′ 39.3″
貝野公民館	屋外拡声子局	貝野435番地1	134° 45′ 29.9″	35° 03′ 07.0″
寺野公民館	屋外拡声子局	寺野258番地	134° 45′ 18.9″	35° 03′ 32.3″
柏尾ふれあい館	屋外拡声子局	柏尾419番地3	134° 45′ 57.1″	35° 03′ 28.5″
加納営農センター	屋外拡声子局	加納232番地	134° 45′ 46.6″	35° 03′ 44.1″
東柏尾集落センター	屋外拡声子局	東柏尾543番地	134° 46′ 33.4″	35° 04′ 37.1″
吉冨集落センター	屋外拡声子局	吉冨1451番地	134° 46′ 47.3″	35° 05′ 51.5″
杉営農センター	屋外拡声子局	杉462番地	134° 47′ 01.4″	35° 06′ 36.9″
大山なかよし会館	屋外拡声子局	大山662番地1	134° 48′ 20.1″	35° 07′ 34.8″
奥猪篠集会所	屋外拡声子局	猪篠917番地	134° 44′ 59.1″	35° 03′ 01.0″
新野公民館	屋外拡声子局	新野732番地	134° 45′ 14.6″	35° 03′ 04.7″
野村集会所	屋外拡声子局	野村262番地	134° 44′ 27.3″	35° 03′ 37.3″
比延公民館	屋外拡声子局	比延277番地3	134° 44′ 26.0″	35° 04′ 02.0″
地域交流センター（寺前）	屋外拡声子局	寺前200番地1	134° 44′ 41.0″	35° 04′ 01.0″
鍛治中央集会所	屋外拡声子局	鍛治243番地1	134° 44′ 36.0″	35° 05′ 01.0″
大河公民館	屋外拡声子局	大河433番地2	134° 43′ 59.1″	35° 03′ 53.9″
上岩多目的集会所	屋外拡声子局	上岩132番地3	134° 43′ 16.0″	35° 04′ 13.4″
高朝田集落農事集会所	屋外拡声子局	高朝田228番地	134° 42′ 49.7″	35° 04′ 47.9″
宮野公民館	屋外拡声子局	宮野288番地15	134° 42′ 55.6″	35° 05′ 47.2″
南小田農村環境改善センター	屋外拡声子局	南小田912-1	134° 43′ 33.2″	35° 07′ 26.0″
大川原集会所	屋外拡声子局	長谷182番地1	134° 44′ 26.0″	35° 07′ 16.1″
本村公民館	屋外拡声子局	長谷598番地3	134° 44′ 55.6″	35° 07′ 22.9″
赤田多目的集会所	屋外拡声子局	長谷819番地1	134° 44′ 38.0″	35° 06′ 51.5″
重行集会所	屋外拡声子局	長谷1135番地1	134° 44′ 27.0″	35° 06′ 29.0″

局名	種別	住所	東経	北緯
為信バス停前駐車場	屋外拡声子局	長谷1199番地1	134° 44′ 18.5″	35° 06′ 13.0″
峠公民館	屋外拡声子局	長谷1380番地5	134° 44′ 48.2″	35° 07′ 00.8″
渕公民館	屋外拡声子局	渕139番地2	134° 45′ 35.2″	35° 08′ 00.3″

２８．医療機関一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目
公立神崎総合病院	神河町粟賀町 385	0790（32）1331	内・外・整・小・産婦・眼・胃腸・肛門・呼吸・リハ・循環・耳鼻・神経・麻酔
立岩医院	神河町寺前 31-6	0790（34）0033	内・小・呼吸・消化
山本医院	神河町福本 562-1	0790（31）3200	内・小
くぼ歯科	神河町寺前 219-3 ルネス大河内１階	0790（34）0800	歯
松岡歯科医院	神河町加納 356-4	0790（32）1801	歯
かとう歯科クリニック	神河町福本 318	0790（31）2300	歯

２９．町内薬局・薬店一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	区　　分
たんぽぽ調剤薬局寺前店	神河町寺前 35-1	0790（34）7130	薬　局
クオール薬局神埼店	神河町粟賀町 385-11	0790（31）3589	薬　局
たんぽぽ調剤薬局粟賀店	神河町粟賀町 378-3	0790（32）3001	薬　局
ウエルシア神崎神河店	神河町粟賀町 357-2	0790（31）3336	薬　店・薬　局
ゴダイドラック神崎店	神河町福本 75	0790（31）2866	薬　店
斎藤薬品	神河町福本 85	0790（32）1971	薬　店
新生堂薬舗	神河町寺前 204-2	0790（34）0654	薬　店

３０．**町内ボランティア団体一覧**（神河町ボランティアセンター登録）

ＪＡ女性会ほのぼの	ＪＪＪ・じいちゃん	Ｖマーガレット	赤田ボランティア
赤田ミニデイＶ	上岩ボランティア	あじさい学級歌謡クラブ	あやめ学級民謡クラブ
粟賀町区ミニディサーピス	大河ボランティア	大川原ボランティア	大畑お達者クラブ
大畑ふれあい喫茶「ほっと」	大山ミニディＶ	お琴を楽しむ会	越知きらきらクラブ
越知同志会	お話し相手ボランティア	オレンジの会	カーミン笑の会
貝野ふれあい喫茶	柏尾ふれあい会	鍛冶ボランティア・ふれあい喫茶綿ぼうし	加納にこにこクラブ
上小田ボランティア・ふれあい喫茶鋒山	神河歌謡曲クラブ	神河町いずみ会	神河町野外活動クラブたんぽぽ
かわかみミニデイボランティア	河原なでしこ	きらり会	栗会
栗ボランティア	グループＫＯＴＯ	グループこだま	琴音会
サークルエコもみじ	さかえ	さくら会	さくらんぼの会
手話サークルあおぞら	新田ミニディ	杉ミニディサービスひまわり	スズメクラブ
すずらんの会	すみれ会	せせらぎ会	高朝田ボランティア
たのしい貝	為信ボランティア	たんぽぽ	チューリップの会
つくし会	つるかめクラブ	寺前ボランティア	天理教粟賀分教会なかよし会
峠ボランティア	なでしこの会	新野ボランティア	野の花
野村ボランティア花てまり会	野村楽々会	ハートの会	配食ボランティア ハッスル
花岡ふれあい喫茶	バレーボール同好会	比延ボランティア	ひばり会
ひまわりの会	福田会	福本あげは会	福本ふれあい喫茶
渕ボランティア	ふれあい喫茶きちゃった	ふれあい喫茶はせ	ふれあい喫茶ボランティアさくら
ふれあい喫茶本村	ほほえみクラブ	ボランティア神崎	ボランティア健康懐メロ教室
ボランティアさくら	ボランティアスイセン	本村ボランティア	みっちゃんズ
緑会	南小田ボランティア	宮野ボランティア	峰遊会
根宇野ミニディサービス	ミントの会	もみじの会	ももの会
柳扇会	山田おたのしみ会	やまびこ	山ゆりの会
やよい会	ゆうすげの会	遊悠クラブ	夢花フォーラム
ゆりの会	葉晟会	葵会	吉冨区防犯グループ
りんごの会	レタス座	朗読ボランティア若菜会	わいわい喫茶「なかよし会」
若菜会	兵庫トラウトファウンデーション		

３１．町指定給水装置工事事業者一覧

番号	名称	所在地	連絡先
1	ホップデンキ	粟賀町 312-1	32-0476
2	テラマエ設備工業（株）	上岩 176	34-1717
3	（株）村岡電気商会	大河 314-1	34-0128
4	鵜野電気商会	寺前駅前	34-0159
5	第一設備管理（株）	姫路市飾磨区構 1-148-1	079-234-0969
6	（株）堀口	粟賀町 466-1	32-1138
7	小島電気設備	高朝田 292	34-0860
8	森本住宅設備（株）	福本 43-4	32-0328
9	野田電気商会	杉 569	32-0329
１０	（株）片岡建設	寺前 36-3	34-0072
１１	（株）長井土木	岩屋 437	33-0445

３２．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

（令和４年１月２５日現在）

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th><th>支給・貸付けの制限</th><th>貸付けの条件</th><th>県の助成</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金</td><td>(1)　一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５以上発生した災害
(2)　都道府県内において住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上ある災害
(3)　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの
(4)　災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害</td><td>市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後３カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族
<table><tr><th>区　　分</th><th>死亡者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>250 万円</td></tr></table></td><td>(1)　死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの
(2)　警察表彰規則、消防表彰規定、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合
(3)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td></td><td>要する費用につき、その３/４を補助する。</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>災害弔慰金と同じ</td><td>負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に精神又は身体に障害がある住民
<table><tr><th>区　　分</th><th>障害者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>125 万円</td></tr></table></td><td>(1)　負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
(2)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td></td><td>災害弔慰金と同じ</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>災害援護資金</td>
<td>県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が１以上ある自然災害</td>
<td>市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table>
<tr><th rowspan="2">被害の種類及び程度</th><th colspan="2">１世帯当りの貸付限度額</th></tr>
<tr><th>世帯主の負傷がある場合</th><th>世帯主の負傷がない場合</th></tr>
<tr><td>家財の１／３以上の損害及び住居の損害がない場合</td><td>150 万円</td><td></td></tr>
<tr><td>家財の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合</td><td>250 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>住居が半壊した場合</td><td>270 万円</td><td>170 万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td>住居が全壊した場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350 万円</td><td>350 万円</td></tr>
<tr><td>住居の全体が滅失した場合</td><td>350 万円</td><td>350 万円</td></tr>
</table></td>
<td>次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が１人であるときは 220 万円、２人であるときは 430 万円、３人であるときは 620 万円、４人であるときは 730 万円、５人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額
(1) 総所得
(2) 退職所得
(3) 山林所得
(4) 土地等に係る事業所得
(5) 長期譲渡所得
(6) 短期譲渡所得</td>
<td>(1) 貸付利率
・据置期間
無利子
・据置期間経過後
年３％

(2) 償還方法
・償還期間
10 年
・据置期間
３年又は５年
・償還方法
年賦又は半年賦償還
（元利均等償還）</td>
<td>市町(神戸市を除く。)が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を市町に貸し付ける。</td>
</tr>
</table>

３３．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

（令和元年 10 月１日現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 330 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり （建設型仮設住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （賃貸型仮設住宅） 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 ２　限度額　１戸当たり （建設型仮設住宅） 5,714,000 円以内 （借上型仮設住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置する場合は集会施設を、50 戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）	（建設型仮設住宅） 災害発生の日から 20 日以内着工 （賃貸型仮設住宅） 速やかに供与	１　建設型仮設住宅の場合における限度額は、平均１戸当たり 5,714,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度以内であればよい。 （１食は１／３日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失､又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊全焼流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,200</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的措置）</td><td>1　救護班･･･使用した薬
剤、治療材料、医療器具
破損等の実費
2　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は､使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室､炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり イ　ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 ロ　半壊（焼）に準ずる程度の損壊を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

３４．兵庫県災害援護金支給等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火事を含む。）、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（３）　その他の災害　災害のうち、自然災害以外の災害をいう。

（４）　被災世帯主　災害によって被害を受けた世帯の世帯主をいう。

（５）　重傷の被災者　災害によって１箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民をいう。

（災害援護金）

第３条　県は、次に掲げる者に対して災害援護金を支給するものとする。

（１）　県の区域内において発生した自然災害による一の市町の区域内の被害数が５以上に達した場合にあっては、当該自然災害による県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重症の被災者

（２）　県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が実施された場合にあっては、当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重症の被災者

２　前項第１号の被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、または流失した世帯１世帯を１とし、半壊し、または半焼した世帯１世帯を２分の１とし、床上浸水した世帯１世帯を３分の１として計算するものとする。

３　第１項の災害援護金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（死亡見舞金）

第４条　県は、次に掲げる者に対して死亡見舞金を支給するものとする。

（１）　県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族

（２）　県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族

（３）　県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害または災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族

（４）　前３号に掲げるもののほか、知事が等に必要があると認める災害により死亡した者の遺族

２　前項の死亡見舞金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

（適用除外）

第５条　県は、前２条の規定に該当する場合においても、当該被災者の責めに返すべき理由により被害が生じたとき、その他知事が災害援護金及び死亡見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、これを支給しないことがある。

２　県は、前条第１項第１号又は第３号に該当する場合であっても、当該死亡した者の遺族に対し

て災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第３条の規定による災害弔慰金が支給されたときは、死亡見舞金を支給しないものとする。

（補則）

第６条　この規則の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（災害援護金等の支給に関する規則の廃止）

２　災害援護金等の支給に関する規則（昭和43年兵庫県規則第52号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行前に発生した災害に係る災害援護金等の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年４月１日規則第38号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附　則（昭和58年２月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年３月30日規則第10号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成２年３月18日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成16年10月29日規則第76号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成16年８月30日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成21年10月９日規則第58号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成21年８月９日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成25年５月17日規則第29号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成25年４月１３日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

災　害　援　護　金

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	１世帯につき200,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害割合が10分の１以上であるものに限る。）又は床上浸水	１世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	１人につき　30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	１世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき 30,000円

別表第２（第４条関係）

死　亡　見　舞　金

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等１人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者１人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者１人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等１人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者１人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者１人につき 100,000円

備考　この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

（１）　県の区域内に住所を有する者

（２）　県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者

（３）　県の区域内の学校に在学する者

（４）　その他これらに類する者